

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

令和 6 年度
滋賀短期大学
自己点検・評価報告書

令和 8 年 2 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	14
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	24
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	44
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	52
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	54
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	64
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	78
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	86
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	88
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	89
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	91
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～20] 基礎データ	
[様式 21] 法令対応確認一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価の基準に則り、滋賀短期大学の令和 6 年度における自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 2 月 1 日

学校法人純美禮学園
理事長 秋山 元秀

滋賀短期大学
学長 秋山 元秀

滋賀短期大学
ALO
教授 江見 和明

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園は、大正 7 年に中野富美が創設した松村裁縫速進教授所に始まり、実業学校を開設して女性の自立のための職業教育に寄与してきた。戦後は新制高校である滋賀女子高等学校として発展してきた後、昭和 45 年には滋賀女子短期大学を開設し、地域の女子高等教育の推進に努めてきた。昭和 55 年には同附属幼稚園を置き、平成 20 年からは学園の改革に伴って男女共学の滋賀短期大学となり、附属高等学校、附属幼稚園を擁している。加えて令和 2 年度には附属すみれ保育園を開園した。

滋賀短期大学は、開学当初は服飾学科 50 人、幼児教育学科 50 人の 2 学科からなり、1 学年の入学定員は 100 人であったが、のちに時代の要請に応じて入学定員を増やし、昭和 56 年に秘書科 100 人を開設した。令和 6 年度には、服飾学科の流れを汲む生活学科 70 人、幼児教育保育学科 80 人及び秘書科を改称したビジネスコミュニケーション学科 100 人に、令和 4 年度に開設したデジタルライフビジネス学科 30 人(学科連係課程実施学科の入学定員内数である。生活学科 10 人、ビジネスコミュニケーション学科 20 人の定員数)を加えた 4 学科を擁し、1 学年の入学定員が 250 人の短期大学となった。現在は、生活学科、ビジネスコミュニケーション学科、デジタルライフビジネス学科を統合して新たなデジタルライフビジネス学科(定員 150 人)を設置し、幼児教育保育学科(定員 80 人)と合わせて全学の入学定員は 230 人となっている。各学科では建学の精神を基に、時代と社会の要請に応えられるコースの設置や教育内容の改革に取り組んでいる。

学園と短期大学の沿革は、次のとおりである。

<学校法人の沿革>

大正 7	年	4 月	中野富美「松村裁縫速進教授所」を大津市に開設
大正 8	年	4 月	「大津裁縫速進教授所」と改称
昭和 3	年	4 月	「大津裁縫女学校」を開設 中野富美 校長に就任
昭和 4	年	4 月	同校 滋賀県から滋賀県実業補習学校女子教員の養成を委託される
昭和 6	年	4 月	実業学校令に基づく学校に昇格、「大津高等裁縫女学校」と改称
昭和 19	年	1 月	財団法人純美禮学園設立認可 中野富美 理事長に就任
		4 月	「大津高等裁縫女学校」を「滋賀高等女子実業学校」と改称
昭和 23	年	4 月	学制改革に伴い、新制高等学校に組織変更し、「大津家庭高等学校」と改称
昭和 26	年	3 月	私立学校法の施行に伴い、財団法人純美禮学園を学校法人純美禮学園と組織変更認可

滋賀短期大学

		4月	中野富美 理事長に就任
昭和 36	年	4月	「大津家庭高等学校」を「滋賀女子高等学校」と改称
昭和 41	年	3月	松村信蔵理事 理事長に就任
昭和 45	年	4月	「滋賀女子短期大学」を大津市竜が丘に開学、服飾学科入学定員 50 人、幼児教育学科入学定員 50 人 服飾学科に中学校教諭二級普通免許状（家庭）及び幼児教育学科に幼稚園教諭二級普通免許状授与の課程認定を受ける 松原武夫 初代学長に就任
		12月	幼児教育学科に保母養成校の指定を受ける
昭和 51	年	4月	原山淑夫理事 理事長に就任 服飾学科入学定員 80 人(30 人増)、幼児教育学科入学定員 120 人(70 人増)
昭和 55	年	4月	「滋賀女子短期大学附属幼稚園」を隣接地に開園
昭和 56	年	8月	中野幹夫理事 理事長に就任
昭和 59	年	4月	川崎 源 学長に就任
昭和 62	年	4月	秘書科を開設、秘書科入学定員100 人
		10月	滋賀女子短期大学公開講座を開設（以後、毎年開催※） ※令和 2 年度を除く
昭和 63	年	11月	純美禮学園創立 70 周年記念式典を挙行
平成 2	年	11月	滋賀女子短期大学創立 20 周年記念式典を挙行
平成 3	年	4月	服飾学科を生活学科に改称、秘書科入学定員 150 人（期間付臨時定員 50 人増）
平成 4	年	4月	岡野久二 学長に就任
平成 12	年	4月	秘書科をビジネスコミュニケーション学科に改称 榎 和子 学長に就任
平成 14	年	4月	乳幼児総合研究所を開設
平成 15	年	4月	幼児教育学科を幼児教育保育学科に改称、幼児教育保育学科入学定員 150 人（30 人増）、ビジネスコミュニケーション学科入学定員 120 人（期間付臨時定員を 50 人から 20 人に変更） 入試広報センター及び学生支援センターを設置
平成 16	年	4月	松村文夫理事 理事長に就任
平成 17	年	4月	ビジネスコミュニケーション学科入学定員 100 人（期間付臨時定員期間満了により 20 人減） 生活学科に製菓衛生師養成校の指定を受ける（入学定員 40 人）
平成 18	年	4月	幼児教育保育学科入学定員 170 人（20 人増） 板倉安正 学長に就任
平成 20	年	4月	男女共学化に伴い、「滋賀短期大学」に改称、「滋賀女子高等学

			校」は「滋賀短期大学附属高等学校」に改称
平成 21	年	5月	純美禮学園創立 90 周年記念式典を挙
		3月	高等教育開発センターを設置 (財)短期大学基準協会における第三者評価にて「適格」と認定される
平成 22	年	4月	製菓コースを製菓マイスターコースに、生活造形コースを生活クリエイトコースに改称
		1月	生活学科に栄養士養成施設の指定を受ける (入学定員 30 人)
平成 23	年	10月	生活学科に栄養教諭二種免許状の課程認定を受ける ビジネスコミュニケーション学科に日本医師会認定医療秘書養成校の認定を受ける
		11月	東北文教大学短期大学部と相互評価を実施
平成 24	年	4月	佐藤尚武 学長に就任
		12月	地域連携研究センターを設置
平成 25	年	5月	地域連携研究センターを地域連携教育研究センターに改称
平成 26	年	2月	地域連携年報創刊号を刊行
		3月	子育て支援教育プレイルームを開設
平成 28	年	4月	キャンパス内全面禁煙化
		3月	(財)短期大学基準協会における第三者評価にて「適格」と認定される
平成 30	年	4月	食健康コース入学定員 35 人 (5 人増)、製菓マイスターコース入学定員 35 人 (5 人減) 生活クリエイトコースをライフデザインコースに改称
		4月	秋山元秀 学長に就任
平成 31	年	5月	食健康コース入学定員 45 人 (10 人増)
		4月	純美禮学園創立 100 周年記念式典挙 幼児教育学科入学定員 150 人 (20 人減) 製菓マイスターコースを製菓・製パンコースに改称 滋賀短期大学創立 50 年を迎える
令和 2	年	4月	「滋賀短期大学附属すみれ保育園」を守山市に開園
令和 3	年	3月	滋賀短期大学研究紀要「創立 50 周年記念号」発行
		4月	松村文夫 名誉理事長に就任 秋山元秀 理事長に就任
令和 4	年	11月	「守山すみれ講座」開催(主催：滋賀短期大学 後援：守山市)以後毎年継続
		4月	デジタルライフビジネス学科開設 入学定員 30 人 ※ 学科連係課程実施学科の入学定員として活用する各連係協力学科の入学定員の定数 (生活学科 10 名、ビジネスコミュニケーション学科 20 名)

		幼児教育保育学科 入学定員を 100 人に変更 ビジネスコミュニケーション学科 入学定員を 120 人に変更
	11 月	滋賀短期大学創立 50 周年記念行事開催 「講演会&トークショー」「しがたんフェスタ」
令和 5	年 3 月	一般財団法人大学・短期大学基準協会における認証評価にて 「適格」と認定される
令和 6	年 4 月	生活学科 入学定員を 70 人に変更 幼児教育保育学科 入学定員を 80 人に変更
令和 7	年 4 月	ビジネスコミュニケーション学科 入学定員を 100 人に変更 生活学科、ビジネスコミュニケーション学科、デジタルライフ ビジネス学科（旧）の募集を停止 デジタルライフビジネス学科（新）開設 定員 150 人

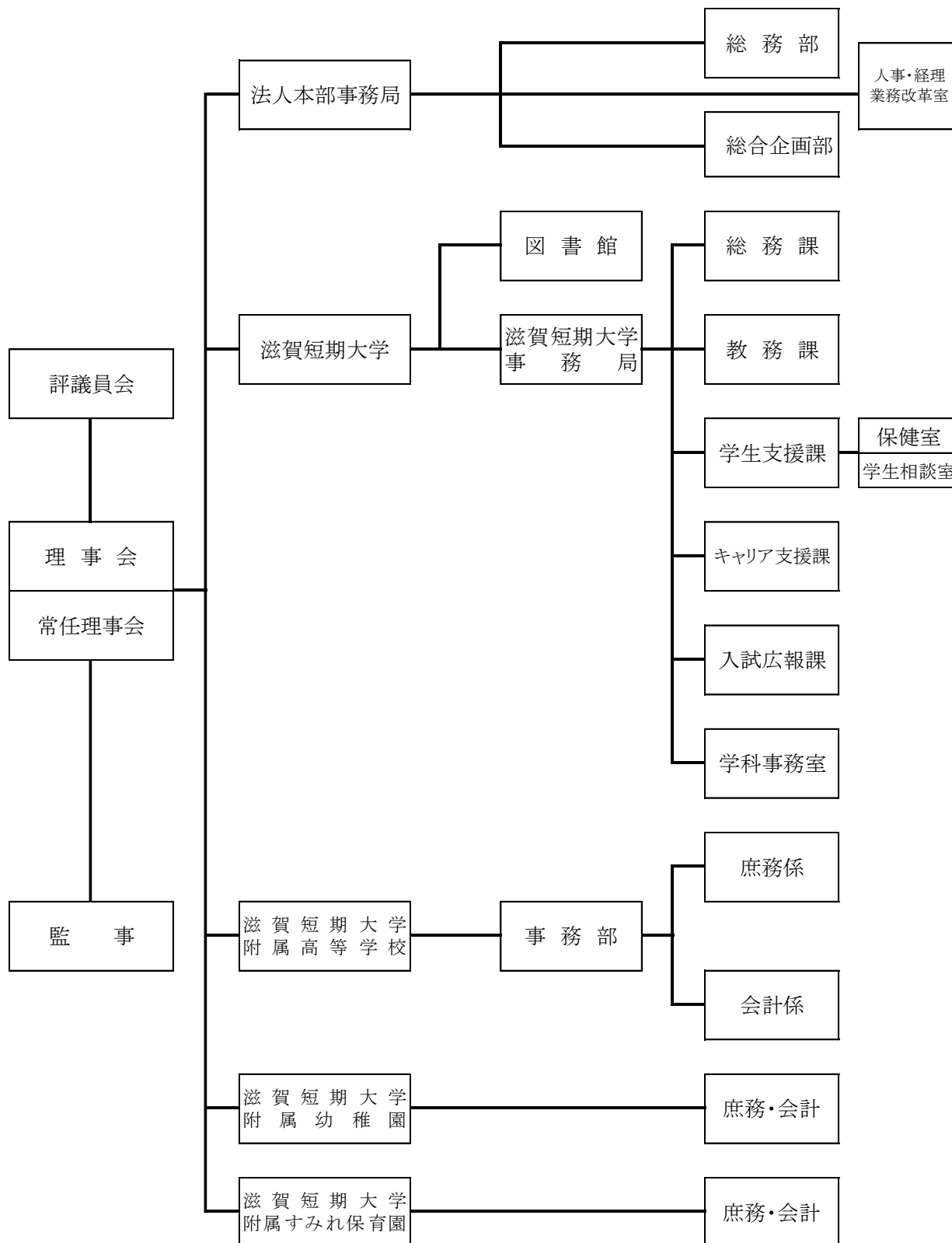
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 7（2025）年 5 月 1 日現在

教育機関	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
滋賀短期大学	大津市竜が丘 24 番 4 号	1 学年 230 人	480 人	411 人
附属高等学校	大津市朝日が丘一丁目 18 番 1 号	1 学年 250 人	750 人	765 人
附属幼稚園	大津市竜が丘 24 番 3 号	3 歳児 30 人 4 歳児 30 人 5 歳児 50 人	110 人	59 人
附属すみれ保育園	守山市三宅町 134 番 5 番	0 歳児 6 人 1 歳児 12 人 2 歳児 12 人 3 歳児 30 人 4 歳児 30 人 5 歳児 30 人	120 人	120 人

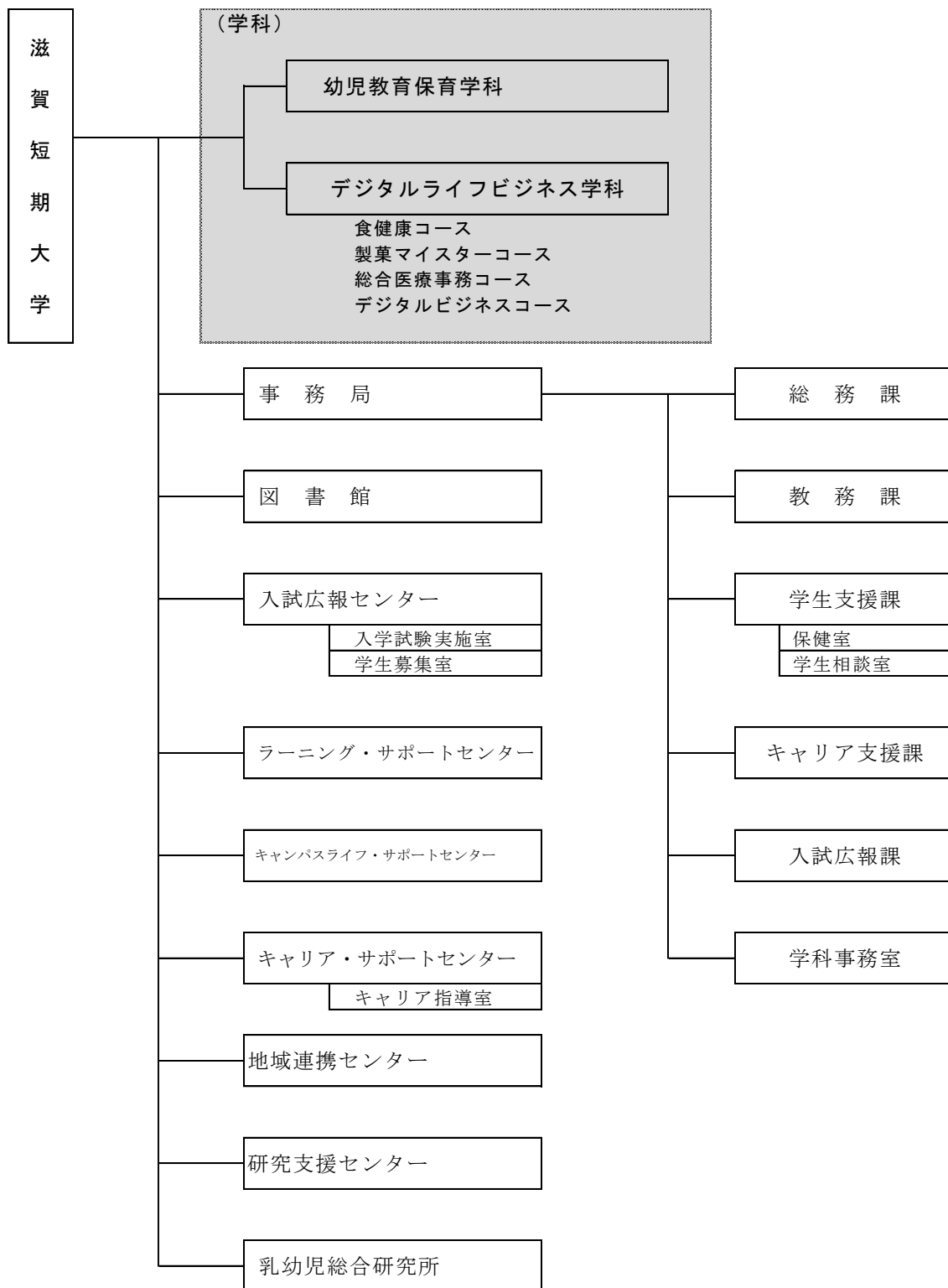
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和7(2025)年5月1日現在



滋賀短期大学 組織図

令和7年4月現在



滋賀短期大学 センター及び各種委員会一覧

令和7年4月現在

■ センター

番号		設置規程	担当課
1	入試広報センター	入試広報センター規程	入試広報課
2	地域連携センター	地域連携センター規程	総務課
3	研究支援センター	研究支援センター規程	総務課
4	乳幼児総合研究所	乳幼児総合研究所規程	総務課
5	ラーニング・サポートセンター	ラーニング・サポートセンター規程	教務課
6	キャンパスライフ・サポートセンター	キャンパスライフ・サポートセンター規程	学生支援課
7	キャリア・サポートセンター	キャリア・サポートセンター規程	キャリア支援課

■ 各種委員会

番号		設置規程	担当課
1	企画委員会	委員会規程	総務課
2	教学マネジメント委員会	委員会規程	教務課
	IR部会		
	FD・SD部会		
	デジタル教育部会		
3	入学試験委員会	委員会規程	入試広報課
	入試運営部会		
	入試問題作成部会		
	入試問題チェック部会		
4	総務委員会	委員会規程	総務課
	広報部会		
	倫理人権部会		
	施設整備部会		
5	教務委員会	委員会規程	教務課
	実習部会		
	教職課程部会		
6	学生支援委員会	委員会規程	学生支援課
	国際交流部会		
	障害学生支援部会		
7	キャリア支援委員会	委員会規程	キャリア支援課
8	学生募集委員会	委員会規程	入試広報課
9	図書委員会	委員会規程	総務課
10	自己点検・評価統括委員会	自己点検・評価に関する規程	法人本部
11	自己点検・評価委員会	自己点検・評価に関する規程	総務課
	第1部会～第5部会		
12	危機管理委員会	危機管理規程	総務課
13	人事委員会	人事委員会規程	総務課
14	研究倫理審査委員会	研究倫理審査委員会規程	総務課
15	衛生委員会	衛生委員会規程	総務課

■ 臨時的に設置する委員会

1	資格審査委員会	資格審査委員会規程	総務課
2	学生調査委員会	学生懲戒処分内規	学生支援課

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

本学は、滋賀県南西部に位置する大津市に立地している。令和6年4月1日現在の滋賀県の推計人口は1,400,910人^{*1}であり、1年間で4,389人の減少となっている。県庁所在地である大津市の人口は344,375人^{*1}であり、1年間で303人の減少がみられた。大津市を含め、滋賀県南部は全国的動向からみて人口動態は安定しており、若年人口も大幅な減少はみられない。

学生の入学動向では、滋賀県出身者の比率が80%を超え、次いで京都府出身者が多い状況である。今後の滋賀県内の18歳人口数の推移については、向こう5年間は14,000人台をほぼ維持することが予想されており、全国的な比較では落ち込みは少ない状況にあるといえる。

^{*1} 令和6年4月1日現在の滋賀県が公表している数値

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/jinkou/>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/jinkou/maitsuki/335781.html>

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
滋 賀 県	大津市	59	21%	75	23%	65	25%	41	20%	68	28%
	湖南地区	46	16%	41	12%	46	17%	46	22%	37	15%
	甲賀地区	33	12%	40	12%	30	11%	23	11%	23	10%
	湖東地区	50	17%	58	18%	40	15%	41	20%	53	22%
	湖北地区	30	10%	29	9%	17	6%	14	7%	14	6%
	湖西地区	6	2%	1	0%	8	3%	2	1%	3	1%
	小計	224	78%	244	74%	206	77%	167	81%	198	82%
京都府	24	8%	37	11%	25	10%	15	7%	22	9%	
大阪府	5	2%	3	1%	4	2%	1	0%	0	0%	
福井県	7	2%	2	1%	5	2%	4	2%	2	1%	
三重県	3	1%	3	1%	1	0%	4	2%	0	0%	
その他	25	9%	39	12%	25	9%	18	8%	20	8%	
総計	288	100%	328	100%	266	100%	209	100%	242	100%	

[注]

- 短期大学の实態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和6（2024）年度を起点に過去5年間について記載してください。

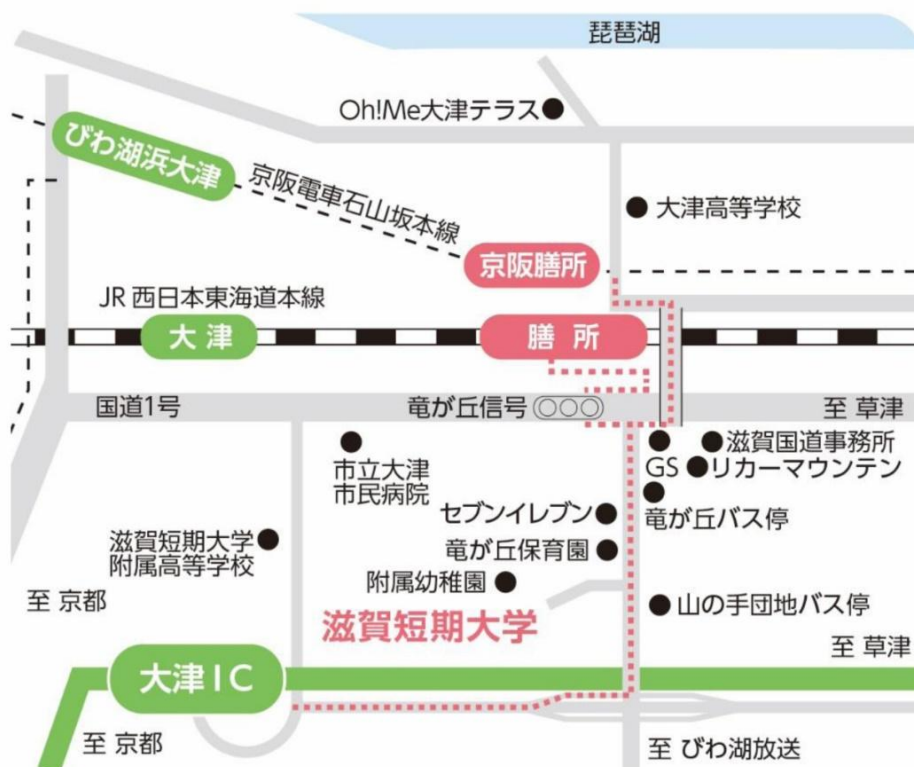
- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

地域社会の産業の状況及び地域社会のニーズとしては、滋賀県は近畿地方と中部―北陸地方を結ぶ幹線交通路が通り、流通の拠点であることが大きな特色である。そのため、内陸工業が発達し、また国内最大の湖である琵琶湖を中心として水資源が豊富であるなど、地理的条件に恵まれている。特に、大手企業の工場が立地しており、第2次産業（製造業）の比率が高いことが特徴である。

本学が立地する大津市は県内産業経済の中心地として、多くの企業や事業所・研究所がある。また、観光や物流などのサービス業や福祉関連事業も盛んである。子どもから若者まで切れ目のない支援を大切にし、令和2年度から令和6年度までの5か年計画として、「大津市子ども・若者支援計画(第2期大津市子ども・子育て支援事業計画)」が策定、実施されている。

このような滋賀県の人口動態や産業状況を背景に、本学ではここ数年来、就職内定率は98%前後を維持している。特に幼児教育保育学科においては、保育者不足の影響もあり、求人件数が求職者数を上回り、内定率はほぼ100%となっている。今後も地域社会のニーズを的確に把握し、教育研究における地域との連携を深めながら、地域に根ざした短期大学づくりに取り組んでいく。

短期大学所在の市町村の全体図



短期大学周辺の府県地図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
学習成果が明確に定まっていない。三つの方針の一体化に実質的な根拠がなく、成績評価に学習成果が的確に反映されていると言えない。
(b) 対策
令和4年度に学習成果の定義を再考し明確化するとともに、三つのポリシーを再検討し一体化を図った。各授業科目の「授業の達成目標」に関しては、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーとの関連を明示しており、科目内容に合わせて学習成果を具体化したものとなっている。
(c) 成果

(a) 改善を要する事項
教員の採用と昇任について、発議から決議までの選考手続きを、実態に合わせた規定とすることが望まれる。
(b) 対策
関連規定の見直し、改定を行った。
(c) 成果

--

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
認証評価において、監事が出席していない理事会および評議員会があり、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行について適切に把握した監査業務が行われていないことが認められた。
(b) 改善後の状況等
機関別評価結果の判定までに改善をした。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 6（2024）年度）

公的資金については、有効かつ適正に使用されなければならないことを認識し、「学校法人純美禮学園経理規程」（提出-規程集 25）、「滋賀短期大学公的研究費取扱規程」（提出-規程集 71）「滋賀短期大学個人研究費運用内規」（提出-規程集 76）及び「滋賀短期大学旅費支給内規」（提出-規程集 47）に基づき、適正に処理されている。文部科学省以外の研究費補助金（これらに類する政府補助金等）の取扱いについても、同様に対応している。学内の責任体制は、最高管理責任者を学長に、統括管理責任者を事務局

長に定め、公的研究費の管理・運営に関する通報窓口も設置している。また、関係書類、研究費支払の執行には、総務課の複数職員で確認するなど、その管理・運営においては組織的に取り組んでいる。これまで不正行為や取扱いルールに違反する重大な事実が指摘されたことはなく、適正に機能していることが確認できている。

近年、会計検査等による公的資金の管理状況について指摘事項が多くみられる状況を踏まえ、本学においても監査部門だけではなく、資金を受ける研究者に適時ヒアリング等を実施し、適正な補助金の執行に努めている。また、平成 27 年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の見直し（平成 26 年 2 月、文部科学大臣決定）に伴い、本学の規程を整備している。平成 28 年 4 月 1 日に現行の「滋賀短期大学科学研究費補助金事務規程」を廃止し、「滋賀短期大学公的研究費取扱規程」を制定するとともに、「滋賀短期大学研究活動の不正行為への対応に関する規程」（提出-規程集 72）を制定し、責任体制の明確化、公的研究費の適切な管理・運営体制の整備、点検・調査体制の機能強化、不正防止対策、公的研究費の使用にあたっての確認書等の提出義務等について規定した。令和 3 年 4 月には、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に関連する規程を一部改正するとともに、あらたに「滋賀短期大学における研究データの保存等に関するガイドライン」（提出-規程集 73）を制定した。

平成 31 年 4 月に「学校法人純美禮学園内部監査に関する規程」（提出-規程集 26）が制定され、学園の業務の適正化や効率的な運営を図るため内部監査室による各部門の監査が実施されている。短期大学は、令和 5 年度に監査を受け、次回は令和 7 年度に受ける予定である。

2. 自己点検・評価の組織と活動

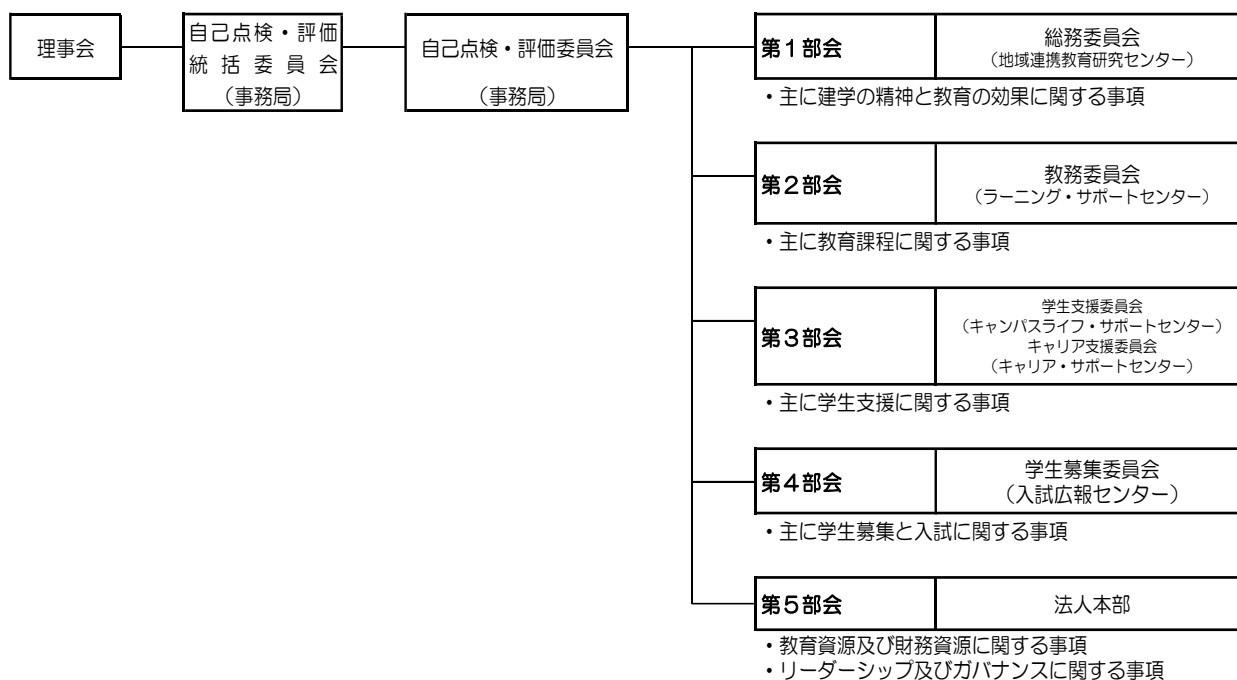
- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和6（2024）年度を中心に）

令和6年度自己点検・評価に関わる委員会及び部会の構成員

令和6年5月1日

	自己点検・評価	自己点検・	第1部会	第2部会	第3部会	第4部会	第5部会
	統括委員会	評価委員会					
秋山 元秀	◎	◎					
沖山 圭子	○	○				◎	
中平真由巳	○	○				○	
石井 明						○	
清水まゆみ				○			
濱田 尚美				○			
山岡ひとみ			○		○		
白木 理恵			○				
久米 央也	○	○				○	
北尾 岳夫	○	○			◎		
齋藤 尚志				○			
菅 眞佐子		○					
深尾 秀一			○		○		
柚木たまみ						○	
松井 典子				○			
松村 都子					○		
小山内幸治	○	○				○	
江見 和明	○	○	◎	◎			
田中 裕之						○	
若生眞理子					○		
伊澤 亮介				○			
小笠原寛夫			○	○			
仲村 恭子					○		
中野 英樹	○	○					◎
辰巳 勝則	○	○					○
中村 治重		○			○		
小杉ゆう子		○	○	○			
松宮 恵		○			○	○	
担当委員会	—	—	総務	教務	学生支援 キャリア支援	学生募集	—
事務局	法人本部	総務課	総務課 図書館	教務課	学生支援課 キャリア支援課	入試広報課	法人本部 総務課

滋賀短期大学自己点検・評価の組織図



令和6年度自己点検・評価委員会における議題等

開催年月日	召集人数		議 題
	出席者	欠席者	
令和7年2月20日	12	0	1. 令和5年度自己点検・評価活動振り返り 2. 令和6年度自己点検・評価報告書作成計画について 3. 各部会執筆分担(案)について
令和7年7月17日	13	1	1. 令和6年度自己点検・評価報告書について 2. その他
令和7年11月20日	13	1	1. 令和6年度自己点検・評価報告書について(最終確認) 2. その他
令和8年2月19日	13	1	1. 令和6年度自己点検・評価活動振り返り 2. 令和7年度自己点検・評価報告書作成計画について 3. 各部会執筆分担(案)について

令和6年度自己点検・評価統括委員会における議題等

開催年月日	召集人数		議 題
	出席者	欠席者	
令和7年2月20日	12	0	1. 令和5年度自己点検・評価活動振り返り 2. 令和6年度自己点検・評価報告書作成計画について 3. 各部会執筆分担（案）について
令和8年2月19日	14	0	1. 令和6年度自己点検・評価活動振り返り 2. 令和7年度自己点検・評価報告書作成計画について 3. 各部会執筆分担（案）について

平成26年度から5部会体制をとり、第1部会から第4部会は、主要委員会（紀要図書委員会、教務委員会、学生支援委員会、学生募集委員会）に関連づけている。令和6年度には委員会組織の一部改編を行い、上記組織図のように部会を配置した。主要委員会には、全教員と事務局の各課を配置し、自己点検・評価活動に全教職員が関与できる体制となっている。主要委員会は毎月1回定例会議を開催し、自己点検・評価活動はPDCAサイクルに則って即応的に対応できるようになっている。

なお、自己点検・評価報告書作成にあたっては、各部会が関連する領域を担当している。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>**

提出資料：1 Student Handbook2024、2 大学案内 [令和 6 年度 2024]、3 大学案内 [令和 7 年度 2025]、4 ウェブサイト「大学紹介／建学の精神」
(令和 6 年度)

https://www.sumire.ac.jp/tandai/files/guide/release/2024/release_1-01.pdf

(令和 7 年度)

https://www.sumire.ac.jp/tandai/files/guide/release/2025/release_1-01.pdf

備付資料：1 純美禮学園百年史

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]**<区分 基準 I -A-1 の現状>**

本学は建学の精神を「心技一如」と定め、人格教育と実学教育を両輪とする高等教育の実現に努めている（備付-1）。本学を設置する学校法人純美禮学園の創設者である中野富美は、女性の自立を目指して「松村裁縫速進教授所」を開設するにあたり、「品性と能力は車の両輪の如くである」との信念に基づき、「第一に女性としてのうるわしい精神の涵養に意を注ぎ、此の精神に培われた技能の錬磨をはかり、両者相俟ちて立派な婦人の人格を築き上げることを日頃の念願として居ります」という教育理念を掲げた。のちに学園名を「純美禮（すみれ）」としたが、「純」は混じり気のない真心を、「美」は欠けたところのない調和の美しさを、「禮」は人に対する敬いの心を象徴する語として、常にそれを希求してきた。昭和 45 年の本学の開学にあたって、この精神を受け継ぎ、建学の精神を「心技一如」と定めた。「品性を養う人格教育」と「能力を高める実学教育」を両輪とすることによってまことの教育が実現できるという建学の精神の理念は、男女共学となった現在も変わらず維持されるものである。

また、この建学の精神は公共的性格を持ち、地域社会に広く受け入れられるとともに、地域に貢献する人材を送り出す礎となっている。

「心技一如」の建学の精神は本学のウェブサイト（提出-4）、StudentHandbook2024（提出-1）や大学案内（提出-2）、（提出-3）などにも記載し、学内外での周知を図っている。

学内において、建学の精神はさまざまな機会をとおして共通認識されている。新任教職員は、新人研修において理事長からこの言葉の意味について説明を受けている。学生には、入学式、卒業式の式辞やオリエンテーション等で周知している。令和 6 年度は新入生オリエンテーションにおいて建学の精神の講話を行った。さらに、建学の精神をより明確に示すため、本学入口の玄関ホール正面に「心技一如」のプレートを設置し、これにより登学する学生や来客者に「心技一如」を周知できるようにしている。

加えて、説明文を加えたプレートを学生ホール、体育館入口、2号館入口、3号館入口に設置し、学生への周知を図っている。

短期大学ウェブサイトにて紹介している建学の精神は、次のとおりである。

令和6年度短期大学のウェブサイトにおける大学紹介（建学の精神）より引用

本学の建学の精神「心技一如（しんぎいちにょ）」は、母体である学校法人純美禮（すみれ）学園の創設者である中野富美先生の理想とすべき教育方針を四文字で表現した言葉です。「心技一如」の「心」とは心のはたらきとして品性を表し、「技」とは生きる術（すべ）としての能力をさしています。私たちが備えるべき品性と能力は、車の両輪のようなものであり、まことの教育とは、人格教育と実学教育を両輪とすることによって、はじめて実現できることを表しています。

この建学の精神を基に、本学の教育は、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を培い、デジタル社会を迎える新時代において、社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的としています。

建学の精神及びその解釈については、3つのポリシーと合わせて定期的に教授会において確認しているが、最近の動きとしては令和4年10月の教授会において、学習成果の明確化とともに解釈の文言の確認を行った。また、令和5年3月の教学マネジメント委員会にて「英語版 建学の精神」の原案が示され、その後の委員会で協議を重ね決定し、令和5年7月教授会において報告された。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

特になし。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料：1 StudentHandbook2024、2 大学案内 [令和6年度2024]、3 大学案内 [令和7年度2025]、
6 ウェブサイト「学科・コースの教育目的」
https://www.sumire.ac.jp/tandai/files/guide/release/2024/release_1-03.pdf
7 ウェブサイト「学習成果」
https://www.sumire.ac.jp/tandai/files/guide/release/2024/release_6-00.pdf
8 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／卒業者数、進学者数、就職者数」
https://www.sumire.ac.jp/tandai/news/wp-content/uploads/2024/06/release_4-06.pdf

9 ウェブサイト「令和6年度の教育情報／免許・資格取得状況」

https://www.sumire.ac.jp/tandai/news/wp-content/uploads/2024/06/release_4-07.pdf

10 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／卒業者の進学・就職状況」

https://www.sumire.ac.jp/tandai/news/wp-content/uploads/2024/06/release_4-05.pdf

11 ウェブサイト「大学紹介／3つのポリシー」

<https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/about/>

14 2024 入試ガイド、15 2025 年度入試ガイド

備付資料：24 履修系統図

〔区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。〕

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

学則第1条において、建学の精神である「心技一如」に基づく大学の教育目的を定めている（提出-規程集 27）。この第1条を受け、学則第5条第2項に各学科の教育目的を定めている。

教育目的は本学のウェブサイト上で閲覧でき（提出-6）、大学案内では各学科紹介の扉ページで紹介している（提出-2）（提出-3）。また、令和6年度の入学生のための「StudentHandbook2024」（提出-1）の中にも「各学科・コースの教育目的」として記載している。

本学の人材育成について、毎年、滋賀県医師会、幼稚園教育実習連絡協議会・保育所実習連絡協議会及び施設実習連絡協議会などの地域団体や、滋賀県、守山市、大津市などの地方自治体と協議を行い、本学の教育内容に関する意見交換を行っている。これらをもとに地域・社会の要請に応じているか点検・検討し、必要があればカリキュラムの変更や資格の廃止又は新設を行っている。また、それらの意見を3つのポリシーに反映させるように各学科の科会にて検討し、教学マネジメント委員会で精査した上で必要に応じ改訂している。

学則に規定されている教育目的は、次のとおりである。

滋賀短期大学の教育目的(学則より一部抜粋)

<p>(目的)</p> <p>第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにしたがい、心技一如の建学の精神の基に、豊かな教養と実践的な専門の知識と技術を授け、もって社会の発展と文化の向上に貢献する人を育成することを目的とする。</p> <p>(学科及び学生定員)</p> <p>第5条 本学に置く学科及び学生定員は、以下のとおりとする。</p> <p>(略) 2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活学科は、生活に関する専門の知識と技術を授け、科学的な視点から生活を捉える姿勢を養い、家庭及び社会でより良い生活を提案できる能力をもった人材の育成を目的とする。</p> <p>(2) 幼児教育保育学科は、幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授け、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士等の人材の育成を目的とする。</p> <p>(3) ビジネスコミュニケーション学科は、ビジネスに関する専門の知識と技術を授け、社会で即戦力となるビジネス実務能力とホスピタリティマインドをもった人材の育成を目的とする。</p> <p>(4) デジタルライフビジネス学科は、生活とビジネスの基礎及び、データサイエンス分野、デジタル分野、ものづくり分野に関する専門の知識と技術を授け、高度なデジタル社会の中でそれらを活かして活躍できる人材の育成を目的とする。</p>
--

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神である「心技一如」に託された人格教育と実学教育を両輪とする教育を基に、人間性と学問性の相互修養を図ることを理念として、豊かな心と広く深い知識と技術を培い、社会の発展と文化の向上に寄与する人材を育成することを教育目的としている。その教育目的を基に、下記のとおり学習成果を定めている。

滋賀短期大学 の 学習成果
<p>本学の卒業生は、教養と専門的知識・技能を身に付けるとともに、それらにもとづく問題提起・解決能力、表現力、コミュニケーション力、情報リテラシー能力を獲得し、<u>深い人間性と高い倫理観</u>をもって地域及び社会に寄与できる能力を有します。</p>

各学科の教育目的、教育目標に基づき学習成果を下記のとおり定めている。

生活学科 の 学習成果
<p>本学科の卒業生は、教養と生活学に関する専門的知識・技能を身に付けるとともに、それらにもとづく問題提起・解決能力、表現力、コミュニケーション力、情報リテラシー能力を獲得し、健康で豊かな生活と地域及び社会に寄与できる能力を有します。</p>

幼児教育保育学科 の 学習成果
本学科の卒業生は、教養と幼児教育保育学に関する専門的知識・技能を身に付けるとともに、それらにもとづく問題提起・解決能力、表現力、コミュニケーション力、情報リテラシー能力を獲得し、幼児教育・保育分野で活躍できる能力を有します。
ビジネスコミュニケーション学科 の 学習成果
本学科の卒業生は、教養とビジネスに関する専門的知識・技能を身に付けるとともに、それらにもとづく問題提起・解決能力、表現力、コミュニケーション力、情報リテラシー能力を獲得し、ビジネスの場での協働と地域及び社会に寄与できる能力を有します。
デジタルライフビジネス学科の 学習成果
本学科の卒業生は、教養と生活ビジネス学に関する専門的知識・技能およびデジタルマインドを身に付けるとともに、それらにもとづく問題提起・解決能力、表現力、コミュニケーション力、情報リテラシー能力を獲得し、地域及び社会に寄与できる能力を有します。

各学科・コースにおいて学習成果と三つのポリシーに基づくカリキュラムの見直しを定期的に行い、その見直し案を教務委員会及び教学マネジメント委員会で精査する過程において、学習成果を教職員間で常時確認することができている。学生に対しては、Student Handbook に学習成果を掲載するとともに、教務オリエンテーションにおいて説明を行っている。また、学外に対しては、短期大学及び学科ごとの学習成果をホームページ上で表明している。(提出-7)

学生が学習成果を獲得できているかについては、令和6年度に策定した「アセスメント・ポリシー」に基づいた検証を行っている。機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの3段階で、学位授与数、専門就職率、免許・資格取得状況、卒業時アンケート結果等に基づく量的・質的評価を継続的に行い、学習成果の達成状況を点検し、授業改善、教育課程の改善に努めている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針を、建学の精神、教育目的及び学習成果と関連付けて一体的に定めている。

三つの方針は、科会及び関係委員会で、学位取得率のほか、免許・資格取得率、就職率や、授業評価アンケート、就職先からの卒業生評価アンケート、外部の意見の聞き取り等をもとに見直しを行い、教学マネジメント委員会において、その整合性と大学全体のポリシーに関する議論を経て、教授会にて審議し決定している。

各学科は、教育目的、教育目標、学習成果及び三つの方針にもとづいて、以下のよう
にカリキュラムを編成し教育活動を行っている。

生活学科では、科学的な視点から生活を捉える姿勢を養い、より良い生活を提案で
きる能力を持った人材の育成を目的としている。ディプロマ・ポリシーは学科で定め、
カリキュラム・ポリシーはコースごとに設定して、短期大学士（生活学）を授与できる
カリキュラムを編成している。各コースの特性に合わせたカリキュラム編成の妥当性
については学科会議において毎年検討し、その結果を反映させている。

幼児教育保育学科は、時代や社会の要請に応え得る幼稚園教諭や保育士などの人材
育成を目的としている。本学科では、大学全体のディプロマ・ポリシーとカリキュラ
ム・ポリシーに依拠した学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定め、
短期大学士（幼児教育保育学）を授与できるカリキュラム編成を行うとともに、そ
れぞれの授業を通じて幼児教育保育に関する専門の知識と技術を授けている。

ビジネスコミュニケーション学科では、ビジネスに関する専門の知識と技術を授け、
社会で即戦力となるビジネス実務能力とコミュニケーション能力をもった人材の育成
を学科の教育目的としている。またコースごとに教育目的を定め、ディプロマ・ポリ
シーは学科で設定し、カリキュラム・ポリシーはコースごとに設定して、短期大学士（ビ
ジネス）を授与できるカリキュラムを編成している。令和6年度からは、2コースとし
てのカリキュラム・ポリシーを設定している。

デジタルライフビジネス学科では、生活とビジネスの基礎及び、データサイエンス
分野、デジタル分野、ものづくり分野に関する専門の知識と技術を授け、高度なデジ
タル社会の中でそれらを活かして活躍できる人材の育成を教育目的としている。ディ
プロマ・ポリシーは学科で設定し、カリキュラム・ポリシーは学科全体とコースごと
に設定し、短期大学士（生活ビジネス）を授与できるカリキュラムを編成している。

教員は、シラバス作成時に、担当科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確に表
示するよう努めており、科目編成と卒業時に身に付く力との関連性を明らかにした教
育活動を行っている。

三つの方針は、高校教員に対する入試説明会、オープンキャンパス、高校訪問等にお
いて説明をしている。学生には、教務オリエンテーション時にシラバスと Student
Handbook2024（提出-1）を配付し、三つの方針を周知している。同時に履修系統図（備
付-24）を配付し、三つの方針に基づく体系的な学びと学習成果の関連について説明し
ている。

このように、三つの方針を学内において周知し、学外にもウェブサイト（提出-11）、
入試ガイド（提出-14）、（提出-15）に明記し、表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和6年度に制定したアセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル、教育課レベ
ル、授業科目レベルでの学習成果及び教育成果の達成状況を確認し、各レベルにおい
て課題を明確にして改善を図る。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

備付資料： 3 高校生手づくり絵本コンクール募集要項、4 守山市と滋賀短期大学との連携協力に関する協定書、5 大津市と滋賀短期大学との協力に関する協定書、6 わたし SHIGA 輝く国スポ・障スポ 競技者のためのレシピ集、7 地域連携年報、8 子育て支援員研修実施要項、9 守山市ミドルリーダー研修実施要項、10 守山市現任保育者専門研修実施要項、11 高短連携5年一貫コース検討WG会議資料、12 環びわ湖大学交流フェスタ 2024 実施要項

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

<区分 基準 I -C-1 の現状>

令和6年度は地域の大人と子どもに向けた公開講座として4講座を開講した。「お菓子の講座」では生活学科製菓・製パンコースの石井教授が、「スポーツ栄養教室」では生活学科の濱田教授が、また「地図で読む大津の歴史」では秋山学長がそれぞれ講師を務め、学内の多様な教育資源を活かした内容となった。また、小学生対象の「子どもプログラミング教室」では附属高等学校の教諭が講師を務め、附属高等学校在校生が補助スタッフとして活躍した。

正規授業の一部を地域住民に開放している「公開授業」についても年間を通して受け入れを行った。受講者は多くないが、受講した市民からは授業内容や職員の対応に関し高い評価を受けている。

守山市からの委託事業の一環として行う本学自主事業「守山すみれ講座」については、附属すみれ保育園に設置したサテライトキャンパスで、近隣住民を対象に全3講座を開講した(表1)。幼児教育保育学科の柚木教授、ビジネスコミュニケーション学科の田中教授、附属すみれ保育の木村園長を講師として、それぞれの専門性を活かした講座を行った。

表1 「守山すみれ講座」

月日	内容	担当者	場所
9月1日(日)	ストレッチ体操 (台風のため中止)	木村 順子 (附属すみれ保育園長)	附属すみれ 保育園
9月15日(日)	からだど病気のしくみ	田中 裕之	附属すみれ 保育園
11月30日(土)	音楽会を楽しもう vol.2～みんなの 思い出の歌～	柚木 たまみ	附属すみれ 保育園

図書館の一般利用に関しては、地域住民の利便性が高まるよう環境整備を行ない一般開放している。コロナ禍に一時開放を休止したが、令和5年度以降は全面開放を再

開し、平日に加え月 1 回土曜日の開放も行っている。また、学園祭には図書館でイベントを行い、より広く地域住民に図書館を知ってもらう機会としている。令和 6 年度は、英字の古新聞を利用したバッグなどの小物づくりを行い、老若男女に楽しんでもらうことができた。図書館主催で毎年開催している「高校生手づくり絵本コンクール」は令和 6 年度で 7 回目を迎え、全国の高校生を対象に作品募集したところ、105 件の応募があった。本学幼児教育保育学科の教員も審査に加わり、最優秀賞に東京都の高校生の作品を選出した(備付-3)。

行政機関との連携については、平成 17 年度から包括協定を締結している大津市と地域連携の強化に向けて継続的に協議を行っている。平成 30 年度に包括連携協定を締結した守山市とも継続的に協議を行うとともに、主に保育者養成分野において連携協力を行っている(備付-4, 5)。

令和 6 年度の各学科の取組としては、生活学科食健康コースが大津市保健所と連携し、「夏休み親子食育教室」を本学の調理室等で実施した。大津市は基本政策として「生き生きと健康に過ごせるまち」の実現のため「食育の推進」を掲げており、本学は食健康分野の知見と資源をその課題解決に役立てることができている。大津市と連携した食育活動は、次年度以降も継続する予定である。また、同コースは滋賀県栄養士会と連携し、令和 7 年に県内で開催される国スポ・障スポのアスリートのための標準献立の企画・立案に携わり、滋賀県の伝統食を数多く取り入れたレシピの提案を行った。レシピブック「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 競技者のためのレシピ集」の作成においては、食健康コースの教員と学生が調理を担当し、デジタルライフビジネス学科の教員と学生が写真撮影を行うなど、学科横断的取組として成果を挙げた(備付 6)。

デジタルライフビジネス学科は、保育人材不足が喫緊の課題である大津市から「保育士確保に向けた連携」について依頼を受け、大津市内の公立保育園の PR 動画の作成を行った。また、「大津絵踊りの 3D デジタル化プロジェクト」は、大津市との連携により環びわ湖大学・地域コンソーシアムの「地域課題解決支援事業」として令和 5 年度から 2 年間の助成を受け取り組んだプロジェクトであり、継承者問題に直面する大津絵踊りを 3D デジタル化して保存することに成功し、令和 6 年 12 月に環びわ湖大学交流フェスタ 2024 で研究成果の発表を行った(備付 12)。

幼児教育保育学科では、高大連携事業として、附属高等学校と連携して高短連携科目の開講を行った。高校生が大学入学前に保育士資格に関する専門科目を履修し単位を修得できる仕組みを作ることで、保育者を志望する生徒に対し高短 5 年一貫の教育環境を整え、本学への進学希望者を増やすと同時に地域の保育人材不足に係る課題解決の一助となることを目指した取組みである。令和 6 年度は「音楽表現技術 I」と「総合表現」の 2 科目を高短連携科目として開講し、各授業に 21 人の生徒を受け入れ、うち 11 人が本学幼児教育保育学科への入学を志願した(備付 11)。

守山市からの委託事業では、「守山市子育て支援員研修」(7 日間)、「守山市ミドルリーダー研修」(3 日間)及び「守山市現任保育者専門研修」(4 日間)を請け負った。主に本学附属すみれ保育園研修室で実施し、「守山市子育て支援員研修」においては、幼児教育保育学科の久米教授、松村准教授、佐々木特任助教が、「守山市ミドルリーダー研修」においては菅特任教授と松村准教授が、「守山市現任保育者専門研修」において

は深尾教授、松村准教授がそれぞれ講師を担当した（備付 8, 9, 10）。

ボランティア活動として、生活学科の教員とベーカリー塾の学生が、膳所駅周辺の商店街の活性化を図るイベントに毎年焼き菓子の製造・販売で参加している。令和 6 年度には「ひらのまつり 2024」でベーカリー塾の 2 回生が中心となり活動した。令和 7 年に創立 60 周年を迎える膳所駅前商店街（通称「ときめき坂商店街」）からは、オリジナル記念スイーツの共同開発について連携の依頼も受けており、地域活性化に向けた活動を繰り広げている。国スポ・障スポのリハーサル大会では、大津市を訪れた参加者をもてなすための「ふるまい事業」に参加し、本学が立地する平野学区からの「ふるまい」としてベーカリー塾の焼き菓子を提供した。

その他、各学科の教員はそれぞれの専門性を活かして、地域からの講師等の依頼を積極的に受け、地域に教育研究の成果を還元している（表 2）。

表 2 専任教員の地域における社会活動

学内教員名	内容（団体名や主催者名などは正式名称）	実施場所等
中平真由巳	滋賀県栄養士会福祉事業部研修会 滋賀短期大学調理学実習室 1月 滋賀県びわっこ大使 滋賀の食担当 滋賀県庁、琵琶湖博物館他 7月～3月（全5回） 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ競技者のためのレシピ集」（デジタルブック）『食べて伝える魅力的な滋賀の味』制作 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（滋賀県） 3月	大津市 大津市、草津市 大津市
中平真由巳 山岡ひとみ 白木理恵	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立の提案 10月～3月 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ標準献立試食会 滋賀短期大学調理学実習室、試食室 3月	大津市 大津市
中平真由巳 白木理恵 依田絵理 岡田香織 岩崎愛理	夏休み親子食育教室（大津市保健所との連携）滋賀短期大学里山教室、調理学実習室 7月	大津市
依田絵理 岩崎愛理 岡田香織 中平真由巳	食育活動（みそ作り）の指導 滋賀短期大学附属すみれ保育園 1月	守山市
石井 明	「ものづくりの魅力講座」 滋賀県職業能力開発協会 彦根市立稻枝中学校 12月 「ものづくりの魅力講座」 滋賀県職業能力開発協会 湖南市立三雲東小学校	彦根市 湖南市
石井 明 久保晶路	わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ リハーサル大会での焼き菓子提供 平野学区自治連合会 ウカルちゃんアリーナ 7月 滋賀短期大学公開講座 お菓子の講座「フランスのお菓子」 滋賀短期大学	大津市 大津市

滋賀短期大学

	<p>8月 第9回カラーフェスタ ベーカリー塾出店販売 アインズ株式会社 滋賀県希望ヶ丘文化公園 10月 ひらのまつり 2024 ベーカリー塾出店販売 平野学区自治連合会 大津市立平野小学校 10月 びわ湖大津プリンホテル ベーカリー塾へキセンハウス作成、展示 びわ湖大津プリンスホテル、滋賀短期大学 11月～12月 ケーキ教室「チーズケーキ」 大津市勤労者互助会と共催 滋賀短期大学 12月</p>	<p>野洲市 大津市 大津市 大津市</p>
濱田尚美	<p>□滋賀短期大学公開講座 スポーツ栄養教室「健康づくりのための食生活と運動」 滋賀短期大学 9月</p>	<p>大津市</p>
久米央也	<p>滋賀県総合教育センター主催 初任者研修「算数科指導の基礎・基本1」講師 滋賀県総合教育センター 6月 大津市教育センター主催 教職2年次研修(小学校)「授業づくりI<算数科>」講師 大津市教育センター 7月 甲賀市教育委員会主催 教師力アップ研修「心が動く授業の創り方～算数科の授業をもとに～」講師 甲賀市役所 7月 守山南中学校区人権・同和教育実践交流会 保幼こ部会公開保育「自己発揮し、互いに認め合える子どもをめざして」講師 守山市立守山保育園 8月 守山市子育て支援員研修 滋賀短期大学附属すみれ保育園 8月</p>	<p>野洲市 大津市 甲賀市 守山市 守山市</p>
北尾岳夫	<p>滋賀県スキー連盟 総務部長 県内他 年間 公益財団法人 京都 YMCA スキー専門委員 京都市、長野県 年間 園内研究会講師 日野幼稚園 11月 甲賀市潜在保育士等研修会「乳幼児期の体づくりと運動遊びについて」甲賀市役所 1月</p>	<p>日野町 甲賀市</p>
柚木たまみ	<p>小学校特別支援学級在籍児童に対する音楽療法(大東市教育委員会) 大東市立小学校 11月～3月 滋賀短期大学守山すみれ講座「音楽会を楽しもう vol.2 ～みんなの思い出の歌～」 滋賀短期大学附属すみれ保育園 11月 日本音楽療法楽器近畿支部研究誌編集委員 平成28年～ 京都フランス歌曲協会企画委員 平成17年～</p>	<p>大東市 守山市</p>
深尾秀一	<p>第75回近畿高等学校家庭科教育研究大会(滋賀大会)「保育技術検定を授業に生かす」講師 大津市生涯学習センター 8月 守山市現任保育者専門研修 滋賀短期大学附属すみれ保育園 1月</p>	<p>大津市 守山市</p>
菅真佐子	<p>社会福祉法人湘南学園 評議員会 6月 社会福祉法人南郷会 評議員会 6月 滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会 9月 大津市立膳所幼稚園 公開保育研究会 講師 9月</p>	<p>大津市 大津市 大津市 大津市</p>

滋賀短期大学

	守山市ミドルリーダー研修 滋賀短期大学附属すみれ保育園 1月	守山市
齋藤尚志	大津市社会福祉審議会および同会児童福祉専門分科会委員 大津市 年間 全国教育研究集会第22分科会「地域における教育改革とPTA」共同研究者 東京都中央区 1月 兵庫県教育研究集会第22分科会「小規模・少人数校の教育」分科会共同研究者 兵庫県神戸市 11月	大津市 東京都 神戸市
松村都子	幼稚園・認定こども園等新規採用教員研修（滋賀県教育委員会） 滋賀県総合教育センター 7月 保育運営管理者研修会（滋賀県保育協議会） ホテルニューオウミ、キラリエ草津 8月 園内研究会講師 竜王こども園 8月、10月 近江八幡市公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定書策定委員会委員 近江八幡市役所 8月、10月 守山市子育て支援員研修 滋賀短期大学附属すみれ保育園 8月、9月 滋賀県私立幼稚園・認定こども園協会研修会 草津幼稚園 12月 子育て支援会議（野洲市） 野洲市役所 6月、11月、2月 守山市現任保育者専門研修 滋賀短期大学附属すみれ保育園 12月 守山市ミドルリーダー研修 滋賀短期大学附属すみれ保育園 1月	野洲市 近江八幡市 草津市 竜王町 近江八幡市 守山市 草津市 野洲市 守山市 守山市
松井典子	日本乳幼児教育学会『乳幼児教育学研究』編集協力委員 日本乳幼児学会 5月～3月 日本音楽学会西日本支部通信26号 日本音楽学会西日本支部 3月 滋賀短期大学出前授業 滋賀県立大津高等学校 10月、11月	大津市
佐々木瞳	守山市子育て支援員研修 講師 滋賀短期大学附属すみれ保育園 8月	守山市
沖山圭子	全国医師会医療秘書学院連絡協議会運営委員 4月～ 大阪市立小中学校及び義務教育学校における欠席連絡等アプリケーションシステムのサービス提供事業者選定委員会にかかる選定委員 8月 日本医療福祉実務教育協会専門委員 4月～ 松原市立第2中学校・第五中学校 進路学習面接講座 講師 10月	大阪市 松原市
江見和明	日本消費経済学会 理事 7月～	
田中裕之	令和6年度高大連携事業 滋賀短期大学公開講座「からだと病気のしくみ～見えるとはどういうことか？～」 滋賀短期大学 8月 滋賀短期大学守山すみれ講座（からだと病気のしくみ～人類と感染症の歴史～） 滋賀短期大学附属すみれ保育園 9月	大津市 守山市
若生真理子	6年目小中学校教諭研修「傾聴からコミュニケーション力を高める」講師 枚方市立教育文化センター 6月 第2学年キャリア教育 マナー講話 講師 大津市立打出中学校 10月	枚方市 大津市
伊澤亮介	令和7年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜等における作文等の翻訳（ベトナム語の翻訳） 大阪府教育委員会 2月	

小山内幸治 小笠原寛夫	環びわ湖大学・地域コンソーシアム 大学地域連携課題解決支援事業 “大津市無形民俗文化財「大津絵踊り」の3Dデジタル化プロジェクト” 滋賀短期大学 4月～3月 大津市立保育園 PR 動画作成 保育士インタビュー 大津市立堅田保育園 2月～3月	大津市 大津市
小笠原寛夫	八幡工業高校×金田まちづくり協議会 きらめく KANEDA の夜 ～イルミネーションで地域に笑顔を～プロジェクトマッピング指導 金田コミュニティーセンター 11月	近江八幡市
仲村恭子	障害福祉サービス事業所れもん会社での冬フェスタ出店 湘南学園 12月	大津市

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

本学では多様な地域団体と多岐にわたる連携事業に取り組んでいるが、達成目標が不明確で短期的なものも多く、すべての取組みが地域課題解決につながっているとは言い難い。課題と達成目標を明確にし、継続的に取り組むことで結果が出せる事業を増やしていくことが重要である。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

本学は地域連携活動に力を入れており、令和6年度も前年度に引き続き「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ3に選定された。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料：13 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／2023年度(令和5年度)自己点検・評価報告書 https://www.sumire.ac.jp/tandai/files/guide/release/2025/release_11-03.pdf

備付資料：13 令和3年度自己点検・評価報告書、14 令和4年度自己点検・評価報告書、15 令和5年度自己点検・評価報告書、16 高大連携調整会議資料、48 授業評価アンケート、17 授業参観記録用紙、18 委員会における自己点検・評価に関する議事録、19 滋賀短期大学アセスメント・ポリシー、25 マイポートフォリオ（履修の振り返り）、90 滋賀短期大学中期目標計画

提出資料-規程集：34 滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

自己点検・評価活動を行う組織と活動は、「滋賀短期大学自己点検・評価に関する規程(提出-規程集 34)」に定めている。自己点検・評価統括委員会は、理事長(兼学長)を委員長とし、副学長、各学科長、正・副 ALO、事務局長、各課長及び法人の事務局長、

総合企画部長を委員として自己点検・評価活動を統括する。自己点検・評価委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各学科長、正・副ALO、事務局長、各課長及び法人の事務局長、総合企画部長で組織されている。

自己点検・評価総括委員会が定める自己点検・評価の基本方針に基づき、短期大学の教育理念、教育目標、教育研究の推進に関する基本的事項及び認証評価期間が定める評価基準の評価項目などについて定期的に検討している。各部会と主要委員会を連動させることにより、部会の定期的、日常的な自己点検・評価活動が可能となっている。

自己点検・評価報告書は、平成23年から毎年作成し、製本している。(備付-13、14、15) また、本学ホームページの「教育情報の公開」において公表している。(提出-13)。

自己点検・評価報告書の作成には、全教員から構成される各部会に担当の割り当てを行なっている。各部会からの報告書を自己点検・評価委員会で検討し、自己点検・評価総括委員会において総括している。

教職員は、高等学校訪問、大学訪問見学会時等に高等学校関係者から、また併設校関係者から意見を聴取し、本学の自己点検・評価活動に活かしている(備付-16)。

自己点検・評価の結果は教授会で報告され、課題への改善の取り組みは、部会と連動した主要委員会と各学科において即時的に取り組める体制となっている。

[区分 基準 I -D-2 教育の質を保証している。]

<区分 基準 I -D-2 の現状>

教育目的の周知を図るために、教員には各授業科目の評価基準とポリシーとの関連の明確化を求め、シラバスにおいて成績評価の各項目の割合及びディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連を明記している。これらについて学生には教務オリエンテーション時に説明している。

本学では令和6年度に「アセスメント・ポリシー」を制定し、これに基づき、授業科目レベル、教育課程レベル、機関レベルの3段階で学生の学習成果の達成状況を検証することとしている。(備付19)

各授業科目については、「滋賀短期大学の成績評価に関するガイドライン」に則り、シラバスに明記された「授業の到達目標」の達成度を確認し、厳格に成績評価を行っている。成績評価後は、授業科目毎の成績分布状況を各学科及び教学マネジメント委員会で確認し、成績分布の偏りがある授業科目については、授業の内容や方法、評価の方法等を見直し、改善を図ることとしている。また、学生による授業評価アンケート(備付-48)、教員の相互授業参観(備付-17)の実施により、授業に関する質的評価を行っている。授業評価アンケートの結果は各教員にフィードバックすることで現状が可視化され迅速な改善につながっている。相互授業参観については、令和6年度に短期大学の重点目標の一つとし、積極的な参加を呼びかけた結果、前年度を大幅に上回る参加者数となり、教員間での活発な相互評価が行われた。

教育課程レベルでは、免許・資格取得率、単位取得状況、専門就職率、外部客観テスト(PROG)の結果等に関し、各学科と教学マネジメント委員会が情報を分析し評価している。学生は、履修の振り返りシート(備付-25)を活用して学期毎に学習成果の把握に

努めている。これらの評価結果に基づき、各学科及び関係委員会において、具体的な教育課程の見直し、改善に取り組んでいる。

機関レベルでは、学習成果が社会のニーズに対応しているか、社会に通用する学習成果であるかを、卒業生アンケートや就職先アンケートにより評価している。また、全学的に定期的なFD、SDを実施し、教育力と支援力の向上を図っている。

教育・支援活動の策定と実施については、中期目標計画を基にPDCAサイクルを基盤とした日々の意識・行動の改善を図り、教育の向上・充実を目指している。5部会の自己点検・評価活動は、中期目標計画(備付-90)を基に事業の継続または停止を判断し、業務の合理化と省力化を図っている。自己点検・評価委員及び各種委員の任期は2年であるが、このシステムによる日常的かつ即応的な自己点検・評価活動を行うことにより、各活動の引き継ぎが容易になっている。これらの自己点検に係る委員会活動は、「委員会における自己点検・評価に関する議事録」として記録し可視化している(備付-18)。

これらの活動は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を順守し行っている。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>

- ・学生に対してより分かりやすく学習成果が可視化できるように教務システムを改善する。
- ・アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の検証の手法を確立させる。

<テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和4年度には学習成果を定め、令和6年度にはアセスメント・ポリシーを制定した。これらに基づき学習成果の達成状況を検証し、教育改善に努めている。

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

既存の「地域連携教育研究センター」を「地域連携センター」に再編し、機能を集中・活性化させることで、さまざまな分野の地域連携活動を一元的に管理し、地域課題解決につながる継続的かつ有意義な取組みとなるよう教員や学生をフォローできる体制を整備する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6-基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料：1 StudentHandbook2024、2 大学案内 [令和 6 年度 2024]、3 大学案内 [令和 7 年度 2025]、6 ウェブサイト「学科案内」、8 ウェブサイト「令和 6 年度の教育情報の公開／卒業者数、進学者数、就職者数」、9 ウェブサイト「令和 6 年度の教育情報の公開／免許・資格取得状況」、11 ウェブサイト「大学紹介/3 つのポリシー」、14 2024 年度入試ガイド[令和 6 年度]、15 2025 年度入試ガイド[令和 7 年度]、16 シラバス[令和 6 年度]、17 令和 6 年度授業日数と行事予定

備付資料：24 履修系統図、25 マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）、26 環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換制度案内

提出資料-規程集：27 滋賀短期大学学則、28 滋賀短期大学学位規程、95 滋賀短期大学授業科目履修に関する内規、96 滋賀短期大学試験及び成績に関する内規、97 滋賀短期大学学生の欠席等に関する内規

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針は、「滋賀短期大学学則」（提出-規程集 27）「滋賀短期大学学位規程」（提出-規程集 28）で規定し、あわせてディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーは、建学の精神にもとづく全学的なものを定め、さらに学科ごとに教育目的に基づいたものを定めている。

令和 6 年度入学生のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

滋賀短期大学

卒業時点において、以下の観点から、各学科・コースの目的に沿った専門的な知識と、それを有効に活かすための技能、さらにそれらの基礎になる人間力をもっていることを求めます。

【専門知識と教養】

各学科・コースが掲げる専門的知識だけではなく、それを支える広い視野をもつために、幅広い教養が身につけていること。

【専門性を活かす技能】

専門知識を理解したうえで、それを使いこなせる技能と、それを応用する実践能力が身につけていること。

【問題提起・解決能力】

知識と技能を習得したうえで、専門分野にかかわる課題の所在やその分析の方法を

総合的に考え、適切に判断して問題の解決に導く能力が身につけていること。

【表現力・コミュニケーション力】

問題提起から分析を経て解決に至る過程と、その成果を効果的にアピールするための表現能力が身につけていること。また豊かな人間性をもって人と人との円滑なコミュニケーションを実現する力が身につけていること。

生活学科

生活学科を卒業するためには、次のような知識と能力を身につけていることを求めます。

【専門知識と教養】

豊かな生活を実現するために必要な専門知識をもち、その上で生活全般にわたる広い視野にもとづいて考える能力。

【専門性を活かす技能】

最新の情報技術を理解し、それを生活分野に応用できる専門的技能と実践技術を修得し、生活の向上に積極的な提案ができる能力。

【問題提起・解決能力】

日常の生活全般を科学的・実践的に探求し、多様な現代社会を生活という観点から総合的にとらえ、その解決に向けて独創性のある提案ができる能力。

【表現力・コミュニケーション能力】

専門知識と実践的スキルを活かして、自ら考えたことを適切な方法でプレゼンテーションする能力と、地域の伝統的な生活文化に対して敬意をはらい、専門家として地域社会において有効な役割を果たすことができるコミュニケーション能力。

幼児教育保育学科

幼児教育保育学科を卒業するためには、次のような知識や能力、資質を身につけていることを求めます。

【専門知識と教養】

子どもの心身の発育と発達についての基礎的、専門的知識と、現代社会における様々な問題に向き合いながら、子ども一人ひとりに対してどのような保育、教育を行うことが望ましいかについて理解する能力。

【専門性を活かす技能】

保育、教育、福祉の現場を理解し、そこで必要とされるスキルを修得し実践する能力。

【問題提起・解決能力】

子ども一人ひとりに対し、置かれている環境や発達過程、心の動きに応じた課題を捉え、具体的な援助が行える能力。また、保護者の社会的な状況を理解し、相談援助ができる能力。

【表現力・コミュニケーション能力】

保育、教育の適切な記録を残し、伝達することのできる表現力と、子ども、そして保護者との信頼関係を築き、適切な指導、相談援助ができるコミュニケーション能力。

ビジネスコミュニケーション学科

ビジネスコミュニケーション学科を卒業するためには、次のような資質や能力をもつことを求めます。

【専門知識と教養】

ビジネスコミュニケーション学科が設置しているビジネス実務コース、経営経済・地域ビジネスコース、医療事務コース、観光・ホテル・ブライダルコースの専門にかかわる科目を修得するとともに、幅広い視点から社会を理解する能力。

【専門性を活かす技能】

ビジネスや医療の現場に必要な情報技術や実務的な技能を応用して、実際の課題に対応できる能力。

【問題提起・解決能力】

業務を遂行するうえでの問題点を発見し、状況を判断し考察したうえで、適切な対応ができる能力。

【表現力・コミュニケーション力】

客観的な状況や自らの考えを適切な方法で伝えるためのプレゼンテーション能力と、現場で責任感をもって行動し、思いやる気持ちをもって協働できるコミュニケーション能力。

デジタルライフビジネス学科

デジタルライフビジネス学科を卒業するためには、次のような資質や能力をもつことを求めます。

【専門知識と教養】

現代情報社会のあり方についての教養と生活学とビジネス学の基礎知識を持ち、生活やビジネスに必要なデータの収集、処理、分析、情報活用、及びデジタル空間上で情報発信を行うことができる能力を身につけていること。

【専門性を活かす技能】

デジタルコンテンツの作成スキルや、リアルなものづくりのスキルを身につけ、デジタルコンテンツやリアルのものづくりを、デジタル空間での情報発信と結び付けて生活やビジネスに展開できる能力を身につけていること。

【問題提起・解決能力】

修得した知識とスキルを用いて、Society5.0を迎える新時代における生活やビジネスの諸課題を解決できる能力と、自分自身のライフとワークの在り方を考え、生活と仕事の両方を充実させる生き方を選択できる能力。

【表現力・コミュニケーション力】

生活やビジネスの場、地域社会において、様々な手法で自らのアイデアや意見を表現し、様々な人とコミュニケーションがとれる能力。

本学の各学科の卒業要件(62単位)を満たした者は、短期大学士の学位を取得する。所定の課程を修了して免許・資格を得た卒業生は、その多くが専門職として就職し、就職先において高い評価を得ている。免許・資格としては、生活学科の栄養士免許証、製菓衛生師試験受験資格、幼児教育保育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、ビジ

滋賀短期大学

ネスコミュニケーション学科の日本医師会認定医療秘書、デジタルライフビジネス学科の上級情報処理士などが挙げられる。これらはいずれも高い専門性を必要とする免許・資格であり、本学の学位授与の方針は社会的に十分通用するといえる。

卒業認定・学位授与の方針は、全学的なものと同様に各学科で定めているものの双方について、毎年、各科会、教学マネジメント委員会を通して見直しを行い、教授会において審議し決定している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

教育課程編成・実施の方針は、全学的、また各学科のカリキュラム・ポリシーとして定め、それぞれの教育目的に則したディプロマ・ポリシーに対応したものとしている。令和6年度入学生のカリキュラム・ポリシーは、次のように明示している。

滋賀短期大学

本学では、ディプロマ・ポリシーを実現するために、4学科に共通のカリキュラム編成の方針を掲げると同時に、それぞれの学科・コースが、特色をもった教育カリキュラムを展開しています。また、丁寧でわかりやすい授業をおこない、学生の理解度を高める「学修者本位の教育」の実現を目指しています。

【カリキュラムの編成】

専門科目と一般教養科目をバランスよく配置し、2年間のすべての授業が有機的に連携して機能するよう、系統的なカリキュラムを編成しています。

【アクティブ・ラーニングの充実】

アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生と教員、あるいは学生同士が向き合う授業を行っています。

【情報リテラシー、データサイエンス（リテラシーレベル）の教育の推進】

全学でデジタル社会に対応できる教育を推進します。ノートパソコンを必携し、デジタル機器やオンラインを活用した教育を行うとともに、4学科すべてで、ITリテラシーとデータサイエンスの基礎を修得するようにします。

【教育の質保証】

専門科目はできるだけ少人数教育ができるよう、同一科目でも複数クラスを置くなどの措置を講じています。また教育の質を高めるために、各教員が授業改善を行い、個別の学生の学力や志望に応じた支援プログラムを制度的に確立しています。授業改善のためには学生の評価も積極的に導入し、その結果をフィードバックして改善につなげます。

【実習科目の充実】

実践に強い資質を身につけるために、実習科目を重視したカリキュラムを編成しています。資格・免許にかかわる学外実習科目については、十分な事前・事後指導を行い、実効性の高い実習ができるようにしています。

【キャリア教育の充実】

キャリア教育についても、独自の科目を配置し、入学から就職まで、社会人として基本

的な資質を身につける教育を行います。インターンシップもキャリア教育の一環として、積極的に推奨及びサポートしています。

生活学科

生活学科では、ディプロマ・ポリシーを実現するために、次のような特色あるカリキュラムを配置しています。

【学科全体の特色】

- ・社会生活と健康、食品と安全、栄養と健康、食文化、デザインに関する専門科目を配置しています。
- ・実験・実習を通して高い技術を身につけるために、豊富な実験・実習科目を設置しています。

【各コースの特色】

- ・食健康コースでは、卒業と同時に栄養士免許証が取得できます。地域との連携が充実しており、栄養士としての実践力が身につくカリキュラムを編成しています。
- ・製菓・製パンコースでは、在学中に製菓衛生師試験を受験でき、合格すれば製菓衛生師免許証を取得することができます。菓子やパンだけでなく、食品一般の製造現場において活躍できる実践力が身につくカリキュラムを編成しています。

【デジタルライフビジネス学科との関係】

本学科は、ビジネスコミュニケーション学科と関係し、デジタルライフビジネス学科と共通のカリキュラムをもっています。暮らしをテーマに衣、食、住の各分野の専門知識に加え、デジタル技術を活用して快適で豊かな暮らしを提供できる専門家を目指したカリキュラムを編成しています。

幼児教育保育学科

幼児教育保育学科では、ディプロマ・ポリシーを実現するために、次のような特色あるカリキュラムを配置しています。

【学科全体の特色】

- ・乳幼児期から青年期にあたる子どもたちの理解に必要な、基礎的な知識を理解するための科目を配置しています。
- ・幼児教育や保育に関する知識をさらに深く理解するために、必要な専門科目を体系的に配置しています。
- ・幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得し、現場で必要な実践的スキルを修得するための、演習、実習科目を配置しています。

【各コースの特色】

- ・2回生配当科目として、教員の専門性を活かした内容で展開されるコースを設け専門演習を配置し、自分の興味関心にもとづいて選択できるようにしています。
- ・運動と表現コースは、保育に必要な「造形」「音楽」「運動」について、さらに深く詳しく学べるコースです。
- ・保育実践コースは、子どもへの適切な声かけや遊び、小学校との連携、ICT活用などについて、さらに深く詳しく学べるコースです。

・子ども理解コースは、子どもの発達や心理、遊びの中の学びなど、子どもを深く理解し、保育の基本をじっくり学べるコースです。

ビジネスコミュニケーション学科

ビジネスコミュニケーション学科では、ディプロマ・ポリシーを実現するために、次のような特色あるカリキュラムを編成しています。

【学科全体の特色】

・社会における一般常識やビジネスマナーについて理解し実践するために、多様な科目を配置しています。

・ビジネスや医療の現場で必要とされる、コミュニケーション能力を身につけるための科目を配置しています。

・データを分析する能力を養うとともに、その結果を効果的にプレゼンテーションする技能を養成する科目を配置しています。

・ビジネスや医療の現場で必要とされる、コンピュータ技術に関連する科目を豊富に配置しています。

【各コースの特色】

・総合ビジネスコースでは、ホスピタリティマインドをもち、ビジネスの現場で必要とされる知識を身につけ技能を養い、実践力を強化するための科目を配置しています。

・総合医療事務コースでは、医療秘書・医療事務に必要な知識を身につけ実務能力を養い、実践力を強化するための科目を配置しています。併せて、患者やその家族を思いやる心を養う科目を配置しています。

【デジタルライフビジネス学科・生活学科との関係】

本学科は、デジタルライフビジネス学科と生活学科と関係し、共通の専門科目を持っています。それらを履修することにより、情報処理やものづくりの技術をビジネスで活用する技法を身につけることができます。

デジタルライフビジネス学科

デジタルライフビジネス学科では、ディプロマ・ポリシーを実現するために、次のような特色あるカリキュラムを編成しています。

【学科全体の特色】

・生活学とビジネス学に関する基礎的知識を身につけるための科目を配置しています。

・生活やビジネスに必要なデータの収集、処理、分析及び情報活用を行うことができる能力を身につけるための科目を配置しています。

・様々なデジタルコンテンツの作成方法を学び、情報を表現する能力と Web や SNS を通じて情報を発信する能力を身につけるための科目を配置しています。

・リアルのものづくりを通して、イメージを実体のあるものに具現化する能力を身につけるための科目を配置しています。

・デジタルともものづくりを融合し、デジタル空間を通じてビジネスとして展開できる能力を身につけるための科目を配置しています。

・新しい時代の自分自身のライフとワークの在り方を考え、生活と仕事の両方が充実した

生き方を選択できる能力を身につけるための科目を配置しています。

・身につけた知識やスキルを、地域振興やボランティア活動の実践で活用し、知識やスキルを生かす。他者と協働してプロジェクトを進めることにより、企画力やコミュニケーション力を身につけるための科目を配置しています。

【各コースの特色】

ものづくりデザインコースでは、リアルなものづくりのための知識やスキルを中心に学び、そのうえでデジタル空間上での情報発信の基礎を学んで、それらを生活やビジネスの場で活かす手法を身につけるための科目を配置しています。

デジタルデザインコースでは、アイデアをデジタル空間上に実現し、情報発信するための知識やスキルを中心に学んでいます。そのうえで、リアルなものづくりの基礎を学び、それらを生活やビジネスの場で活かす手法を身につけるための科目を配置しています。

【生活学科・ビジネスコミュニケーション学科との関係】

本学科は生活学科とビジネスコミュニケーション学科の関係で成立しており、多くの共通科目も設定されています。デジタルデザインやものづくりデザインの基本は、両学科の専門分野とも重なります。本学科のカリキュラムによって、これらの多様な分野の専門性を身につけることができます。

学科・コースの教育課程はカリキュラム・ポリシーに基づき、学位授与に関する規定（提出・規程集 28）に則した課程を編成しており、かつ文部科学省及び厚生労働省等の各種資格認定機関により定められた教育課程を編成している。

授業科目は全学的な「共通科目」と、各学科・コースの特性に応じた「専門科目」により構成されている。共通科目、専門科目ともにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに則った科目で編成されており、全学的な教育目的、学科・コースの教育目的との関連づけを明確にするために履修系統図を作成している（備付-24）。履修系統図は共通科目と専門科目を別建てにし、共通科目は5つの群別に、専門科目は科目間の関連を分かりやすく示し、「履修の手引き」及び本学ウェブサイトにも掲載している。

本学では、修得単位の上限を各学期30単位までと定めている。前学期までの累積GPAが3.0以上の場合は、上限を半期32単位としている。ただし、学外で行う実習科目及び集中講義などの科目の単位数は除外している。

単位取得状況の把握と修学期間内でのバランスの取れた履修をおこなうため、前期と後期の成績交付時に学生にポートフォリオを作成させ、単位修得した科目を色付けして修得状況を視覚的に分かりやすく把握できるように指導し、半期の履修の振り返りを行っている（備付-25）。図式化して視覚的にも分かりやすくすることで、上限単位数の管理や履修科目の分散傾向の把握、また履修科目の偏りにより学習効果が弱まることを防ぐことにつなげている。

成績評価においては、学則の「教育課程及び卒業」（第30条～35条）、「滋賀短期大学授業科目履修に関する内規」（提出・規程集 95）、「滋賀短期大学試験及び成績に関する内規」（提出・規程集 96）及び「滋賀短期大学学生の欠席等に関する内規」（提出・規程集 97）に基づき厳格に評価している。各科目の成績評価の基準はシラバスに記載し、

学生に周知している。成績は、学期ごとに試験などによって評価し、100点満点に対して60点以上を合格としている。欠席時数が基準授業時数の3分の1を超えた場合は、その科目の評価を受けることができない。遅刻及び早退は3回をもって欠席1回分に相当するとみなしている。

試験については、病気またはやむを得ない正当な事由のために定期試験が受けられなかった場合は追試験を受けることができる。また、定期試験において不合格となった科目においては、科目担当教員が認めた場合には再試験を受けることができる。この他、科目の中には履修条件が定められた科目もある。また、不正行為に対しては厳罰処分としている。なお、定期試験の実施にあたっては、試験監督者の打ち合わせ時間を設け、試験をより厳格に実施できる体制を整えている。

シラバスには、①講義コード、②科目ナンバリング、③授業科目名、④年次、⑤開講時期、⑥単位、⑦授業形態、⑧卒業必修・選択、⑨授業科目英文名、⑩担当教員、⑪資格等取得との関連、⑫アクティブ・ラーニング、⑬実務経験、⑭授業の到達目標、⑮卒業認定・学位授与の方針と当該科目の関連、⑯授業内容、⑰教科書、⑱参考書、⑲担当者からのメッセージ、⑳課題（試験やレポート等）に対するフィードバック、㉑成績評価の方法及び基準、㉒オフィスアワー、㉓担当教員E-mail、㉔教員相互授業参観、㉕授業計画、回数・日付、学習内容、担当者、授業の運営方法、学習課題（予習・復習）・目安時間（分）、定期試験を明示している。その他に、任意入力欄を設け、担当教員が参考資料や画像を添付すれば、学生が閲覧できるようになっている（提出-16）。また、障害等のある学生への配慮として、全授業科目のシラバスに、授業での合理的配慮が必要な場合の相談窓口を記載している。

シラバスの記載項目の見方は、履修の手引きに具体的に示している。シラバスの編集、校正について、令和4年度から学内ポータルシステムを使って行えるようになった。教務委員が確認を行い、不備があった場合は、各科目の担当教員に直接差し戻しができるようになり、第三者が確認して全体としての統一化を図っている（備付20）。また、生活学科ではコースごとにカリキュラムを掲載するとともに、全学科のカリキュラム表について科目の順序を履修系統図に合わせ、整合性を持たせている。

カリキュラムは各学科において毎年見直しを行っている。

生活学科には、食健康コースと製菓・製パンコースを設置している。食健康コースでは栄養士免許証取得のための必修科目が多いため、学生の負担を最小限にし、学習効果が上がるよう毎年カリキュラムの検討を重ね改善を行っている。卒業生と採用先へのアンケート結果によると、就職先として保育所やこども園を希望する学生が増え、保育所やこども園は、本来の栄養士業務に加え、食育のできる栄養士を求めている。こどもの食物アレルギーが増加傾向にあることに鑑みて、令和6年度入学生からはこども食物アレルギー実務課程修了証の取得を可能とし、実践能力の育成を行っている。製菓・製パンコースでは在学中に製菓衛生師試験の受験を可能とするカリキュラムを編成している。1年次で受験資格に必要な科目をすべて履修し、2年次では応用実習や技術トレーニング等製菓技術面を強化するカリキュラムを編成している。また、パティスリーラッピング検定、販売士3級など、現場で役立つ資格取得につながる科目を設置している。両コースにおいて、令和6年度入学生よりフードスペシャリスト

資格課程を再開し、受験に必要な科目を設置した。

幼児教育保育学科のカリキュラムについては、学科内にカリキュラムワーキンググループを設置し、適宜見直しを図っている。過密な時間割を見直し、より効果的な学びとなるよう、科目の再編・統合も含めた検討を行っている。令和6年度には、幼稚園教諭二種免許状の必修科目である「特別支援教育」と保育士資格の必修科目である「障がい児保育」を統合して「特別支援保育」を新設し、免許・資格に係る教育課程の明瞭化と合理化を図った。また、令和6年度には、附属高等学校と連携し、高短連携5年一貫コースを立ち上げ、高校生が大学入学前に保育士資格関連科目を履修し、単位修得できるしくみを構築した。令和6年度には21名の高校生が2科目の単位を修得し、うち11名が本学に入学し保育士を目指すこととなった。令和7年度のコース再編に向けたカリキュラムの見直しとして、各コースの専任教員の専門性を活かした演習科目の設置を検討した。学生が関心のある分野を深く学び、自分のよさを伸ばすことで、卒業して即戦力となる保育力を身につけるようにすることが狙いである。

ビジネスコミュニケーション学科のカリキュラムについては、入試段階でのコース選択が難しい学生が多くなっていることから、入学後に適切なコース選択を促すため、一括募集のうえで1年次後期からコースに所属することとしている。令和5年度まで「ビジネス実務コース」、「経営経済・地域ビジネスコース」、「医療事務コース」、「観光・ホテル・ブライダルコース」の4コース体制であったが、令和6年度入学生からは、「総合ビジネスコース」と「総合医療事務コース」の2コース制に再編した。また授業科目を統廃合し、カリキュラムの合理化を図った。それに伴い、一般財団法人全国大学実務教育協会の資格を、情報処理士、秘書士、ビジネス実務士の3つに整理した。

令和4年度に設置した学科連係課程実施学科である「デジタルライフビジネス学科」は、データサイエンス、ものづくりデザイン、デジタルデザイン、ワーク&ファイナンシャルデザインを4つの柱として教育を行っている。カリキュラムについては、1年次前期に生活とビジネスに関する基礎を学び、1年次後期から学生が興味と適性によって選択したコースに所属して専門性を高める構成となっている。また、演習・実習を重視しており、実践的な学びをとおして高度なデジタル社会で活躍できる人材を育成するための科目を配置している。令和5年度入学生のカリキュラム編成では、「ビジュアル表現Ⅰ・Ⅱ」、「写真表現Ⅰ・Ⅱ」、「データベース演習」、「ハンドメイドデザインⅢ」、「特別演習Ⅰ・Ⅱ」等を新設し、各分野において学びの幅を広げるためのカリキュラムの充実を図った。また、令和6年度入学生からは、従来の「デジタルライフコース」と「デジタルビジネスコース」をそれぞれ「ものづくりデザインコース」と「デジタルデザインコース」に名称変更し、各コースの教育課程の特長をコース名により明確に打ち出すこととした。

本学は、令和7年度に現行の3学科（生活学科、ビジネスコミュニケーション学科、デジタルライフビジネス学科）を統合、再編し、新たなデジタルライフビジネス学科を設置する。新設するデジタルライフビジネス学科は、食健康コース、製菓マイスターコース、総合医療事務コース、デジタルビジネスコースの4コースから成り、現行の各学科・コースの資格教育課程を引き継ぎつつ、学科共通科目として高度なデジタル社会に対応できる人材を育成するための情報関連科目、生活とビジネスの基礎を身につけ

るための科目等を配置したカリキュラムを編成し、現代社会のニーズに適合した人材育成を行うこととしている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学では幅広い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てることを目的として、全学科の学生が選択できる共通科目を設定している。共通科目は群化されており、1群は「芸術や文化を学ぶ」「社会や心理を考える」「科学でとらえる」及び「体育について学び体験する」で構成している。2群は「外国語コミュニケーション能力を養う」と留学生のための語学科目である。後者については1年前期に「日本語Ⅰ」、1年次後期に「日本語Ⅱ」で構成している。3群は「キャリア形成を考える」として、1年次前期の「キャリア基礎演習」と2年次後期の「キャリアデザイン演習」（ビジネスコミュニケーション学科は2年次前期）、それに「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の構成科目として「データサイエンス・リテラシー」を加えた3科目から成っている。「データサイエンス・リテラシー」は、社会のあらゆる場面で急速に進むデジタル化に対応できるスキルを備えた人材の育成を目的とするため3群に配置し、令和4年度は幼児教育保育学科を除く3学科で、令和5年度より全学科で卒業必修としている。4群は環びわ湖大学・地域コンソーシアム単位互換科目で、他大学の科目を履修でき、単位認定している（備付26）。5群はすみれ基礎科目で、附属高等学校との高短連携科目として3科目を設置していたが、令和6年度の高短連携科目は幼児教育保育学科の専門科目として開講することとなったため、5群の3科目は不開講とした。

各学科の専門科目において、社会で即戦力となるための専門的な知識を身につけるためには、教養教育で学んだ幅広い視点から物事を考える力や、問題を発見し、それを適切な手法によって解決するという力が求められる。共通科目は学生が社会生活を営む上で重要であるとともに、専門科目を学ぶ基盤となっている。特に共通科目1群の「日本国憲法」、「こころとからだの健康」、「スポーツ実技」は幼稚園教諭二種免許状の取得に必須である。

共通科目1群については分野（人文科学・社会科学・自然科学）のバランスや、履修学生の数などを踏まえて、設置科目の見直しを年度ごとに行い、令和6年度には「食べものと栄養」と「スポーツ演習」を新設した。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学の専門科目並びに共通科目は、実務家教員またはその分野の科目を担当するにふさわしい研究業績を有する教員が担当しており、現場での経験を活かした授業や、

専門的知識を身につけることを主眼に置いた構成になっている。これによって、学生は仕事をするとはいくどういうことかをより明確に意識することができ、それぞれが進む専門職への実質的な接続が可能となっている。

本学で取得可能な免許・資格として、生活学科の栄養士免許証、製菓衛生師試験受験資格、パティスリーラッピング検定、リテールマーケティング（販売士）検定 3 級、色彩検定、子ども食物アレルギー実務課程修了証、幼児教育保育学科の幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格、准学校心理士資格、ビジネスコミュニケーション学科の情報処理士資格、秘書士資格、ビジネス実務士資格、日本医師会認定医療秘書、医療秘書実務士資格、医事実務士資格、社会福祉主事任用資格、デジタルライフビジネス学科の、情報処理士資格、上級情報処理士資格、ウェブデザイン実務士資格が挙げられる。これらはいずれも高い専門性を必要とする免許・資格であり、各分野の職業に就くためには必要なものである（提出-2、3）。

本学では学外での実習及びインターンシップを単位化しており、現場での仕事の経験を積むことで、卒業後スムーズに仕事に接続できるカリキュラムを整えている。資格取得の効果については専門分野への就職率で評価し、カリキュラムの見直しを毎年実施している。

全学科で、免許・資格の取得に関わる学外実習を実施している。学外実習の事前事後指導の時間は授業科目として設定しているが、学生一人ひとりの実情に合わせて、授業時間外にも学外実習担当教員を中心に学科全体で丁寧な指導を行っている。具体的な指導の内容は、実習課題の設定、指導案の作成や実習で使用する教材等の準備、実習ノートの記録の仕方などである。

令和 6 年度について、栄養士学外実習は 8 月、9 月に実施し、24 施設において 28 名の学生が実習を行った。製菓・製パンコースの製菓特別実習は製菓衛生師の養成科目としており、洋菓子店、和菓子店、製パン店、カフェなど 18 か所において 23 名が実習を行った。

生活学科食健康コースと製菓・製パンコースでは、実習後に、実習先ごとに実習内容や考察を報告書にまとめ、パワーポイントで発表資料を作成して学外実習報告会を実施している。この報告会には 1 回生も参加して次年度への参考にしている。また、提出レポートの作成や礼状の作成などについても、個別に指導を行っている。

幼児教育保育学科では、1 回生後期に「保育実習Ⅰ」および「施設実習Ⅰ」、2 回生に「教育実習（前期）」、「教育実習（後期）」、「保育実習Ⅱ」を実施している。実習の事前指導では、守秘義務の確認や礼状作成の方法などについて指導を行っている。

実習後には、授業の総括として、学生による自己点検・自己評価を通じた振り返りを実施している。令和 5 年度の「保育所実習Ⅱ」では、事後指導としてグループ討議を行い、実習の振り返りと今後の展望を議論した。その後、グループごとのプレゼンテーションを通じて、実習での学びや成果をクラス全体で共有した。この取り組みにより、教員と学生だけでなく、学生同士のインタラクティブな活動を通じて、学生が自分の言葉で実習中の課題や成果を語り合う機会が生まれた。各実習指導の授業では、指導案の作成や実習記録簿の書き方の指導に加えて、学生による模擬保育も実施している。また、授業中には、実際の保育の様子を DVD などの視聴覚教材等を適宜活用し、実践

に役立つ授業を提供している。

ビジネスコミュニケーション学科・デジタルライフビジネス学科では、企業就業体験をとおして進路選択やキャリアに対する意識を高めることを目的としたインターンシップを実施している。令和6年度は、運送業、製造業、介護福祉関連企業、スポーツ関連企業などのインターンシップに参加した。「インターンシップ」の履修者は5名だった。しがジョブパークのしがプロインターンの制度を活用し、滋賀県、京都の企業で実習を行った。

また、ビジネスコミュニケーションの医療事務コースでは、医療事務・医療秘書を目指す学生に対して病院実技実習を実施している。この実習は、日本医師会認定医療秘書養成の必修科目である。日本医師会認定医療秘書養成カリキュラム科目を学習した上で、座学では学べない実践的な学びを行う実習科目である。滋賀県医師会と連携し、令和6年度は、大津市民病院、甲南病院、ヴォーリス記念病院、彦根市立病院、市立長浜病院、JCHO 滋賀病院、済生会滋賀県病院、豊郷病院の8施設で実施した。実習事前指導では、実習の手引きを基に、実習の意義と目的、実習施設の概要、守秘義務・個人情報情報の取扱い、医療安全、実習記録の書き方等について復習を兼ねた指導を行い、実習に向けての心構えを養っている。実習中は実習記録を作成し、自己評価を行ったうえで施設の指導者へ提出し評価を受ける。実習終了後は報告書を作成し、報告会で発表を行うことにしている。

学習進度の速い学生や成績優秀学生に対する学習上の配慮や支援として、免許・資格の必修科目の内容をさらに発展させた上位科目を設けている。生活学科の製菓・製パンコースでは、より高いレベルの技術を身につけることを目指した「製菓応用実習Ⅰ」、「製菓応用実習Ⅱ」及び「マイスター・トレーニング」を設置している。また、生活学科では授業のない時間帯を利用し、食健康コースでは栄養士実力認定試験対策講座、製菓・製パンコースでは製菓衛生師試験対策講座を開講している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

教育の効果、とりわけ職業教育の効果及び成果を評価・測定するスケールについては今後見直しが必要である。量的データ・質的データとも、卒業生の就職先から得るアンケート結果のより効果的な利用と分析が求められる。また、取得率が低い免許・資格取得については、取得率を上げられるよう対策講座などの改善を図る。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

提出資料：7 ウェブサイト「学習成果」

https://www.sumire.ac.jp/tandai/files/guide/release/2025/release_6-00.pdf、9 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／免許・資格取得状況」、10 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／卒業者の進学・就職状況」

https://www.sumire.ac.jp/tandai/files/guide/release/2025/release_4-05.pdf

備付資料：19 滋賀短期大学アセスメント・ポリシー、21 プログテストの実施について（令和5年度3月教授会資料）、24 履修系統図、25 マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）、29 就職先からの卒業生評価アンケート調査結果、30 短期大学卒業生調査、47 GPA 分布図

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学の学科・コースの教育課程の学習成果は、基準Ⅰ-B-2 で示したとおり、「～を身につけている」、「～ができる」などの具体的な目標として明示し、学位授与の方針に対応したカリキュラムの各授業科目を履修することで、期待される学習成果が具現化するように策定している（提出7）。各科目のシラバスにおいて、「授業到達目標」は原則として「～できる」などと、具体的な知識・態度・技能の到達度が記されており、評価については、各評価項目が全体の成績に占める割合や評価の観点が明示されている。以上のことから、本学の学習成果には具体性があると言える。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

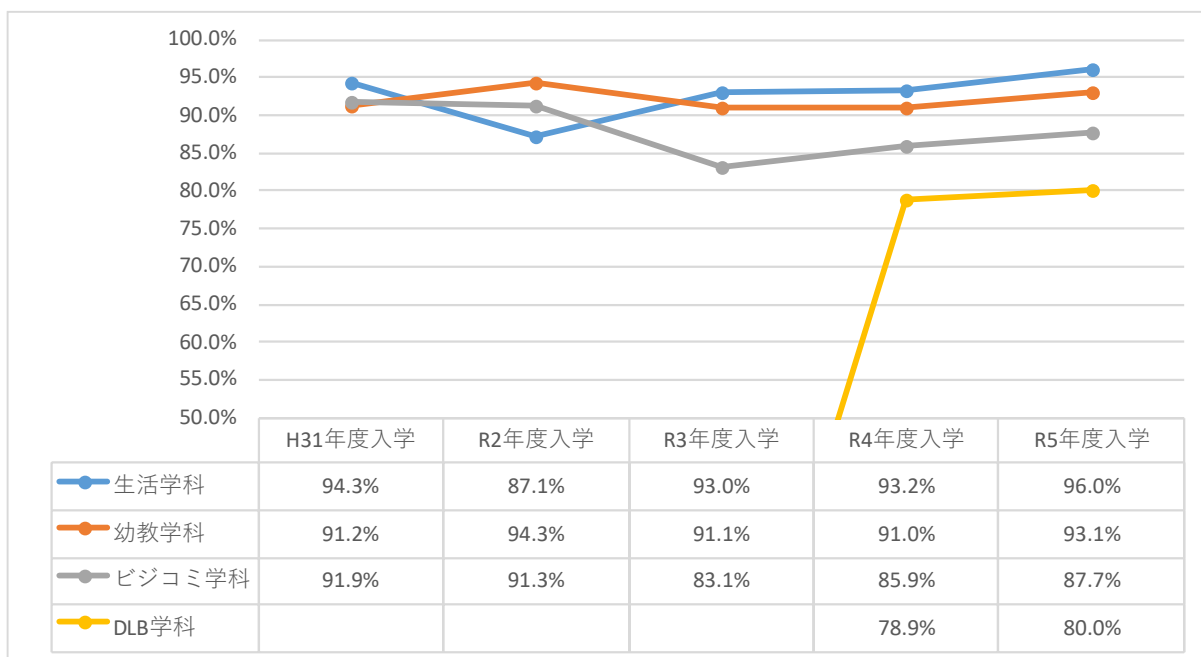
栄養士免許証、製菓衛生師試験受験資格、幼稚園教諭二種免許状、パティスリーラッピング検定、リテールマーケティング（販売士）検定3級、色彩検定、保育士資格、准学校心理士、上級秘書士、情報処理士、日本医師会認定医療秘書など、免許・資格の取得目標は、学習成果を具体的に示すものといえ（提出-9）（提出-10）、これらの資格取得状況により、学習成果を評価することができる。

各授業科目の単位の認定は厳格な成績評価に基づき行っている。シラバスでは「授業の到達目標」において、その科目の履修によって期待できる学習成果を具体的に示し、「授業の内容」に授業の目的や概要を、「授業計画」に各授業回の学習内容及び運営方法、学習課題を示している。単位修得の要件は、各授業における「成績評価の方法及び基準」の試験・レポートなどの項目により成績を評価し、合格と判定されれば所定の単位が付与される。

授業計画は授業の単位数や形態に応じて無理なく組まれ、2年の在学期間内に定め

られた単位を修得することで学修成果を達成できるように教育課程を編成している（提出-1、6）。このことは、卒業者の割合により評価することができ、図1には平成31年度～令和5年度入学生の学位授与率を示す。この結果から、本学の教育課程の学習成果を評価することができる。

図1. 入学生数に対する学位授与率の推移



[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、令和6年度に三つの方針に基づき、機関レベル・教育課程レベル・授業科目レベルの3段階で学習成果・教育成果を検証することを目的に「アセスメント・ポリシー」を定めた（備付19）。

機関レベルの学習成果の達成状況は、学位授与数、就職率、免許・資格を活かした専門領域への就職率、卒業時アンケート結果、卒業生アンケート結果、就職先アンケート結果等から検証する。また、教育課程レベルについては、学科・コースの所定の教育課程における卒業要件達成状況、単位取得状況、GPA、外部客観テストの結果、免許・資格取得状況等により、授業科目レベルについては、シラバスで提示された授業科目の到達目標に対する評価（成績評価）や学生による授業評価アンケートの結果等により学修成果の達成状況を検証する（表2）。

令和6年度には、新たな指標として、学生のジェネリックスキルを評価するために外部客観テスト（PROG）を導入した（備付21）。入学年度の前期と卒業年度の後期に各1回受験し、各時点でのリテラシーとコンピテンシーの獲得状況进行评估する。令和6年

度入学生に対しては5月に試験を実施し、その後6月と7月に、PROGを提供する株式会社リアセックから解説員を呼び、試験結果に関する解説会を行った。また、8月には結果の全体傾向に基づく教職員向けの説明会をFDとして実施し、学生のジェネリックスキルの評価とそれに基づく教育改善について考察を行った。

(表2) 学習成果・教育成果の評価方法

	入学時 APを満たす人材かどうかの検証	在学中 CPに則って学修が進められているかどうかの検証	卒業時・卒業後 DPを満たす人材になったかどうかの検証
機関レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 ・入学生アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・休学率 ・退学率 ・短期大学生調査 ・面談カード ・課外活動状況 ・学生表彰 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与数 ・就職率 ・卒業時アンケート ・卒業生アンケート ・就職先アンケート ・四年制大学等への進学
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 ・入学前課題 ・基礎学力テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位取得状況 ・免許・資格取得状況 ・GPA ・外部客観テスト ・短期大学生調査 ・履修の振り返りシート 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業要件達成状況 ・免許・資格取得状況 ・専門領域における就職率 ・卒業時アンケート ・卒業生アンケート ・就職先アンケート
授業科目レベル		<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価 ・成績分布 (GP分布) ・授業出席率 ・学生による授業評価アンケート ・学外実習評価 (実習先の評価) 	

①GPA、②学位授与（卒業）率、③免許・資格取得率、④専門就職率、⑤卒業生アンケート結果・就職先アンケート結果の検証については以下のとおりである。

①GPA

学年ごとの累積GPA分布（備付-47）を作成し、教務委員会、教学マネジメント委員会で分析している。令和6年度学年別のGPA分布は、少人数の学科を除きほぼ正規分布している。

成績不振の改善と退学率の低下を目的に、GPA1.0未満の学生への指導体制を整備し

ている。各学期の GPA が 1.0 を下回った学生を教務課から各学科長に伝え、学科長と指導担当教員が当該学生の面談指導に当たった。学科長は面談記録を文書にまとめ、学長補佐（教務）に報告した。

②学位授与（卒業）

過去 5 年間の入学生数に対する学位授与率は、退学（除籍を含む）者や留年者が生じているため、全学平均 90%前後で推移している（図 1）。

③免許・資格の取得率

過去 5 年間の学科ごとの免許・資格の取得率を表 3、4、5、6 に示す。取得率として、令和 3 年度までは各年度の卒業生のうち、各免許・資格の取得希望者に対する取得者の割合を算出していたが、令和 4 年度以降はそれに加え卒業生に対する取得者の割合も算出している。各学科の教育目的ののっとりた免許・資格を取得できる教育課程の見直しは毎年実施している。また、社会情勢を踏まえ、学生が就職において有用となる免許・資格が取得できる教育課程の見直しも毎年実施している。

生活学科では、令和 5 年度入学生は、栄養士免許証、製菓衛生師試験受験資格を取得することができ、令和 6 年度卒業生の希望者に対する取得率は 96.5%から 100%であった。（表 3）。

表 3. 生活学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
栄養士免許証	100.0%	96.8%	97.2% (92.1%)	97.5% (88.6%)	100.0% (96.6%)
栄養教諭二種免許状	100.0%	100.0%	85.7% (15.8%)	100.0% (13.6%)	-
製菓衛生師試験受験資格	100.0%	100.0%	100.0% (97.1%)	100.0% (96.2%)	100.0% (100.0%)
フードスペシャリスト資格	100.0%	82.1%	87.5% (17.1%)	-	-

※免許・資格取得希望者に対する取得率（令和 4 年度以降の（）は卒業生に対する取得率）

幼児教育保育学科では、令和 6 年度における幼稚園教諭二種免許状の取得率は、98.5%、保育士資格の取得率は 95.5%であった。平成 30 年度入学生から導入した准学校心理士は希望者全員が取得している（表 4）。

表 4. 幼児教育保育学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
幼稚園教諭二種免許状	100.0%	98.3%	96.3% (91.3%)	97.5% (94.0%)	98.5% (92.9%)
保育士資格	100.0%	100.0%	100.0% (99.1%)	96.3% (95.2%)	95.5% (91.4%)
准学校心理士	100.0%	100.0%	100.0% (8.7%)	100.0% (3.6%)	100.0% (22.9%)

※免許・資格取得希望者に対する取得率（令和4年度以降の（）は卒業者に対する取得率）

ビジネスコミュニケーション学科では、医療事務コースの学生のみが取得できる医療関係の資格を除き、全学生が取得可能なビジネス系の資格について、卒業者に対する取得率が10%を下回るものが多くなっている。そのため、カリキュラムのスリム化を行い、令和6年度入学生から、取得可能な資格を三つの主要な資格（情報処理士、秘書士、ビジネス実務士）に絞り込んだ。

表 5. ビジネスコミュニケーション学科における免許・資格取得率の推移

卒業年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
上級秘書士	94.1%	100.0%	100.0% (10.2%)	87.5% (9.3%)	100.0% (22.9%)
上級情報処理士	100.0%	100.0%	100.0% (1.0%)	85.7% (8.0%)	-
ウェブデザイン実務士	87.5%	100.0%	100.0% (1.0%)	100.0% (4.0%)	100.0% (3.9%)
上級ビジネス実務士	100.0%	100.0%	100.0% (4.1%)	87.5% (9.3%)	100.0% (9.8%)
ビジネス実務士	100.0%	100.0%	100.0% (23.5%)	100.0% (26.7%)	100.0% (23.5%)
日本医師会認定医療秘書	100.0%	100.0%	100.0% (21.4%)	100.0% (26.7%)	100.0% (37.3%)
上級秘書士（メディカル秘書）	97.6%	100.0%	100.0% (8.2%)	100.0% (6.7%)	100.0% (19.6%)
レクリエーション・インストラクター	100.0%	100.0%	100.0% (2.0%)	-	-
健康運動実践指導者	0.0%	—	—	-	-
秘書士	100.0%	100.0%	100.0% (25.5%)	100.0% (25.3%)	100.0% (19.6%)

情報処理士	100.0%	100.0%	100.0% (31.6%)	100.0% (29.3%)	100.0% (23.5%)
医療秘書実務士	100.0%	100.0%	100.0% (13.3%)	100.0% (28.0%)	100.0% (35.3%)
医事実務士	100.0%	100.0%	100.0% (4.1%)	100.0% (14.7%)	100.0% (9.8%)

※免許・資格取得希望者に対する取得率（令和4年度以降の（）は卒業者に対する取得率）

デジタルライフビジネス学科では、令和6年度の資格取得者数は、上級情報処理士3名、情報処理士11名、ウェブデザイン実務士3名であった。

表6. デジタルライフビジネス学科における免許・資格取得率

卒業年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上級情報処理士	—	—	—	100.0% (6.7%)	100.0% (12.5%)
情報処理士	—	—	—	100.0% (13.3%)	100.0% (45.8%)
ウェブデザイン実務士	—	—	—	0.0% (0.0%)	100.0% (12.5%)

※免許・資格取得希望者に対する取得率（（）は卒業者に対する取得率）

④専門就職率

卒業生の専門就職状況については、各学科やコースごとの専門性を反映して細分化し、分類を行っている。各学科・コースのカリキュラムに基づいて取得した免許・資格が就職条件となる場合や、ビジネスコミュニケーション学科及びデジタルライフビジネス学科において、コースの専門分野を活かした就職先や職種が一致している場合を「高度専門就職【SS】」、各学科・コースでの学びが直接、専門的就職に結びついている場合を「専門就職【S】」と分類している。生活学科製菓・製パンコースで製菓関連企業に就職した場合でも、その職種が販売職である場合は【S】に分類している。一方、コースの専門性を問わず就職した場合は「一般就職【N】」として整理している。以下の表は、令和6年度卒業生含む過去3年間の専門就職率状況である。

生活学科食健康コースでは、高度専門就職率が69.0%、専門就職率が6.9%であり、多くの卒業生が栄養士としての資格を活用して就職している。製菓・製パンコースでは、高度専門就職率が31.6%、専門就職率が21.1%であり、令和6年度は一般就職の割合が特に目立った。幼児教育保育学科では、高度専門就職率が85.7%、専門就職率が1.4%と、ほとんどの学生が保育士資格や幼稚園教諭免許状を活用して就職している。ビジネスコミュニケーション学科では、医療事務コースでの高度専門就職率が77.3%、専門就職率が13.6%と、医療系分野の事務職や総合職を選択する就職が多い。同ビジネス実務コースは高度専門就職

滋賀短期大学

率が 55.6%、専門就職率が 11.1%、同学科経営経済・地域ビジネスコースは高度専門就職率 50.0%、専門就職の実績はなかった、同観光・ホテル・ブライダルコースは高度専門就職率が 25.5%、専門就職率が 75.0%であった。デジタルライフビジネス学科デジタルライフコースでは、高度専門就職率が 38.9%、専門就職率が 22.2%、同デジタルビジネスコースは高度専門就職率 50.0%、専門就職率 16.7%であった。

表 7. 卒業生の各学科・コースの専門就職状況

(上段：人数)

生活学科 食健康コース	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和 4 年度	25 65.8%	1 2.6%	5 13.2%	0 0.0%	2 5.3%	5 13.2%	38
令和 5 年度	29 65.9%	2 4.5%	8 18.2%	3 6.8%	2 4.5%	0 0.0%	44
令和 6 年度	20 69.0%	2 6.9%	4 13.8%	1 3.4%	1 3.4%	1 3.4%	29

生活学科 製菓・製パンコース	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和 4 年度	23 65.7%	8 22.9%	2 5.7%	0 0.0%	1 2.9%	1 2.9%	35
令和 5 年度	14 53.8%	3 15.4%	4 11.5%	1 3.8%	3 11.5%	1 3.8%	26
令和 6 年度	6 31.6%	4 21.1%	6 31.6%	1 5.3%	1 5.3%	1 5.3%	19

幼児教育保育学科	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和 4 年度	99 85.3%	2 1.7%	6 5.2%	2 1.7%	5 4.3%	2 1.7%	116
令和 5 年度	66 79.5%	1 1.2%	5 6.0%	1 1.2%	7 8.4%	3 3.6%	83
令和 6 年度	60 85.7%	1 1.4%	1 1.4%	1 1.4%	5 7.1%	2 2.9%	70

ビジネスコミュニケーション 学科 医療事務コース	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和 4 年度	19 63.3%	1 3.3%	6 20.0%	1 3.3%	1 3.3%	2 6.7%	30
令和 5 年度	24 82.8%	2 6.9%	1 3.4%	0 0.0%	1 3.4%	1 3.4%	29
令和 6 年度	17 77.3%	3 13.6%	0 0.0%	0 0.0%	2 9.1%	0 0.0%	22

滋賀短期大学

ビジネスコミュニケーション 学科 ビジネス実務コース	高度専門就職 【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和4年度	16 41.0%	7 17.9%	3 7.7%	8 20.5%	4 10.3%	1 2.6%	39
令和5年度	18 60.0%	5 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 10.0%	4 13.3%	30
令和6年度	5 55.6%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	2 22.2%	9

ビジネスコミュニケーション 学科 経営経済・地域ビジネスコース	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和5年度	2 18.2%	6 54.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	1 9.1%	11
令和6年度	6 50.0%	0 0.0%	2 16.7%	2 16.7%	2 16.7%	0 0.0%	12

ビジネスコミュニケーション 学科 観光・ホテル・ブライダルコース	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和4年度	2 12.5%	0 0.0%	11 68.8%	0 0.0%	2 12.5%	1 6.3%	16
令和5年度	1 20.0%	2 40.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	5
令和6年度	2 25.0%	6 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8

デジタルライフビジネス学科 デジタルライフコース	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和5年度	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	3
令和6年度	7 38.9%	4 22.2%	3 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	4 22.2%	18

デジタルライフビジネス学科 デジタルビジネスコース	高度専門 就職【SS】	専門就職 【S】	一般就職 【N】	編入・進学	アルバイト 家事自営	不明・ 非就職	卒業生 人数
令和5年度	0 0.0%	6 50.0%	2 16.7%	1 8.3%	2 16.7%	1 8.3%	12
令和6年度	3 50.0%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	6

⑤ 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査

卒業生への調査については、令和3年度から一般財団法人大学・短期大学基準協会が行う「短期大学卒業生調査」に参加している。令和6年度は、卒業後1年目204名（令和6年3月卒業生）と卒業後3年目の卒業生231名（令和4年3月卒業）を対象に実施し、卒業後1年目44名、卒業後3年目37名、計81名の回答を得た。短期大学卒業生調査は、本学卒業生と短期大学参加校の卒業生全体との比較ができるメリットを活かして教育の質保証に役立っている。個別のコメントについても卒業生の貴重な意見として点検に活用している。

卒業生の進路先を対象とする調査については、平成26年度から「就職先からの卒業生

評価アンケート調査」として実施している。令和6年度は、卒業後3年目の卒業生（令和4年3月卒業）を対象に公務員・配属先不明・入社すぐ退職者を除く208名の就職先176社（一般企業・医療機関、幼稚園教諭・保育士・保育教諭、栄養士、製菓・製パン）に実施し、109社の回答を得た。この調査では、新卒採用の際に重視している点と本学卒業生の在職者評価を依頼し、双方を対比することで卒業生の学修成果の把握及び今後の人材育成の指針を探ることを目的として実施している。また、学生に向けてのメッセージや本学のイメージを聞き、学生の指導やブランディングに活用している。

「就職先からの卒業生評価アンケート」、「短期大学卒業生調査（大学・短期大学基準協会）」の結果については、キャリア支援委員会及び教学マネジメント委員会で点検し、採用時に重視される項目と教育内容を検証して進路指導及び教育の質保証に役立てている。また、教授会をとおしてこれらの情報を全教職員が共有している。

学科毎にホームカミングデーを開催し、卒業後の教育の成果や成長について把握している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

在籍率、卒業率、就職率、就職先、編入学等進路に関する情報や、各アンケート調査結果（卒業時アンケート、短大生調査）などは、本学ウェブサイト上の「教育情報の公開」で公表している。

<https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2024/>

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

新規に導入したPROGテストについては、学生が現状と課題を把握し、学びへのモチベーションを上げるきっかけとなるよう、受験会や解説会の実施方法を工夫する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

提出資料：2 大学案内 [令和6年度2024]、3 大学案内 [令和7年度2025]、6 ウェブサイト「学科案内」、8 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／卒業生数、進学者数、就職者数」、9 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／免許・資格取得状況」、10 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開／卒業生の進学・就職状況」、11 ウェブサイト「大学紹介/3つのポリシー」、14 2024年度入試ガイド[令和6年度]、15 2025年度入試ガイド[令和7年度]

〔区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。〕

＜区分 基準Ⅱ-C-1の現状＞

学生募集要項にアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を掲載するとともに大学ウェブサイトに、アドミッション・ポリシーに加えて選抜ごとの学力の三要素と入学者選抜方法における「評価方法」との関係を示す表を明示し、アドミッション・ポリシーに対応した方法と内容で入学者選抜を実施している。

具体的には、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校・公募・スポーツ）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜、社会人選抜、留学生選抜などさまざまな評価方法による選抜を実施している。さらに受験上及び修学上の合理的配慮の事前相談を受け付ける体制を整備し特別な配慮が必要な志願者に対応しており、受験生にとって公正で妥当な受験機会を提供している。そして、このような入学者選抜の実施は、多様な学生の入学に繋がっている。総合型選抜の事前相談および面接では、学科やコースの学びに対する理解や学ぶ意欲等を確認し書類審査と併せて学力の三要素を多面的・総合的に評価している。また、学校推薦型選抜や一般選抜においても基礎テストや学力検査と書類審査により学力の三要素を多面的・総合的に評価し、アドミッション・ポリシーに沿った選抜を行っている。

「滋賀短期大学入試広報センター規程」に基づき、アドミッション・オフィスとして入試広報センターを設置し、入学者選抜に関する学生募集や入学試験等の業務を行っている。この入試広報センターが、受験生や保護者、高校に対する窓口となり、入学者選抜に関する情報提供と問い合わせや事務手続きに対応している。また、「滋賀短期大学委員会規程」に基づき、入試広報課を事務局とし、学長を委員長とする入学試験委員会を組織して、出願受付から合否発表、入学手続きまでの入学試験に関する事務を遺漏なく遂行している。入学試験委員会では、これらの入試事務に加えて、入学者選抜の実施状況を踏まえ入試方法の検証と検討を行い、その改善に努めている。アドミッション・ポリシーについては、この入試委員会の検証や検討と並行して学長を委員長とする教学マネジメント委員会で、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと合わせて毎年度、必要な見直しを行ったうえで策定している。

〔区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。〕

＜区分 基準Ⅱ-C-2の現状＞

入学者選抜に関する学生募集や入学試験等の業務を主管する入試広報センターが中心となって入学者選抜に関する情報を適切に提供している。学生募集要項（入試ガイド）と大学ウェブサイトで、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）ならびに入学者選抜に関する情報等を詳細に公表し、選抜区分ごとの募集人員、入学試験の内容や判定方法などを具体的に示すとともに授業料その他の費用や奨学金等の経済的支援などについても分かりやすく情報提供するようにしている。また、令和6年度は年間10回開催したオープンキャンパスで、入学者受け入れ方針や入学者選抜について説

明するほか、各学科・コースの体験授業、学生スタッフによる案内、志願者等との個別相談を行いつている。大学ウェブサイトの情報は随時更新し、同時に SNS 等で情報発信を行うことで、志願者等に対して時宜に応じた入試情報を提供するとともに高校訪問や高校の進路ガイダンス等で、高校教員や高校生に直接説明する機会を確保している。問い合わせ等に対しては、入試広報センターが窓口となり、電話や LINE 個別相談、WEB 個別相談、来学による個別相談などで適切に対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

受験機会の確保と多面的な評価が行えるよう総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜を実施しているが、受験の早期化に伴い、早期に実施する総合型選抜での受験者（入学者）が多くなり、バランスよく多様な入学者を確保することが困難になってきている。また、受験者が早期に実施する総合型選抜に偏るため、各選抜への募集人員の振分けが難しい。

<テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

幼児教育保育学科とデジタルライフビジネス学科食健康コースでは、それぞれ「保育士養成科」と「栄養士養成科」として滋賀県の委託による公共職業訓練（長期高度人材育成コース）を行っており、ハローワークの受講ガイダンスの際には社会人選抜に準じた選考試験を実施している。この選考試験を通じたの入学生は社会人経験者であり、入学者の多様性確保に繋がっている。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

提出資料：1 StudentHandbook2024、2 大学案内 [令和 6 年度 2024]、3 大学案内 [令和 7 年度 2025]、14 2024 年度入試ガイド [令和 6 年度]、15 2025 年度入試ガイド [令和 7 年度]、16 シラバス

備付資料：24 履修系統図、25 マイポートフォリオ（履修の振り返りシート）、28 短大生調査 2024 調査結果、30 短期大学卒業生調査、31 入学手続案内 [令和 6 年度] [令和 7 年度]、33 入学前課題一式、34 新入生オリエンテーション資料、35 2 回生教務オリエンテーション資料、37 学生カード、38 就職（進学）登録カード、39 面談カード、40 健康調査票、48 授業評価アンケート、49 授業評価アンケート結果、50 授業評価アンケート結果に対する教員コメント集、53 学生団体結成一覧表、54 キャリアサポートポリシー、55 履修の手引き、56 学園祭パンフレット、57 滋賀短期大学における障害学生支援に関する基本方針、77 図書館配置図、78 外部委託契約書（リブネット）、33 ピアノ基礎講座案内

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

入学試験合格者(翌年度入学手続予定者)に対し、合格通知とともに「入学手続案内」を送付している(備付-31)。この冊子には、入学手続きに関する情報だけでなく、年間行事や履修、奨学金制度、学生生活についてなどの様々な情報も整理して掲載し、本学入学後にスムーズに学生生活を始められるよう情報を提供している。また、WEBサイト上に合格者向け特設サイトを設け、入学試験合格者に向けて授業や学生生活に関する情報を提供している。

第1次入学手続完了者に対しては、大学での学びにスムーズに移行できるように入学前課題を課し、3月に実施する入学前オリエンテーションでの提出を求めている(備付-32)。この入学前課題については、基礎学力の確認に関するものと学科(コース)ごとに設けた課題で構成し、毎年ラーニング・サポートセンターで内容の確認と検討を行っている。特に幼児教育保育学科の合格者を対象に、入学後のピアノ実技に不安を抱えている入学予定者もいることから、3月にピアノ初心者のための基礎講座を開催し、入学後のピアノ実技の授業に積極的に臨めるようにしている。

年度末の3月中旬以降に、入学予定者に対する入学前オリエンテーションを実施している。新入生が期待感を持って4月から始まる短大生活にスムーズに移れるよう、例年、大学での学びに対する心構えや在学生との交流イベントを中心とした内容で実施している。また、同日に全入学予定者を対象に学生証用の写真撮影を実施するとともに、学科(コース)によっては調理実習や製菓実習等で着用する制服が必要になるため、その採寸も行っている。説明を聞くだけではないプログラムを導入することで、入学予定者どうしが自由にコミュニケーションを図る機会にもなっている。

入学手続きが完了した入学確定者のうち、入学後に特別な配慮が必要な学生については、学生相談室が窓口となって出身高校と連携することで、それまでの支援内容を把握した上で今後の支援計画等について検討し、入学後に適切な支援が行えるように努めている。

入学後に行う新入生を対象としたオリエンテーションは、入学式当日と入学式翌日からの3日間の計4日間で実施している(備付-34)。

令和6年度は入学式を大津市民会館大ホールで開催したため、式典に引き続き同ホールで新入生全員と保護者に向けたオリエンテーションを実施し、各分野の担当教員から、建学の精神、学生生活についての留意事項、短期大学での学びに関する留意事項等について説明を行った。

入学式翌日からのオリエンテーションは、学科(コース)ごとを基本に3日間かけて実施した。初日に教務オリエンテーションを実施し、「履修の手引き」(備付-55)にしたがってカリキュラムや履修登録等に関する説明を行った。履修登録時に確認すべきシラバスについては、WEBサイトで公開している(提出-16)。

その他に、健康診断や奨学金等も含めた学生生活の留意点などの説明を行った。2日目は、個人用ノートパソコンの初期設定を行った。本学では令和3年度入学生からノートパソコンを必携としており、入学時に本学の斡旋により購入したノートパソコン

だけでなく、すでに学生が所有しているノートパソコンについても、本学の授業や自習等で使用できるように設定を行った。3日目は、大津市内のびわ湖大津プリンスホテルを会場に、フレッシュマンセミナーを開催した。コロナ禍による中断を経て令和5年度から再開したフレッシュマンセミナーであるが、午前の部では学生自治会の活動や課外活動団体の紹介、また授業が始まってしまうとなかなか知ることのできない学科ごとの学びの内容や、授業での取組みについての紹介などを行った。テーブルマナー講習を受けながらのフランス料理フルコースの昼食をはさみ、午後の部は学科ごとに学生同士の交流を促すための取組みを行った。

新入生に対しては、入学以降の学びに影響する基礎学力について把握するため、入学直後に基礎学力確認テストを実施し、その結果を学生自身と教員で共有している。基礎学力が不足する学生への対応として、ラーニング・サポートセンターで個別に呼び出して必要に応じた支援を行っている。また、幼児教育保育学科では、ピアノの実技科目において経験別に課題のグレード分けを行い、初心者向けの課題を設定している。ビジネスコミュニケーション学科では、基礎学力の向上と短大での初年次教育を含めた内容で展開される「ビジネス基礎」(1回生前期)において、能力別クラスに分けて開講している。

特に1回生に対しては、大学での初めての定期試験に臨むことを考慮し、7月に定期試験と後期授業の履修に向けたオリエンテーションを行っている。

9月下旬の後期授業開始前には、学年・学科別に成績交付を行った後に後期履修に向けた教務オリエンテーションを実施し、「履修系統図」で後期の履修科目の確認をさせるとともに、「マイポートフォリオ(履修の振り返りシート)」を用いて前期の履修について努力した点や反省した点について文字化させることで学びの振り返りを行い、後期履修への意気込みも記入させて以後の学びへの動機づけを行っている(備付-25)。

3月の後期成績交付時にも、前期と同様に「マイポートフォリオ(履修の振り返りシート)」を用いた後期履修科目の振り返りと進級後の学びへの動機づけを行っている。あわせて翌年度に向けた教務オリエンテーションも実施し、進級後の履修に関する説明や個別の履修相談を行っている。

2回生については、入学式の翌日の午前中に健康診断を、午後にSNS利用に関する啓発講話の受講、履修登録指導を行うとともに、共通科目履修の希望調査等を実施している。

9月下旬の後期授業開始前には、1回生と同様に前期の振り返りと後期履修に向けた動機づけ、また教務オリエンテーションを行うとともに、卒業に向けての心構えや免許・資格の取得に関する説明も行っている。

履修期間中の学習上の相談を受ける体制として、「オフィスアワー」を設定している。専任教員は、その時間内であれば相談に来た学生のために時間を確保する体制を整えている。また、授業に関する学生からの相談を受けやすくするために、専任教員は電子メールアドレスをシラバス上で公開しているが、非常勤教員については任意での公開としている。

本学は、全学科で免許・資格の取得に関わる学外実習を実施している。学外実習の事前事後指導の時間は授業科目として設定しているが、学生一人ひとりの実情に合わせ

て、授業時間外にも学外実習担当教員を中心に学科全体で丁寧な指導を行っている。具体的な指導の内容は、実習課題の設定、指導案の作成や実習で使用する教材等の準備、実習ノートの記録の仕方などである。

留学生への学習面の支援としては、授業担当者が留学生の語学力に配慮しながら指導するとともに、就職支援にもつながるよう継続的な支援を行っている。留学生の日本語教育の支援カリキュラムとして、共通科目の2群に「日本語Ⅰ」（1年次前期）と「日本語Ⅱ」（1年次後期）を設置している。

ビジネスコミュニケーション学科では、令和4年度から必修科目の一部に留学生のみを対象とする「簿記会計実務Ⅰ」を開設し、留学生への学習支援を拡充させてきた。また、ラーニング・サポートセンターは、日本語能力試験N1の合格を目指し、授業時間外にも試験対策の時間を設けている。

【区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

1・2回生ともに、年度初めのオリエンテーション時に学生生活全般にわたっての情報が記載されている「Student Handbook」を冊子として作成し配布している（提出-1）。それぞれの記載内容に関しては、関係する部署の教職員が毎年見直しを行い、必要に応じて改訂している。

特に1回生については、入学式後のオリエンテーションにおいて、学長補佐（学生担当）の教員から学生生活上の留意事項などについての講話を行うとともに、フレッシュマンセミナーでは、所轄警察署の生活安全課による通学途上や日常的な交通・生活安全についての講話等を行い、学生が安心して大学に通えるよう努めている。

本学では、学生生活を支援することを目的に「キャンパスライフ・サポートセンター」を設置している。同センターは、学生支援委員（センター長、各学科（コース）の学生支援担当教員、学生支援課職員、保健室職員）と学外からのカウンセラー3名で構成されている。同センターでは、学生生活に関すること、外国人留学生に関すること、課外活動に関すること、保健管理に関することなど、様々な学生に関することについて教職員が連携し、一体となって業務を行っている。また、学生支援委員会を毎月1回定期的に開催し、学生生活・支援に関係する様々な事項を協議している。

学生自治会は全学生が参加する学生自治組織であり、運営は学生自治会執行部役員を中心に、各ゼミ・クラスや課外活動団体から選出された代議員を主に行っている。毎年5月に学生自治会総会を開催し、前年度の活動と決算報告、当年度の活動予定と予算承認を行っている。学生自治会では、ボウリング大会、学園祭（純美禮祭）、卒業記念パーティーなども含め、全学的な行事の企画運営をしている（備付-56）。

本学は、学生が有意義な大学生活を送る上で学生自治会が重要な役割を果たしていると認識しており、学生自治会の諸活動に対して所要の補助金を交付するとともに、学生支援委員が中心となって積極的に活動をサポートしている。学生自治会活動の一環である各課外活動団体に対しても活動経費の一部を負担するとともに、顧問教員を

配置して活動をサポートしている。

令和6年度に学生自治会及び本学で承認されている課外活動団体は、「学生自治会執行部」、「女子バスケットボール部」、「バレーボール部」、「バドミントン部」、「ソフトテニス部」、「美術部」、「ベーカリー塾」、「茶道部」、「子ども文化アートクラブ」、「アジア料理研究会」、「アウトドアサークル」、「音楽サークル」、「読書クラブ」である（備付53）。

本学では、学生自治会による意見箱を設置するなど、キャンパス・アメニティも含めた学校生活全般に関する意見や提言が行いやすい環境作りに努めている。

学生自治会設置による意見箱の他に、令和2年度から継続して例年5月から6月にかけて「学長と学生の懇談会」を実施しており、学長自らが学生の生の声を聞く機会を設けている。令和6年度については、学生自治会執行部、留学生、生活学科、幼児教育保育学科、ビジネスコミュニケーション学科、デジタルライフビジネス学科それぞれの機会を設け、都合6回にわたって昼食を交えた懇談会を実施した。各学科からの参加学生は、学科教員により各学年5名ずつを目処に計10名を選出して、学生本人の参加意思確認を行った上で実施した。学生からは、授業のことや施設設備のこと、また学生生活における様々な意見や要望が出された。これらの意見や要望については、学生支援委員会でとりまとめて教授会で報告している。随時改善できることは迅速に対応し、検討が必要なものは各担当委員会等で協議した上で対応を決定している。

また、学生生活に関する学生からの意見や要望を聞き取る機会として、例年5月に開催される学生自治会総会に向けて各クラスやゼミで調査し、それらを学生自治会が集約して学校側へ要望として申し出ている。

学生食堂及び学生ホール内のカフェ運営は外部業者に委託し、定期的に委託業者と総務課とで打合せを行い学生の要望に添えるように検討と改善を進めている。令和5年度まで受けていた大津市による市内大学食生活支援事業がなくなり、食堂メニューの学生限定値引き提供ができなくなったため、令和6年度は後援会からの資金援助を受け、前年度までと同様に学生限定で食堂メニューを値引きして提供した。

学内のアメニティ施設・設備については、学生自治会が設置する意見箱や学長と学生との懇談会で出された要望も参考にしながら、随時改善するよう検討を進めている。

一人暮らし物件の斡旋を希望する学生には、学生支援課が本学周辺に店舗を有する信頼のおける不動産仲介事業者を紹介している。なお、一人暮らし学生に対しては「Student Handbook」に賃貸物件生活に関する注意事項（外泊・帰省、防火、騒音防止、転居時の留意点）を記載し、常時注意喚起をしている他、生活上のトラブルが生じた場合は、地域の警察など関係諸機関との連携を図りながら学生支援課職員が個別に相談に応じるようにしている。また、令和2年度以来、一人暮らし学生に対する家賃補助制度を継続しており、令和6年度は出身居住地毎に遠隔地（家賃半額相当、最大月額30,000円）3名と準遠隔地（月額10,000円）18名に支給した。

最寄りのJR膳所駅、京阪膳所駅からは徒歩通学としている。入学後のオリエンテーションにおいて、近隣地区の交通状況ならびに「Student Handbook」記載の通学路における交通マナーについて説明と指導をする機会を設け、通学路における学生の安全確保に万全を期すとともに、歩道が狭いことによる車道へのはみ出しや地域住民とのす

れ違い時のトラブルなどのないよう、教職員の定期的な見守りや交通マナー向上啓発に努めている。特に国道1号線の横断歩道は、学生が多い1限前の時間帯に警備員を配置し、安全指導と横断の誘導を行っている。

本学では、学生自身の通学途上、及び隣接する附属幼稚園児の送迎時の安全確保という観点から、障がいや疾病のある学生からの申し出がある場合を除き、原則として自動車及びバイク（原動機付自転車を含む）での通学を禁止している。

学生への経済的支援を行うため、日本学生支援機構奨学金などの紹介を行っている。本学独自の奨学金制度としては、「学校法人純美禮学園奨学金制度」がある。令和6年度は、スポーツ奨学生15名、優待奨学生3名、外国人奨学生4名、総合型選抜特待生奨学金7名が制度を利用した。また、学業成績優秀者への経時的支援として、一般選抜の制度を利用した学力検査によって学業成績の優秀な者を選考し、「プラチナ100（授業料全額相当額）」、「プラチナ50（授業料半額相当額）」の奨学金を支給している。令和6年度入学の奨学生はプラチナ100に1名、プラチナ50に6名が採用された。合計36名が本学園の奨学金制度を利用した（表8）。

表8 学校法人純美禮学園奨学金制度の利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般奨学生	0	0	0	0	0
スポーツ奨学生	25	36	28	11	15
特待生	0	0	0	0	0
優待奨学生	1	1	3	1	3
外国人奨学生	18	23	17	3	4
総合型選抜特待生奨学金	-	-	-	19	7
ユメミライプラチナ100	3	3	2	2	1
ユメミライプラチナ50	3	4	9	9	6
合計	50	67	59	26	36

保健室において、入学時に学生から提出のあった健康調査票をもとに、学生の心身の健康状態の把握に努めている（備付-40）。また例年、新入生の入学後のオリエンテーションと並行して、在学生を含めた全学生の健康診断を外部業者に委託して実施している。健康診断の結果で「要精密検査」及び「要受診」となった学生には、保健室より健診結果を手渡すとともに医療機関を受診するように指導している。特に胸部X線検査が「要精密検査」の場合は、結核の疑いもあることから早急に受診するように学生に指導し、保護者にもその旨を電話で連絡している。これらの学生を除いた「異常なし」の学生の健診結果については、指導担当教員から本人に直接手渡しで配付してもらうよう依頼している。また、平成20年度から入学者全員を対象に健診時に麻疹抗体検査を実施しており、抗体陰性者には予防接種を受けるように促している。

メンタルヘルスケア、カウンセリング体制については、学生相談室を設置し、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーによるカウンセリングを受けられる体制を整えてい

る。令和6年度は3名のカウンセラーを配置し、週3日（各日1名で担当）カウンセリングを受けられる日を設定している。カウンセリングの受診については、初回は学生支援コーディネータを経由して予約し、2回目以降はカウンセラーと学生とでカウンセリングの日程を決定できるようにしている。また、新入生全員を対象とした指導担当教員による個人面談を、前期の初めと後期の初めの年2回実施することとし、前期については5月末を目処に、後期については10月末を目処に面談の実施と面談カードへの記入、学生相談室への提出を行っている。これらの取り組みにより、心身の健康に不安や問題を抱える学生の早期発見・早期治療に向けての対策を講じている。学生の心身の健康に関わる支援については、個人情報保護へも配慮しながら、学生支援コーディネータとカウンセラーが連携を密にし、教員及び事務職員も含めた支援体制を構築している。年度末には、学生相談室が保健室とカウンセリングの利用状況や課題について総括し、教授会で報告している。

外部業者に委託している学生食堂とカフェについては、それぞれカウンターに意見箱を設置し、学生の意見に対する回答を食堂掲示板に掲載し改善を図っている。

留学生への生活面における支援としては、ゼミ・クラス担当教員と学生支援課が中心となって支援する体制を整備している。

留学生及び外国籍の学生に対する国際交流、学術的及び教育的な交流としては、近隣の観光名所を巡るなどのレクリエーション活動や、日本のお正月行事や伝統遊びの紹介などを通して、異文化交流を深める機会を設定している。また、先述の学長との懇談会では、日々の生活や学習面などについてヒアリングを行い、留学生の学生生活がより充実したものとなるよう配慮している。

社会人入学生に対しては、大学既卒者の場合は既修得単位の認定を行うほか、平成27年度からは入学料の2分の1に相当する額を奨学金（返還義務なし）として支給している。また、平成30年度から、滋賀県の長期高度人材育成コースの教育訓練機関として訓練生を受け入れている。令和6年度は、幼児教育保育学科（保育士）に5名を受け入れた(表9)。その他に、教育訓練給付制度(専門実践教育訓練給付)を活用して、生活学科(栄養士)に2名が入学している。

表9 社会人入学者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会人特別選抜	3	3	9	4	2
長期高度人材育成コース	14	9	9	10	5

施設のバリアフリー化については、平成24年度以来継続して整備している。しかし、構造的にエレベーターの設置ができない校舎もあり、障がいの状態によっては教室や施設の利用ができず、学内の完全バリアフリー化は実現していない。

令和4年度に「滋賀短期大学における障害学生支援に関する基本方針」を一部改正、

また、「滋賀短期大学障害学生支援規程」及び「滋賀短期大学障害学生支援部会規程」を制定し、合理的配慮の申請があった際には、障害学生支援部会を開催し対応を検討する体制を整えている（提出－規程集 106）。

令和 6 年度には、2 回生に特別な支援を必要とする障がいのある学生（電動車いす使用）1 名が在籍しており、前年度同様に合理的配慮の申請を受けた上で建設的な対話と合意の元に配慮事項を決定し、修学に関しての支援を行った。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

進路支援については、教職員からなるキャリア支援のための組織を整備している。支援の実効性の確認については、学科教員とキャリア支援課からなるキャリア支援委員会を設置し、キャリア担当の学長補佐を委員長に、月 1 回の委員会を開催して、全学的な支援の動きや内定の状況、就職活動に関するイベントなどの情報を共有している。キャリア形成に係る企画、立案、実施運営にあたるキャリア・サポートセンターには、センター長、キャリア支援委員 3 名に加え、キャリア支援課職員 4 名を配置し、キャリア教育、進学・就職に特化した部署として支援体制を整備している。キャリア支援課職員の 2 名は、国家資格であるキャリアコンサルタントを有する。主な業務内容としては、進学・就職相談、履歴書等の添削、面接練習、就職情報の集約と提供、学内企業説明会等の実施、証明書発行など、進路に関するあらゆる事項に対応している。その他に週 1 回のハローワークからの出張相談滋賀ジョブパークの相談窓口との連携など、外部リソースの活用、さらには学内のラーニング・サポートセンターによる公務員試験対策演習や編入試験対策のサポートも行っている。

就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援のために、令和 6 年度からの事務局を再編し、キャリア・サポートセンター（キャリア支援課事務室）を、従前の 3 号館 1 階より、学生が立ち寄りやすい 1 号館の 1 階入口に移動した。事務室内には求人パンフレットなどの情報を展示し、加えて学生が集積する学生ホール手前に進学や就職関連のパンフレット置場を設置し、提供している。また、近年は企業の面接選考に Web システムが用いられることが一般的になるも、学生の住居環境の防音性と通信環境が Web 面接に適さない場合があるため、3 号館 1 階のピアノ指導室を改造し、WEB 面接室として学生に貸し出している。令和 2 年度から求人情報の提供については、求人検索など時代のニーズに合うキャリアタス UC（しがたんナビ）を導入し、学外からでも大学へ届いている求人情報を閲覧できるようにしている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っているかについては、就職支援講座は、学科単位で 1 回生後期から 2 回生前期において原則隔週で開講している。ビジネスコミュニケーション学科とデジタルライフビジネス学科は、1 回生後期の教養基礎、2 回生前期のキャリアデザイン演習の授業のなかで開講している。学科・コース毎に企業の採用活動の時期が異なるが、キャリア支援委員会が主体となり、就職活動としてその時期に押さえておくべきポイントを考え、業種・職種及び企業研究や自己分析、自己 PR や志望動機など、履歴書やエントリーシートの作成支援、身だしなみ・企業へのアプローチ方法やマナーの指導、面接練習等を行っている。また、先輩から就職体験記を聞く講義なども取り

入れ、学生の就職活動に対する不安の払拭などの多彩な就職関連イベントを企画し、実施している。また、昼休みなどを利用して企業等の採用担当者による学内説明会を開催している。学内講座・説明会の講師等については、滋賀経済産業協会、滋賀県中小企業家同友会、滋賀県保育協議会、しがジョブパーク等の地域の支援を得て実施している。就職のための資格取得の支援については、MOS (Word、Excel、PowerPoint) 対策講座と IT パスポート試験対策講座を全学科の学生を対象に実施している。就職試験対策の支援については、令和 6 年度に就職筆記試験 (SPI) 対策講座を復活開講した。その他に、公務員模試の案内・募集を年 6 回している。各学科・コースが行っている支援としては、幼児教育保育学科は、1 回生後期に「公務員教育保育職特別講義 I」、2 回生前期に「公務員教育保育職特別講義 II」を授業として開講している。ビジネスコミュニケーション学科では、1 回生前期に「公務員基礎」、1 回生後期に「公務員特講 I」、2 回生前期に「公務員特講 II」を開講し、それぞれ公務員試験対策を行っている。医療事務コースは、医療保険請求事務の対策講座を 1 回生前期・後期を通して実施している。2 回生では、日本医師会認定医療秘書認定試験、医事コンピュータ技能検定、診療報酬請求事務能力認定試験などの対策講座を実施している。ほかにも、秘書技能検定などの対策講座を実施している。生活学科では、製菓衛生師試験、栄養士実力認定試験、パティスリーラッピングなどの対策講座を実施している。

学科または専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。生活学科では、栄養士やパティシエとして就職先が限られ、かつ、就職活動のスタートが遅い傾向があったため、採用担当者による学内説明会を 1 回生後期の就職講座に入れ、早期に就職活動を開始できるようにしている。幼児教育保育学科では、公立園（公務員試験）と私立園の違いなどを先輩や園から聞けるに就職支援講座を企画している。ビジネスコミュニケーション学科とデジタルライフビジネス学科では、自己分析を通じて、自分の強みや弱み、興味関心などを把握し、企業選びをする必要があると分析し、令和 6 年度は 1 回生後期の「教養講座」の授業を活用し、(株)ラーニングバリューと連携して「まず、自分を知ることから始めよう」というテーマで自己分析する講座を開講した。

進学、留学に対する支援については、4 月に全学生を対象に編入学ガイダンスを開催し、編入学指定校制度、出願要件、今後の流れ等を説明したうえで受験に対するサポートを行っている。令和 6 年度の大学編入進学者は 6 名であった。うち指定校推薦利用が 5 名であった。

留学生への進路支援については、令和 6 年度は 1 名が指定校推薦利用により大学編入し、もう 1 名は在学中の内定が得られず卒業後も就職活動を継続している。

<テーマ 基準 II -D 学生支援の課題>

障害や疾病等が原因で配慮を必要としている学生に対し、全学的な支援体制を整備し対応しているが、人的・物理的制限や教育の質保証との兼ね合いにより対応が困難なこともある。どのようなケースでどのような配慮を行うことが望ましいのか、統一的なガイドラインを持つことも必要である。

就職活動が年々早期化しており、早い時期から就職活動を意識し、職業理解を深めていく必要があり、また、令和7年度入学生から2学科体制になることから、キャリア関連科目と就職支援講座の統合について検討し、1回生前期のキャリア基礎演習、後期のキャリアデザイン演習の中で、2回生はキャリア・サポートセンター主催の就職支援講座として開講していく。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和4年度の認証評価で、シラバス中の「授業の到達目標」と「ディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連」について、両者の関連性が見られないものが多いとの指摘を受けた。各教員がシラバスを記入する際に、これらの関連を意識して記入することができる仕組みを検討した。具体的には、シラバスの入力画面で、授業の到達目標を入力する箇所と、関連するディプロマ・ポリシーを選択する箇所を並べて配置し、シラバス作成の手引きにより入力をガイドするようにした。また、毎年12月に開催しているFD研修会では、両者の関連性の考え方について全教員に説明している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

新入生のPROGテストの解説会については、「キャリア基礎演習」の授業時間を使って、専門のインストラクターを招いてグループワーク形式で実施することとする。

学生支援のうち障害学生への支援については、令和5年度から障害学生支援部会を機能させ、配慮を必要とする学生との対話を重視し、ケースに応じ必要な支援を行うよう努めている。しかしながら、本学の現体制では、教育の質保証と合理的配慮との両立が困難と思われるケースも存在し、関係教職員の知識、技能の向上、支援体制の一層の強化が必要な状況である。

障害学生支援と合理的配慮に関する教職員研修は毎年行っているが、次年度以降も合理的配慮の提供において、必要とされる考え方やスキルを習得するための研修を全教職員に対し繰り返し行っていく。

就職活動の早期化への対応として、キャリア支援課（キャリア・サポートセンター）による就職支援講座を、1回生前期の「キャリア基礎演習」と後期の「キャリアデザイン演習」の中に組み込み実施する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料：18 専任教員の研究活動状況表、19 外部研究資金の獲得状況一覧表

備付資料：58 専任教員個人調書 [様式 22]、59 専任教員教育研究業績書 [様式 23]、62、63 ウェブサイト (令和 4 年度研究紀要 No48-1、2)、64、65 ウェブサイト (令和 5 年度研究紀要 No49-1、2)、66 ウェブサイト (令和 6 年度研究紀要 No50-1、2) https://shigatan.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=custom_sort、70 学報、8 地域連携年報、72 日本私立短期大学協会主催の外部研修、73 学校法人純美禮学園職員(事務)個人評価制度、74 新任教職員ガイダンス資料

提出資料-規程集：3 学校法人純美禮学園文書取扱規程、4 学校法人純美禮学園公印取扱規程、6 学校法人純美禮学園個人情報保護に関する規則、10 学校法人純美禮学園就業規則、21 学校法人純美禮学園の嘱託職員及び嘱託講師の雇用等に関する規程、22 学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程、33 滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程、41 滋賀短期大学高等教育開発センター規程、47 滋賀短期大学旅費支給内規、64 滋賀短期大学出張及び研修に関する申合せ、57 滋賀短期大学人事委員会規程、58 滋賀短期大学資格審査委員会規程、59 滋賀短期大学教員資格審査基準、60 滋賀短期大学教員資格基準運用内規、61 滋賀短期大学特任教員規程、62 滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規、65 滋賀短期大学教員研修日並びに他大学出講等申合せ、68 滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程、74 滋賀短期大学国内・国外研究員に関する規程、75 滋賀短期大学松原武夫研修補助基金運用規程、77 滋賀短期大学研究紀要投稿内規

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

令和 6 年度短期大学の専任教員は 23 人(うち教授 15 人)であり、短期大学設置基準に定める教員数に基づいて編成されており、学科の種類に応じて定める教員数(20 人(うち 1 名は兼任教員で代替可))、入学定員に応じて定める専任教員数(4 人)、設置基準で定める教授数(10 人)を満たしている。

各種委員会及びセンターの委員には、各学科より専任教員が選出され、関連する事務職員も委員として参画している。そのため、各種委員会やセンターの活動は、科会でも共有されることになり、学習の改善や学習成果の向上に向けての取り組みについて関係部署との連携が迅速にできる体制にある。

専任教員の職位は短期大学設置基準の規定を踏まえ、「滋賀短期大学教員資格審査基準」(提出-規程集 59)及び「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」(提出-規程集 60)を

基に審査を行っている。また、教員の経歴、業績などは本学ウェブサイトで公表している。

学科・コースの教育課程の編成・実施の方針に基づいて、必要な専任教員、非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。

非常勤教員の採用は、短期大学設置基準の規定を踏まえ、学位、研究業績その他経歴等について「滋賀短期大学教員資格審査基準」及び「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」を基に審査を行っている。

補助の必要な授業においては、生活学科の特任助手 4 名、幼児教育保育学科の補助事務職員 1 名、ビジネスコミュニケーション学科の補助事務職員 1 名が補助にあたっている。

教員の採用と昇任は「滋賀短期大学人事委員会規程」(提出-規程集 57)、「滋賀短期大学資格審査委員会規程」(提出-規程集 58)、「滋賀短期大学教員資格審査基準」(提出-規程集 59)、「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」(提出-規程集 60)、「学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程」(提出-規程集 20)、「学校法人純美禮学園の嘱託職員及び嘱託講師の雇用等に関する規程」(提出-規程集 21)及び「滋賀短期大学特任教員規程」(提出-規程集 61)に基づいて行っている。上記の規程に従い、教員の採用と昇任の手続きは、資格審査委員会、人事委員会及び教授会で審議を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

令和 6 年度の専任教員の研究実績を(表 12-1)に示す。著書が 2 件、学術論文が 1 件、学会発表が 5 件と演奏会やその他の発表が 9 件である。ほかに国際活動が 4 件あり、各教員が熱心に研究活動を行っている。

表 10 -1 令和 6 年度の専任教員の研究実績

(1) 著書

著者名	単・共	題 名	出版社	出版月
中平真由巳	共	ブルーズを知るための 60 章	明石書店	9 月
齋藤尚志	共	『日本の教育』第 73 集	アドバンテージ サーバー	6 月

(2) 本学研究紀要 No.50 Vol.1、Vol.2 学術論文・研究ノート(サブタイトル省略)

氏名(学内教員のみ)	単・共	
北尾岳夫、深尾秀一、 柚木たまみ	共	身体的活動を基盤とした造形・音楽の融合的表現の意義Ⅴ — 保育者養成課程の学生が抱く表現活動に対するイメージ
松井典子	単	未来の保育者を育む 高短連携プログラムにおけるピアノ実習科目の実証的検証

佐々木 瞳	単	障害のある幼児期の子どもの支援・指導におけるインクルージョンを志向する取り組みに関する検討
小山内幸治	共	高齢者の介護相談における経済的問題に関するケーススタディ
小笠原寛夫	共	無形民俗文化財のデジタルアーカイブ制作Ⅱー大津絵踊りの振付を三次元デジタルアーカイブで保存するー
仲村恭子	単	脱毛で悩む患者のための審美性の高い医療用帽子に関する研究ーモニターによる使用評価の観点から

(3) 学術論文

氏名(学内教員のみ)	単・共	題 名	雑誌名	発表月
松井典子		オーストラリアの音楽試験システムの構築とその背景に関する研究:19世紀末から20世紀初頭の社会変容との関連に着目して	公共と文化	5月

(4) 学会発表

氏名(学内教員のみ)	単・共	題 名	発表学会	発表月
菅 眞佐子	共	一人一人の幼児がどのように探求を深めていくのか(Ⅱ)ー遊びの深まりを捉えながらー	日本保育学会第77回大会	5月
菅 眞佐子	共	A Comparative Analysis of Young Children from the U.S. and Japan Perception of Heroism Related to Their Concept of Heroes and Superheroes	PECERA Annual Conference 2024 Tokyo	8月
江見和明	単	調剤薬局企業によるコミュニティビジネスの展開ー甲賀いこい村暮らしモールの事例を中心としてー	日本消費経済学会全国大会	7月
伊澤亮介	単	Giao dục tiếng Việt theo phương pháp Content-Based Instruction: Sự cần thiết của tài liệu giới thiệu văn hóa đặc trưng của Việt Nam (コンテンツベースの教育によるベトナム語教育:ベトナム独自の文化を紹介する教科書の必要性) Diễn đàn quốc tế: Giảng dạy tiếng Việt như một ngoại ngữ tại Việt Nam và nước ngoài Trường Đại học	ハノイ国家大学、外国語大学	8月

		ngoại ngữ, ĐHQGHN (国際シンポジウム「ベトナム国内外における外国語としてのベトナム語の教授」)		
伊澤亮介	単	字喃(チュノム)の形声字における義符と声符の位置関係について	日本漢字学会 第7回研究大会	12月

(5) 演奏会・展覧会

氏名(学内教員のみ)	題名	発表場所	発表月
柚木たまみ	フランス歌曲の流れを辿る 第8回「メシアンとその周辺」(京都フランス歌曲協会主催)	京都府立府民ホール アルティ	10月
柚木たまみ	ミニレクチャーコンサート「モーリス・ドラージュ その歌曲の世界」	奈良女子大学記念館	12月
柚木たまみ	柚木たまみソプラノリサイタル モーリス・ドラージュの音楽(第1回日本音楽表現学会助成コンサート採択公演)	京都府立府民ホール アルティ	2月
小笠原寛夫	edge type [35°08'26.5"N 136°05'31.3"E (インスタレーション)]	かわらミュージアム	4月～3月
小笠原寛夫	Re frame	かわらミュージアム	4月～3月
小笠原寛夫	八幡堀まつり 2024(光のインスタレーション・ミズノモリ)	酒遊館前、旧八幡郵便局前	10月
小笠原寛夫	クリスマス光の道アドベント(ミズノオート)	まちや倶楽部、アンドリュース記念館、近江八幡教会	12月

(5) その他の発表

氏名(学内教員のみ)	題名	発表場所	発表月
齋藤尚志	兵庫県教育研究会(ひょうご教育フェスティバル) 第22分科会「小規模・少人数校の教育」基調報告	神戸市立山の手小学校	11月
小笠原寛夫	2024年度共同利用・共同研究プロジェクト「真夜中のエピソード」	学校法人瓜生山学園 京都芸術大学 春秋座	2月

(7) 国際的活動

氏名(学内教員のみ)	題名	活動場所	発表月
中平真由巳	スリランカ 米を中心とした食と暮らしの学び	スリランカ カダハポラ	9月

中平真由巳	北インド 宗教と食、暮らしの学び	インド ウッタラカンド州	9月
中平真由巳	ネパール 宗教と食、暮らしの学び	ネパール ヘタウダ	3月
柚木たまみ	小林真理声楽マスタークラス受講(モニユスコ音楽祭)	ポーランド クドヴァ	8月

研究業績については、年度ごとに総務課へ「教員個人調書」(備付-58)及び「教育研究業績書」(備付-59)を提出し、主な研究業績は「学報」にて公開している。

令和6年度には科学研究費助成事業(科研費)などの補助金を受けた研究が1件あった(表12-2)。

表10-2 令和6年度専任教員の外部資金獲得状況

(1) 科学研究費助成事業(科研費): 文部科学省・日本学術振興会

教員名	研究課題	研究期間	令和6年度交付決定額	研究種目
小山内幸治	高齢者の金融包摂を通じた社会的包摂を推進するための金融教育	令和4年度 ～ 令和6年度	1,820千円	基盤研究(C) 研究代表者

また、「学長裁量経費」を設け、研究の発展的・高度化に向けて支援を行っている。令和6年度の申請型学長裁量経費の枠組みは、以下のとおりである。

- I型-1 教育改革支援
- II型-1 地域に根ざした教育研究支援
- II型-2-1 国際学会等の発表支援
- II型-2-2 学術雑誌への投稿支援
- II型-2-3 書籍の出版支援
- II型-3-1 科学研究費連動型支援
- II型-3-2 外部資金による研究支援

令和6年度は、「教育改革支援」に1件、「地域に根ざした教育研究支援」に4件、「国際学会等の発表支援」に2件、「学術雑誌等への投稿支援」に1件、「書籍の出版支援」に1件、「外部資金による研究支援」に1件の申請があり、「国際学会等の発表支援」のうちの1件を除く計9件が採択され、そのうち6事業を遂行し、その成果は研究紀要等で報告された。

専任教員の研究倫理遵守は「滋賀短期大学研究倫理審査委員会規程」(提出-規程集68)で規定し、倫理的及び科学的妥当性の観点から審査を行い、令和6年度は1件の申請があり承認された。FD研修の一環としての研究倫理教育については、令和6年度は実施できなかったが、研究支援室に係る委員は、研究倫理等に関する自己研修を行った。

専任教員の研究成果を発表する機会として、「滋賀短期大学研究紀要」(備付-62、63、64、65)を紀要・図書委員会によって発行している(提出-規程集77)。令和3年

度から年2回発行のデジタル版へと変更し、令和6年度はvol.1で2件、vol.2で4件を掲載した。また、地域連携教育研究センターでは「2024年地域連携年報第11号（WEB版）」を令和7年7月に発行した（備付-71）。地域連携年報では、本学の教員が携わった地域における調査研究プロジェクト、地域との連携による教育研究活動、地域に向けた公開講座、大学及び自治体との連携事業、高大連携事業などの報告を行っている。このほか、「学報」において主な教員の研究活動を報告している。

すべての専任教員には個人研究室があるほか、音楽共同研究室、非常勤講師室、体育非常勤講師室がある。実験室及び実習室等は、研究活動と授業に兼用されている（製菓実習室、食品学実験室、解剖生理学実験室、ライフデザイン実習準備室、ライフデザイン実習室、美術教室2室、陶芸室、給食実習室、調理学実習室、試食室、音楽教室3室、子育て支援教育プレイルーム、コンピュータ教室3室、医療秘書実習室、秘書実習室、ホテル・ブライダル実習室、幼教実習指導室、DLBスタジオ、DLBラボ、ラーニング・サポートセンター）。

専任教員はじめ授業を担当する教員は全員が受講学生の受講態度を確認している。欠席時数が基準授業時数の3分の1を超えた者は、当該科目の評価を受けられない。教務課では、複数の科目で欠席が目立つ学生に対し、本人と保証人及びゼミ担当教員に欠席状況を通知しており、対象学生には指導担当教員から指導を行うようにしている。また、専任教員は、学内の各課および、3センター（キャンパスライフ・サポートセンター、ラーニング・サポートセンター、キャリア・サポートセンター）と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう協働している。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。〕

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

令和6年度は、翌7年度の学科再編に向けた段階的な定員規模の適正化とそれに伴う大学の規模縮小に合わせて、事務職員の削減と事務組織の改編を行った。総務課、学務課、キャリア支援課、入試広報課の4課編成であった事務局を5課（総務課、教務課、学生支援課、キャリア支援課、入試広報課）に再編したうえ、それまでばらばらであった執務室を2室に集約し、全員が複数課の業務を兼務する体制とした。この改編により職員数は減少したが、業務の一元化等の見直しが進み、広い視野を持ち多様な業務を経験することで個々の職員のスキルも向上した。

本学の事務組織は、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」（提出-規程集33）に基づいて責任体制を明確にしている。センターの運営については、ラーニング・サポートセンターは教務課、キャンパスライフ・サポートセンターは学生支援課、キャリア・サポートセンターはキャリア支援課、地域連携教育研究センターは総務課、入試広報センターは入試広報課がそれぞれ事務を担当している。

短期大学の事務局には、総務課、教務課、学生支援課、キャリア支援課、入試広報課、及び学科事務室を置いている。学習成果の向上に関係する事務として、教務課は学生の入学から卒業に至るまでの履修登録・授業・試験・単位認定に関する事務、転科・休

学・復学・退学・除籍などの学生の身分に関する事務、教員免許、保育士などの資格認定に関する事務、及び学生の免許・資格申請(幼稚園教諭二種免許状、栄養士免許証、保育士資格など)に係る連絡調整等を担当している。学生支援課は、学生の修学指導、健康、生活、奨学金、課外活動、障害学生支援などに関することを担当している。キャリア支援課は、学生のキャリア形成、就職及び編入学に関すること、入試広報課は、学生募集及び入学試験に関すること、総務課は、職員の服務関係、財務、施設整備、授業料管理及び図書館管理などを担当している。定期的な人事異動による職場の活性化を図るとともに、専門職の採用を実施し、専門的な職能を有する職員を配置している。

事務職員は日本私立短期大学協会主催の外部研修などに参加し、必要な職務能力を修得して業務に対応している(備付-72)。学校法人純美禮学園職員(事務)個人評価制度により、毎年事務職員は目標を設定し、所属長との定期的な面談により、目標達成度を確認し、個々の職員の適性が十分に発揮できる環境を整えている(備付-73)。

事務関係諸規程は、「学校法人純美禮学園就業規則」(提出-規程集 10)、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」(提出-規程集 33)、「滋賀短期大学旅費支給内規」(提出-規程集 47)、「学校法人純美禮学園個人情報保護に関する規則」(提出-規程集 6)、「学校法人純美禮学園文書取扱規程」(提出-規程集 3)及び「学校法人純美禮学園公印取扱規程」(提出-規程集 4)のほか、法人本部及び短期大学に係る組織、勤務、人事、経理及び福利厚生などに関する規程を整備している。

事務室は、1号館エントランスをに入って右側に総務課と教務課を、左側に学生支援課、キャリア支援課及び入試広報課を配置している。学生支援課には学生相談室を併設し、その奥には保健室を設置している。図書館事務室は2号館の図書館内に配置している。また、生活学科には調理と製菓の準備室をそれぞれ配置し、幼児教育保育学科には実習指導室と美術準備室を配置し、ビジネスコミュニケーション学科及びデジタルライフビジネス学科には学科事務室を配置している。各学科事務室及び準備室には、業務遂行に必要なパソコンやプリンターなどのOA機器を整備している。

令和7年度の学科再編に伴う教育組織の改編及び事業規模縮小に伴う教職員数の減少に備え、コンパクトな教職協働組織となるよう、令和6年度に各種委員会委員組織の改編を行った。3つのサポートセンター(ラーニング・サポートセンター、キャンパスライフ・サポートセンター、キャリア・サポートセンター)については、学生を教員と職員が連携して教学面と生活面からサポートし、学生の学修成果の獲得・向上と就職やキャリアアップへの取り組みを目的として、引き続き運営していく。

[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学は、学生の学習成果の獲得に向け、学生の学びを支援するための3つのセンター(ラーニング・サポートセンター、キャンパスライフ・サポートセンター、キャリア・サポートセンター)と各センターを担当する委員会(教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会)を設けている。各センターで実施する教育事業については、各担当委員会で協議して決定している。また、各センターが行う学生支援は、学科・コースの教員等と密接に連携したものであり、教職員がそれぞれの役割を明確にし、組織的に学生の成長に寄り添う体制が整っている。

IR の担当課である総務課と教学マネジメント委員会の下部組織である IR 部会は、学生の学習成果を可視化するさまざまなデータを集計、分析し、教学マネジメント委員会や教授会で報告している。この報告をもとに学生の学習成果の獲得状況の評価を行い、教育課程や授業、学生支援の改善に取り組む体制が整っている。

教育研究活動に係る責任の所在は、「滋賀短期大学委員会規程」と3センターの各規程において明示されている。委員会とセンターは、学科・コース・教員・職員の枠を越えた横断的組織であり、教職協働による効果的な教育活動が行える組織編成となっている。委員会とセンターでは、それぞれ委員長とセンター長が職務上の責任者を務めている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

専任教員には、「滋賀短期大学教員研修日並びに他大学出講等申合せ」（提出-規程集 65）により、土曜日を含む週 2 日が研修日となっている。これ以外の研修については、「学校法人純美禮学園就業規則」（提出-規程集 10）第 36 条から 38 条に規定されている。

「滋賀短期大学国内・国外研究員に関する規程」（提出-規程集 74）及び「滋賀短期大学松原武夫研修補助基金運用規程」（提出-規程集 75）による研究費の補助を受け、同一年度につき教員 1 人を国内または国外で研究できる制度がある。令和 6 年度は実施されなかった。

FD・SD 活動は、教学マネジメント委員会の下部組織である FD・SD 部会において企画し、学内研究会として実施している（表 13）。主に授業時の工夫、ICT を活用した教育改善、シラバスの作成方法などの講習をとおして、授業・教育方法の改善を行っている。

令和 6 年度は、3 回の FD 研修を実施した（表 13）。第 1 回は、今年度新規に導入したジェネリックスキルアセスメントプログラム「PROG」の結果分析による全体傾向の把握とそれに基づく学習支援について考察する回とした。また、第 2 回はシラバス作成に関する研修、第 3 回は Microsoft Teams の授業での効果的な活用に関する研修とした。

表 11 令和 6 年度 FD 研修

開催日	内 容
8 月 22 日 (木)	PROG テストの結果分析と活用について 米田光明 氏 (株式会社リアセック)
12 月 5 日 (木)	シラバス作成に係る留意事項 江見和明 (学長補佐 (教務))
2 月 6 日 (木)	Teams 研修会 松永順子 氏 (株式会社モーリス)

SD 研修会については、教学マネジメント委員会の下部組織 FD・SD 部会の企画により定期的に開催している。令和 6 年度は計 2 回実施した(表 14)。これらの他にも、職位別の研修や担当分野に応じた個別の研修を通して、職員の能力向上に努めている。

表 12 令和 6 年度 SD 研修会

開催日	内 容
9 月 5 日 (木)	合理的配慮・障害学生支援について 阿部友亮 (滋賀短期大学学生カウンセラー)
2 月 2 7 日 (木)	ハラスメント研修 板谷直樹氏 (俵法律事務所 弁護士)

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は、「学校法人純美禮学園就業規則」(提出-規程集 10)、「学校法人純美禮学園職員の育児休業等に関する規程」(提出-規程集 11)、「学校法人純美禮学園職員の介護休業等に関する規程」(提出-規程集 14)、「滋賀短期大学教員資格審査基準」(提出-規程集 59)、「滋賀短期大学教員資格基準運用内規」(提出-規程集 60)、「学校法人純美禮学園の非常勤講師の雇用等に関する規程」(提出-規程集 20)、「滋賀短期大学非常勤講師の雇用契約に関する運用内規」(提出-規程集 62)、「滋賀短期大学特任教員規程」(提出-規程集 61)、「滋賀短期大学事務組織及び事務分掌規程」(提出-規程集 33)、「滋賀短期大学出張及び研修に関する申合せ」(提出-規程集 64)、「滋賀短期大学定年規程」(提出-規程集 18)及び「滋賀短期大学定年退職者の再雇用に関する取扱い要綱」(提出-規程集 19)を整備している。

教職員の就業に関する諸規程の教職員への周知については、例規集を学内ウェブサイト上に提示し、教職員全員が閲覧できるようにしている。規則改正などがあった場合は教授会で報告するとともに、全職員にメールで通知するなど、遺漏のないよう周知している。また、新任教職員には、「新任教職員ガイダンス制度」による会を設け、採用時に説明している。(備付-74)

諸規程に基づいた教職員の就業管理については、上記の諸規程の運用により、適正な人事管理を行っている。新任の教員採用は、資格審査委員会、人事委員会を経て教授会の審議のうえで手続きを進めている。

令和元年 4 月から働き方改革関連法の施行に伴い、労働時間の状況を事業主が把握するため、タイムレコーダーによる労働時間の把握を行ってきたが、令和 5 年度には年休や休日振替、時間外勤務の管理機能と連動した新しい勤怠システムを導入し、職員の労働時間をシステムで一元的に管理することとなった。年間 5 日の年次休暇取得も計画的に取得するように徹底し、業務の偏りや働き過ぎを防止し、健康で快活な職場環境の実現を目指している。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、職務記述書を書式化し、一人ひとりが作成することによって、各自の仕事の改善とレベルアップを図ることができるようにしている。加えて職務記述書をもとに業務の定型化と効率化を行い、業務引継ぎ時に活用している。

月2回原則火曜日に事務局長と各部署の課長が集まり課長会議を開催している。各課及び事務局全体の業務上の課題、人材育成計画、行事予定の確認、行事後の反省等について話し合い、業務の連携や調整、業務改善のための検討を行い、改善を図っている。

非常勤講師の採用は、専門科目は各学科、共通科目は教務委員会での資格審査を経て教授会で審議し手続きを進めている。免許・資格関係の教員採用については、関係機関などと協議を行った上で進めており、適正な人事管理に努めている。また、事務職員の異動については、在籍年数、経験などを考慮して適正に職員の配置換えを行っている。今後も必要に応じて行う計画である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

令和6年度は、事務局再編計画に基づく人員削減を実行し適正人員化を成し遂げたが、それによる過重労働や負担の偏りが発生しないよう、全学で業務改善に取り組み、管理職は各職員の様子を注視し、問題がある場合は早期に対処する必要がある。

令和7年度の学科再編後のカリキュラム運営を軸とした教員配置の最適化を進める必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料：75 全体図/校舎配置図、76 校舎平面図(建物別)、77 図書館配置図、78 図書館業務委託契約書、81 滋賀短期大学危機管理ガイドライン

提出資料-規程集：3 学校法人純美禮学園文書取扱規程、5 学校法人純美禮学園個人情報保護基本方針、6 学校法人純美禮学園個人情報の保護に関する規則、7 学校法人純美禮学園特定個人情報の取扱に関する基本方針、8 学校法人純美禮学園個人番号及び特定個人情報取扱規則、25 学校法人純美禮学園経理規程、31 滋賀短期大学図書館規程、32 滋賀短期大学図書館除籍内規、45 滋賀短期大学危機管理規程、113 滋賀短期大学防火管理規程、121 滋賀短期大学寄贈資料受入れに関する申合せ

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学の校地面積は 20,753 m² であり、短期大学設置基準で定められた 6,600 m²（令和 3 年度学生収容定員は 660 人）を上回っている。また、運動施設としては、運動場（テニスコート 2 面含む）2,836 m² と体育館（バレーボールコート 2 面）1,336 m² を有している。校舎面積は 12,813 m² であり、短期大学設置基準で定められた 5,950 m² を上回っている。校舎建物は 1 号館、2 号館（図書館を含む）、3 号館に分かれ、1 号館と 2 号館は短期大学開学時の昭和 45 年に、体育館は昭和 49 年に、図書館は昭和 51 年に建築した。3 号館は昭和 58 年に建築し、平成 5 年に増築した。その後は必要に応じて改装を行い、現在に至っている（備付-75、76）。

障がい者への対応に関して、本学は「大津市バリアフリー基本構想」に定める重点整備地区に指定され、3 号館（4 階建）にエレベーターを、1 号館及び 3 号館に身体障がい者用トイレを設置している。3 号館入口、1 号館と 2 号館をつなぐ通路部分のスロープ化（平成 25 年度）、障がい者専用駐車場確保（平成 27 年度）など、順次整備を行ってきた。平成 29 年度においては、1 号館内階段に手摺の取り付け、玄関出入口の自動ドア化、校門から本学玄関前と本学玄関前から幼稚園玄関前までの導線の凹凸修繕・点字鋸の設置を完了し、大きくバリアフリー化を推進している。令和 5 年度に車いすを利用する障がい者が入学することになり、あらためて構内の点検を行い、1 号館出入口や教室内の細かな段差の整備等の改修を行い、新たに多目的ルームを設置した。

学科の方針に基づいた教室として、生活学科では、ライフデザイン実習室、製菓実習室、食品学実験室、解剖生理学実験室、調理実習室、給食実習室、試食室を用意し、幼児教育保育学科では、ピアノ指導室（5 室）、ピアノ練習室（13 室）、音楽教室（3 室）、美術教室（2 室）、陶芸室、子育て支援教育プレイルームを用意し、ビジネスコミュニケーション学科では、コンピュータ教室（3 室）、秘書実習室、医療秘書実習室、ホテル・ブライダル実習室を用意している。デジタルライフビジネス学科では、令和 5 年度に 327 教室（演習室 1）及び 328 教室（映像スタジオ）をスタジオ及びラボに改修した。そのほか PBL（課題解決型学習）ルーム、ラーニング・サポートセンター、多目的ホール（すみれホール）を設置している。

施設整備については、総務委員会（施設整備部会）において各部門、各学科からの要望を集約し、法人本部と予算面での調整を行った上、計画的に実行している。大規模な整備事業としては、令和 5 年度に行った 231 教室（大講義室）の改修、令和 6 年度のコンピュータ教室の改修が挙げられる。

授業を行うための機器・備品として、各講義室に放送設備、プロジェクター、DVD、スクリーン等を備えている。また、教務課にノートパソコン 6 台、モバイル Wi-Fi 3 台、CD ラジカセ 3 台、OHC1 台、レーザーポインター 2 つを常備し、必要時には教室に運んで使用できる。機器・備品の整備に関しては、耐用年数を考慮し計画的に更新を行っている。

図書館に関して、令和 6 年度末の蔵書数は 87,755 冊（内国書 84,624 冊、外国書 3,131 冊、学術雑誌数は 3,955 冊）である。図書館延床面積は 535.82 m² で、うち閲覧室面積は 300.22 m² を有し座席数は 62 席である。他には、DVD が鑑賞できる機器を 5 台設置

し、参考図書や関連図書も整備している。図書館設置パソコンは、平成 30 年度に 5 台追加し、現在 10 台を設置している。図書館運営については、滋賀短期大学図書館規程（提出-規程集 31）により定められ、紀要・図書委員会が担当し、日常業務は株式会社リブネットに業務委託契約し、厳格な運営を行っている（備付-78）。

購入図書選定に関しては、年度始めに教員（非常勤講師含む）に授業に関連する基本図書の選書を依頼し、カリキュラムに沿った備品図書の充実を図るなど、図書館備品図書選書基準を確立している。また、平成 27 年度には「滋賀短期大学寄贈資料受入れに関する申合せ」（提出-規程集 121）を定め、受入れについては適宜進めている。廃棄システムは、「滋賀短期大学図書館除籍内規」（提出-規程集 32）を整備し、備品図書の管理をしている。

体育館は 1,336 m²を有し、体育授業で使用するほか強化クラブ（バレーボール部）がほぼ毎日使用している。体育館で活動する強化クラブがバレー部のみとなってからは、附属高等学校のクラブ活動場所としても大学体育館を使用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

物品（消耗品、貯蔵品等）に関する固定資産台帳や備品台帳、貯蔵品台帳などを整備し、適正に維持管理を行っている。固定資産システムを導入しており、施設設備、物品の正確な管理に努めている。

火災・地震対策、防犯対策に関しては、「滋賀短期大学防火管理規程」（提出-規程集 113）、「滋賀短期大学危機管理規程」（提出-規程集 45）を整備し、「滋賀短期大学危機管理ガイドライン」（備付-81）を策定している。また、防犯対策の強化を図るために、警備員の正門立哨による人的警備と構内の要所に防犯監視カメラを設置する機械警備を併用し、夜間においては全館（全研究室含む）に機械警備システムを導入している。さらに、消防法の規定に基づいて消防設備の定期点検を年 2 回実施し、全学生及び全教職員に対して防災訓練（通報訓練・避難訓練・初期消火訓練）を年 1 回実施している。令和 6 年度は震度 6 強の直下型地震の発生を想定し、地震発生時の初動対応の訓練を実施した。また、教職員による自主訓練として、非常用避難椅子の使用を想定した避難訓練を実施した。

平成 26 年度に 2 号館教室棟の耐震診断を行い、IS 値において一般基準（IS 値 0.6 以上）をクリアしているが、0.7 をクリアすべく令和 2 年度に耐震補強工事を実施した。令和 5 年度、2 号館図書館棟 3 階の天井部分の耐震不足による耐震補強工事、および天井鉄骨部分のアスベスト除去工事を実施した。加えて 3 階の階段教室（231 教室）が老朽化しているため、これらの工事と同時に 231 教室の内装の改修工事も実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、システム管理者を中心に対策を講じている。教職員及び学生にはパスワードを設定し、ファイアウォールやウイルス駆除ソフトの導入、アクセス権限の設定、シンクライアントシステムの導入等により、外部からの不正アクセスを防御するとともに、コンピュータウイルスの侵入に対処している。また、他の大学等で情報流出が生じた状況においては、情報システム部

会長が迅速に関連情報と警告を促すEメールを全教職員に配信することにより対応している。現在、コンピュータシステム上のデータの管理については、個人情報保護基本方針及び個人情報保護に関する規則により管理している（提出-規程集 5、6、7）。

令和6年度に教育用システムを刷新し、セキュリティ対策の強化を行っている。

省エネルギー・省資源対策については、教授会ではもとより、学内掲示、学内Eメール、本学のウェブサイトなどにより、教職員及び学生に省エネ協力を依頼・周知している。また、LED照明器具への計画的更新、不要な照明の消灯、デマンド監視装置の設置、遮熱フィルムの貼付などを行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

バリアフリー化を推進する中、1号館内の1階から2階への移動及び2号館内の1階から2階、2階から3階への移動が階段のみである。いずれも大規模改修が必要なことから、計画的改修が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料：79 滋賀短期大学学内ネットワーク（学生用）資料、80 0A 教室座席配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

授業や学習支援で必要とされる ICT 環境については、学内にデジタル教育部会を設け、定期的に点検を行い、向上・充実を図っている。学内ポータルシステム、電子メールシステム、ラーニングマネジメントシステムを整備し、オンラインで教育、学習支援を行う体制を整えている。学生は各自必携のノートパソコンを使用しているが、コンピュータ教室に設置したパソコンも授業時間外に利用が可能である。

事務職員には一人1台パソコンを供用し、事務処理、教務処理に活用している。ポータルシステムの運用により、学生は自宅からも履修登録や時間割の確認、休開講情報の確認などが可能であり、ユビキタスな教育環境を保障している。令和4年度からは、学生による授業評価アンケートもオンラインフォームで実施しており、授業時間外にも回答できるようにしている。

学生に対しては、各学科において情報処理に関する科目を卒業必修科目として設置し、情報リテラシーとコンピュータ技術を向上させている。生活学科と幼児教育保育学科では「情報処理基礎Ⅰ」、「情報処理基礎Ⅱ」を開講しており、Word、Excel、PowerPoint による文書作成・表計算・プレゼンテーションに関する基礎から実践まで

の技術が修得できるようになっている。ビジネスコミュニケーション学科とデジタルライフビジネス学科では、情報表現のスキルを身につけるための「コンピュータリテラシー（情報表現）Ⅰ」、「コンピュータリテラシー（情報表現）Ⅱ」、データ処理のスキルを身につけるための「コンピュータリテラシー（データ処理）Ⅰ」、「コンピュータリテラシー（データ処理）Ⅱ」、情報システムやサーバ、ネットワークの仕組み、セキュリティなどを学ぶ「情報システム概論」を全コースで必修としている。また、「プログラミングⅠ」、「プログラミングⅡ」、「データベース演習」、「CG演習」、「デザイン論」、「ウェブデザインⅠ」、「ウェブデザインⅡ」、「ウェブデザイン演習」、「マルチメディア演習」、「医療事務コンピュータ」、「電子カルテ演習」など、学生の目的に合わせたコンピュータに関する多様な知識と技術を修得できる科目を配置している。これらはウェブデザイン実務士、上級情報処理士、秘書士、情報処理士、日本医師会認定医療秘書などの資格を取得する上で必要な科目であり、多くの学生が履修している。令和4年度入学生からは、共通科目に「データサイエンス・リテラシー」を設置し、令和5年度入学生からはすべての学科で卒業必修科目として、全学的にデジタルスキルの向上を目指している。

教職員については、「ICTを活用した教育内容改善」をテーマとしたFD研究会を毎年行っており、情報技術の向上に努めている。令和6年度は、「Microsoft Teamsの活用」をテーマにFD研修を行った。現在本学で主に利用しているGoogle Classroomとの比較を行い、今後の教育研究活動におけるより効果的なLMSの活用について考察した。

事務職員については、これらの研修に参加することに加え、情報処理関連の業者の紹介等によるセミナーを受講する機会を設けており、ICTの活用に関わるスキルアップに努めている。

コンピュータシステムの更新や保守に関しては、デジタル教育部会において新規システムの導入や保守管理について適宜検討を行っている。令和6年度は、コンピュータ教室3室の機器更新等について検討会議を重ねた結果、令和7年度の学科再編に伴う新カリキュラムへの対応とBYODの推進を目的に、3室のうち1室のデスクトップPCを更新し、残り2室はBYOD対応教室として改修することとした。次年度新学期からの供用開始をめざし、3月に改修工事を行った。

学内のラーニング・サポートセンターには、授業期間中、担当教員や外部委託のPCサポーターを配置することにより、授業で利用するGoogle Classroom、Google Meet、Google formといったアプリケーションの利用や、Word、Excel、Power Pointの活用、クラウドの利用等をサポートし、学生、教職員が広く学内システムを活用できるように図っている。

教務用のパソコンは、教務課とラーニング・サポートセンターに配置している外部委託のPCサポーターが連携して適期的に更新、メンテナンスを行っている。0A教室に設置されたパソコンは、主として利用しているビジネスコミュニケーション学科及びデジタルライフビジネス学科の教職員が随時更新・メンテナンスを行っている。

学内では有線LANに加え、教室、学生食堂、学生ホールなどにおいてWi-Fi接続が可能である。また、授業等での活用増加に伴うアクセス数の増加に対応するため、必要に応じサーバ、ルータの追加を行っている。令和4年度には教員の個人研究室のLAN

配線を更新し、新たなアクセスポイントの設置を行った。令和5年度にはOA教室と教職員が使用するネットワークの光回線を更新し、通信速度の高速化を図った。

授業ではGoogle ClassroomやGoogle Meetを多く活用し、資料提示、動画による発表、課題提出、オンデマンド授業や遠隔授業等に活用している。このことは予習・復習の充実や、授業参加への意欲向上等、学習効果を高めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

ICTの活用については、授業での活用について最新技術を駆使した教育方法などの講習会を定期的で開催することで技術力の向上を図っているが、教員の専門により求められる内容も異なるため、今後は、より個人のニーズに合ったサポートを充実させていく必要がある。

また、従来、紙ベースで提出したり管理したりしてきた学務的な業務について、学内ポータルサイトを活用した方法への移行が進んでおり、教職員、学生双方にとって業務の効率化が図られている。一方で、そのために常に情報をウェブ上で確認し対応していく態度やスキルが求められることとなっており、意識向上や研鑽の継続がこれまで以上に求められる。いわゆる「情報難民」、「情報弱者」となる者がいない状態を作り出すための工夫が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和3年度入学生からノートパソコン必携化にともない、令和3年3月には全教室で利用できるよう学内Wi-Fiの拡張を行った。令和4年度以降さらに回線の整備などWifi環境の拡張を行って、Google ClassroomやGoogle Meetなどを活用したウェブ上での授業展開やレポート・小テストの実施、授業資料のアップロードなどが常時可能な環境整備を行っている。また、令和3年度には文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を受け、令和5年度入学生からは、全学生に本プログラムの履修を必修化した。このように、ハード・ソフトの両面を充実させることで、ICT活用によるデジタル教育の推進を図っている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料：20～26 計算書類、27 財産目録〔令和4（2022）年度～令和6（2024）年度〕、28 事業報告書（令和6年度）ウェブサイト

https://www.sumire.ac.jp/pdf/zaimu/2024_zaimu.pdf、

29 事業計画書、30 令和7年度予算書

備付資料：82「滋賀短期大学教育研究充実基金」募集案内、83、84、85 財産目録及び計算書類（令和4年度～令和6年度）

提出資料-規程集：25 学校法人純美禮学園経理規程、25の2 学校法人純美禮学園資金運用規程

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

(1) 財的資源の把握

学園全体の財務状況は、資金収支及び事業活動収支において直近 3 年間（令和 4 年度～令和 6 年度）は収支均衡な状態となっている。

以下、直近 3 年間の財務 3 表について説明する。

「資金収支計算書」の合計は、直近 3 か年、収支合計額は 24～26 億円程度で推移し、翌年度繰越支払資金も 5～6 億円程度で安定的に推移しており、前受金収入を上回る額を繰越してきている。また、予算額に即した比較的安定的な決算額推移となっている。ただ、「活動区分資金収支計算書」においては、支払資金の増減が不安定な状態となってきていることは注意していきたい。

「事業活動収支計算書」における経常収支差額は、直近、令和 6 年度は収入超過（黒字）となった。教育活動による収入面は、学生生徒園児入学者数の伸び悩みにより、学生生徒納付金等の収入が不安定な要因となっている。特に令和 6 年度の短期大学の学生数が収容定員を大きく下回ったことが大きな一因となった。補助金関係は、直近 3 年間は安定しつつも、短期大学の経常費特別補助金において、私立大学等改革総合支援事業の採択に伴う特別補助金収入が減少傾向にある。加えて、収容定員充足率の減少に伴う補助金率の減少による収入減となっている。収入の不安定がある中、支出面において、適正人員化の推進による人件費、経費関係を中心とした削減対策に努力した。

教育活動外収入は、受取利息・配当金収入が安定的なものとなっている。主な要因は、運用資産において日米の金融市場における金利格差の拡大に伴う高金利運用（外貨建）や株式市場が高値ボックス圏で安定的に推移していることが大きな要因となった。

結果、令和 6 年度の「経常収支差額」は大きく改善した。

施設整備等の特別収支においては、学園全体では特に大きな保全改修もなかったことで大きな収支はなかった。一部、有価証券運用において、満期時の為替差益(11,899 千円)と高等学校の旧送迎バスの売却による売却益(3,650 千円)があり、収支差額の増加要因となった。

「貸借対照表」は、令和 7 年 3 月 31 日現在、「資産の部」合計は 6,306,074 千円となり、

前年度末より 32,091 千円の減少となった。その主な要因は通常の減価償却額分の減少である。「負債の部」合計は 1,066,909 千円となり、前年度末より 123,366 千円の減少となった。その主な要因は「固定負債」として、高等学校の新校舎と保育園園舎の借入金の減少(44,440 千円)と「前受金」「未払金」等の減少によるものである。「純資産の部」合計は 5,239,165 千円で、前年度末より 91,275 千円の増加となった。その主な要因は「第 1 号基本金」「第 2 基本金」の組入れ増加によるものである。

私学事業団の機関要件の確認事務に関する指針である「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」から見る経営判断指標において、直近 3 か年度の事業活動収支計算書における経常収支差額の安定化から、当学園の経営状態区分は「A 3」(正常状態)の基準区分となる。

財政に大きな影響を与える退職給与引当金は、文部科学省の通知(平成 23 年 2 月 17 日付 22 高私参第 1 号)に従い、平成 23 年度(2011 年)から経過措置を適用して 10 年間で 100%繰入れを実施し、令和 2 度で終了した。

資産運用は、「学校法人純美禮学園経理規程」及び「学校法人純美禮学園資金運用規程」に基づき、保有資金の安全性を確保し効果的に運用した結果、令和 6 年度の運用利回りは 3.15%(昨年度 3.01%)となった。受取利息・配当金の増加の要因は、日米金利差拡大による円安、米国の高金利の継続、ロシアによるウクライナ侵攻、世界的な食料品不足による物価高騰も相まって株式相場や債券相場がボックス圏での比較的安定した相場展開となったこと。また、運用債券の早期償還や運用機会の損失期間が少なかったことにより、高利回りの安定収入となった。また、現在、学校債の発行等はない。

本業である教育活動に関して、教育研究経費比率は直近 3 年間、法人全体では 28~29%程度で安定的に推移している。短期大学では直近 3 年間、34~40%程度で推移し、令和 6 年度は 38.36%となった。

教育研究用の施設設備及び教育資源の活用計画は、各科会及び短期大学事務局が予算案を作成し、法人本部事務局との予算折衝ヒアリングを経て計画的な予算編成を実施している。図書は、図書館長を委員長とする広報・図書委員会が予算案を作成し、同様の過程を経て計画的に予算編成を実施し、計画的に実行している。

公認会計士による学園の監査は、年 6 回程度実施している。うち決算監査は 2 日間、その中で学園監事や学園経営者・内部監査室との意見聴取等(三様監査)を行い、双方間のコミュニケーションを図っている。令和 6 年度は重大な指摘事項はなく、計算書類等、経営状況及び現在の財政状態等について、適正に処理し、情報開示していると好評価を受け、監査報告書を受理している。

寄付金は、募集目的・対象を明確にしつつ、特定公益増進法人の証明及び受配者指定寄付金(私学事業団)の手続きを行い、法令に従い適切に行っている。また、毎年度の入学者に関連する寄付金は、任意の寄付であることを申し添え、趣意書を配付している。

R6 年度は高等学校野球部が第 97 回選抜高等学校野球大会に出場したため、多額の寄付金を多数の方から受け入れたことも寄付金増加の要因となった。

短期大学の最重要課題である入学定員の確保については、募集定員を削減(令和 6 年度 300 人→250 人、令和 7 年度 250 人→230 人)した。令和 7 年 5 月 1 日現在、令和 6 年度以前の入学者は 239 人、令和 7 年度の入学者は 172 人となり、収容定員充足率は 85.6%(前年

度 81.6%)となった。短期大学の外部環境において、18歳人口の減少や高校生の四年制大学への進学志向等が強く、全体的に入学者数が減少傾向となっていることは変わらず、今後も定員確保が最重要課題であるとして戦略を強化する必要がある。

令和6年度の入学者状況から学科別収容定員充足率()内は前年度)をみると、入学者は242人となり、入学定員充足率は96.8%(前年度69.6%)、収容定員充足率は81.6%(前年度78.3%)となった。学科別収容定員充足率では、生活学科で76.9%(87.8%)、幼児教育保育学科で94.4%(80.5%)、ビジネスコミュニケーション学科で68.3%(70.0%)、令和4年度連携学科として開設したデジタルライフビジネス学科では93.3%(76.6%)となった。

今後、収容定員充足率が80%を割込むことになれば学園全体として大きな課題を抱えることになるため、入学者への対策は抜本的な戦略を図っていく必要がある。

全体的な財務指標の改善においては、「経常収支差額比率」の改善を重点的な目標とし、安定的な収入超過の状態とするため、収容定員の確保を最重要課題としてその比率を向上させることに尽力していく考えである。

(2) 財的資源の管理

学園全体の事業計画は、2018年度から実施している中長期経営計画「すみれ2030」(2018年度から2030年度)の実践的取組みを強化している。教職員の意識改革や教職協働の考え方、各部門計画の共有化に基づき、運用期間を3段階(第1弾:2018年度から2020年度、第2弾:2021年度から2025年度、第3弾:2026年度から2030年度)に区分して進捗を計画的に管理し、2030年度の最終年度には「学園のあるべき姿」を想像できるような計画の実行・進捗を追求することとしている。

(現在、第1弾の実績報告をホームページに情報公開中。)

予算は、中長期経営計画「すみれ2030」に基づき、目標期間の単年度予算計画を厳格に確立している。法人本部事務局が主導し、各部門の所属長(学長・校長・園長)との運営ヒアリング、各部門予算担当者との財務ヒアリングに基づき、理事長と協議したうえで予算編成の基本方針ならびに予算内容を確立している。

また、常任理事会・理事会で審議・決議し、評議員会及び理事会の審議を経て毎年2~3月に予算を決定している。これら決定事項は、定期的に開催される学園全体の事務連絡会(各部門の課長・担当者等)において周知徹底を図っている。また、教授会・職員会議等でも再度周知徹底され、学園全体でのPDCAサイクルを運用する仕組みとしている。

予算執行の状況は、学園経理規程に則り、経理責任者を経て理事長に報告している。

日常的な出納業務や伝票処理業務は、学校法人会計システム(TOMASシステム)による日々の経理伝票処理や月締め会計処理等により、経理責任者の決裁を経て理事長に毎月報告している。

また、資産及び資金の出納状況は、適宜、出納帳・試算表を作成し、厳格に管理している。予算管理は、一定額以上の大口支出や当初予算に計上されていない突発的な支出については、法人本部と協議の上、妥当性の可否の判断を受け、厳正な予算編成により管理している。

資金運用管理は、学園資金運用規程に則り、毎月・年間の資金繰りを考慮する中で、安全かつ効果的な方法で都度、理事長の決裁を受けた上で運用管理している。

経理関係書類は、資金収支月報(全体・部門別)、月次試算表、金融資産残高推移表(月次)として毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告を行っている。

下記の経年比較表は、新会計基準変更後(平成27年)、直近7年間の主要財務指標の推移である。

表 13 主要財務指標の経年比較表

(単位%)

主要比率	算式(×100)	評価基準	平成30年度 (決算)	令和1年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度 (決算)
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	60%以下	64.9%	69.8%	65.6%	60.7%	59.9%	63.5%	58.4%
人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等給付金}}$	100%以下	100.4%	106.9%	112.0%	97.6%	101.4%	111.1%	103.8%
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	25%以上	25.1%	26.8%	25.1%	28.6%	28.3%	28.8%	28.9%
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	低い方が良 (10%程度)	8.0%	8.3%	7.3%	8.1%	7.7%	9.3%	8.0%
経常収支差額比率	$\frac{\text{経常収支差額}}{\text{経常収入}}$	高い方が良 マイナス回避	1.8%	△5.2%	1.7%	2.2%	3.6%	△1.9%	4.3%
教育活動資金収支差額比率	$\frac{\text{教育活動資金収支差額}}{\text{教育活動資金収入計}}$	高い方が良	5.1%	3.4%	8.7%	12.6%	6.2%	9.5%	11.7%
償立率	$\frac{\text{運用資産}}{\text{累積立債}}$	75%以上	61.8%	50.4%	58.0%	59.7%	59.8%	55.2%	62.1%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	200%以上	195.9%	195.7%	171.1%	206.2%	226.3%	207.7%	236.5%

*平成27年度より学校法人新会計基準に変更しています。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学は、学園全体の中長期経営計画を基本に、更に具体的な第 7 次中期目標・計画（令和 6 年～令和 8 年）を実施している。その骨子は、これまでの伝統と実績を引き継ぎ堅実な教育研究のもとに、地域との連携を深めながら、地域に根差した短期大学づくりをめざす、として下記 4 つを主要なテーマとして取り組んでいる。

①公開講座等による地域貢献活動、②自治体・企業等との地域連携教育活動、③学長裁量経費による地域連携研究活動、④地域に信頼される短期大学づくりである。

学園全体の中長期経営計画「すみれ 2030」の PDCA サイクルにおいて、毎年度検証・見直しを実施しその具体的な改善策を次年度以降の計画・改善として実施している。

学園創立 90 周年(H20 年度)の「学園総合改革」により男女共学校に移行して以来 16 年、入学者においては、短大・高校で一時的に男子学生の増加により総収容者数（在籍者数）の増加があったが、ここ最近伸び悩んでおり、学園全体の収容定員充足率では 87%程度の推移にとどまっている。(令和 6 年度収容定員充足率 87.9% (昨年度 82.4%))

学園全体として定員確保が最大の課題となる中、各部門の学生・生徒・園児数の確保が計画どおり達成できておらず、学生生徒等納付金や補助金等の収入源は伸び悩む傾向となっている。短期大学の入試広報課を中心に学生募集の在り方、広報活動の見直し、関係業者との深耕等、様々な角度から対策を講じている。

短期大学では、学長のリーダーシップのもと、企画戦略会議を定期的実施し、計画性を重視した学生募集活動を実施している。今後は安定的な収入確保の観点からも募集改善策を講じる必要がある。

令和 6 年度の学園全体の「活動区分資金収支計算書」において、「収入」では、本業である教育の教育活動資金収支差額は 194,483 千円の収入超過となった。主な要因は、附属高等学校の入学者数の安定的確保による学生生徒納付金・経常費補助金や寄付金等の確保が主な要因である。「支出」では、人件費は 1,012,185 千円(前年比 77,072 千円減少)。その要因は 短期大学の教職員の適正人員化に伴う人件費の削減である。教育研究経費では、消耗品費、光熱水費、保全改修費、業務委託費等の減少したものの、前年比 13,934 千円の増加。管理経費は前年比 19,117 千円の減少となった。支出の大半を占める人件費は、ここ数年人件費率 60%前後となっているが、令和 6 年度はようやく 60%を切るまでに至った(58.4%)。短期大学の人件費率は、短期大学 1 法人あたりの全国平均は 60%以下(令和 5 年度)となっており、本学もようやく 60%を水準となった。(59.76%(昨年度 64.97%))

施設設備整備活動は、令和 6 年度の支出を伴う大きな保全改修工事はなかった。

人事採用計画は、中期経営計画に基づき、最低年2回は、各部門の「人事調整会議」を開催し、審議・調整している。原則、退職者の補充分を新規採用する考えであること、現場の実情に応じた補充を考え、期限付き採用（特任・嘱託・非常勤）を併用とすることとし、それぞれの部門の適正人員を考慮した中で人件費負担の軽減を図っている。また、教職員の質向上の観点からも採用時の試験・面接の強化、昇任の在り方を図る中で教育の質保証の充実に努めた。

「事業活動収支計算書」は、学園全体の令和6年度経常収支差額は75,516千円の収入超過(黒字)となった。そのうち短期大学においては△36,222千円の支出超過(赤字)となった。

主な要因は、入学者数の不安定的な確保による学納金の減少、それに伴う補助金収入の減少による影響が大きい。直近3年間の収益状況を見るとまだまだ安心できる状態ではないが、大型設備改修などの特殊要因を除くと、比較的安定した収支均衡の状態が保てていると考えている。引き続き収入安定化に向けた努力を実施する方針である。

私学事業団が注視している学校法人の新会計基準において『定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分』は「A3」の正常状態の区分となっている。

「貸借対照表」は、直近3年間、有形固定資産は安定的に推移している。特定資産は計画的な積上となっている。外部負債は、私学事業団からの借入金として平成30年度の高等学校の校舎新築工事に伴う借入金600,000千円と令和1年度の保育所新園舎の建設費や構築物等の経費に伴う借入金200,000千円のみである。令和6年度の借入金残高は599,940千円となった。また、返済能力としては約定年数期間で十分に返済でき、計画的な返済が確立している。

運用資産は、現金預金582,227千円と特定資産1,852,353千円の合計で2,434,581千円保有しており、外部負債に十分対応できる範囲である。

短期大学における学科ごとの教職員人員数は、短期大学設置基準に基づき適正な人員を配置し、配置に応じた経費配分となっている。施設整備費は、中長期の視点で計画的な整備を実施している。教育研究用機器備品等の購入は、人員数に応じた配分計画としている。教員1人当りの教育研究費は一律250千円の予算配分もある。また、特別な研究費は学長裁量で新たな措置もしている。

これらの財務内容等は、学園ホームページや学内報等で情報公開するとともに、学内では事務連絡会、教授会、職員会議等にて教職員全員に対して決算概要・事業報告を説明し、財務内容等の課題を共有化している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

財的資源の基本は、安定した収入源の確保にある。その重点課題は以下の3つである。

①入学定員の安定的な確保

短期大学を取り巻く環境において、18歳人口の減少や四年制大学への志願者数の増加がある中、当短期大学もその影響を大きく受けている。このような環境下、更なる安定的な収入確保には、どうしても入学者数の安定的確保が必要となる。学生募集や入試制度の見直し、短期大学で学びたい、資格が取りたいとする教育への魅力づくりを再検証し、具体

滋賀短期大学

的な施策を講じる必要がある。そうすることで入学定員の安定的確保と安定的な学生生徒等納付金収入の確保となり得ると考える。

②学生 の 留年・退学・除籍率の低下

全国平均から見ても当学園の留年・除籍・退学率は高止まりしている。令和6年度は短期大学全体で4.4%程度となった。留年者3名(8名)、中途退学者17名(20名)=20名)。

特に、新型コロナウイルス感染拡大時からの学生の心理的不安の高まり、環境や文化の違いのある留学生は減少傾向となっており、その対応には十分注意・配慮を払う必要がある。また、学生の将来設計や学園の財政上の機会損失とならないよう、学生との個別相談や日常のコミュニケーション等、学生一人ひとりと向き合い、学生にとって面倒見の良い短期大学と評価されるような取り組みを進めていかなければならない。

③競争的補助金の獲得

多数の大学が様々な教育活動により補助金を獲得しようとする中、まずは、短期大学の教育的取り組みが学生にとって魅力的なものであり、地域社会との連携・協働が効果的・有意義なものとなり、また、学園のステークホルダーから評価される教育活動となるよう取り組まなければならない。その教育活動の支援策として、競争的な国庫補助金の獲得は積極的に推進しなければならない。特に、①特色ある教育活動への展開、②地域社会への貢献、③新学科に関するデジタル技術の活用について具体的かつ進展的な取り組みが必要となる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育の質向上のため、ICTへの取り組みは現代の情報社会で必須であり、短期大学全学科で関連科目を卒業の必須条件としている。

施設設備関係では、学内の無線LAN、Wi-Fi環境整備、ポータルシステムの機能強化、BYOD対応コンピュータ教室の整備など、情報環境の改善を図ってきた。

令和4年度からはデジタルライフビジネス学科が新設され、デジタルとモノづくりと教育の視点を組み合わせた新しい時代のライフデザインやニュービジネスの開拓ができる人材育成を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財的資源に関しては、短大進学者数の減少に合わせて定員規模の適正化を図り、定員充足率を上げることが第一の課題である。令和6年度には入学定員を300人から250人に減じたが、令和7年度には学科再編とカリキュラムの構造改革を行った上、定員をさらに20人削減する。また、その規模に応じた教員組織、事務組織への改編を行い、人件費を削減し収支の安定化を図る。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営】

＜根拠資料＞

提出資料-規程集： 1 学校法人純美禮学園寄附行為、38 令和 4 年度理事会議事録、39 令和 5 年度理事会議事録、40 令和 6 年理事会議事録、42 令和 4 年度教授会議事録、43 令和 5 年度教授会議事録、44 令和 6 年度教授会議事録、45 令和 4 年評議員会議事録、46 令和 5 年評議員会議事録、47 令和 6 年評議員会議事録、

備付資料： 90 財政改善中期計画（学園財政中期計画）、86 理事長の履歴書、87 学校法人実態調査表 [令和 4 年度 (2022)]、88 学校法人実態調査表 [令和 5 年度 (2023)]、89 学校法人実態調査表 [令和 6 年度 (2024)]、91 学校法人純美禮学園中長期経営計画「すみれ 2030」

提出資料： 38 令和 4 年度理事会議事録、39 令和 5 年度理事会議事録、40 令和 6 年度理事会議事録

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。】

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、令和 3 年度から学長を兼務している。建学の精神及び教育理念については、学園創設者の足跡を自ら調べて、私学経営研究会の月刊誌「私学経営」に掲載するなど、その背景を含め学内で共有化する取組みを熱心に行っている。年度当初に行う新入教職員研修会では建学の精神及び学園の状況について説明を行っている。教育目的及び目標についても十分に理解し、長年にわたる大学教員としての教育・研究の実績に加え、他大学で理事・副学長として大学経営に携わった経験を有しており、教育に深い見識がある。

常任理事会及び理事会などにおいて、リーダーシップを発揮するとともに、他の理事の意見を踏まえて学園の方向性を決定している。これまでの経歴及び経験に裏づけされた理事長の言動は、学園の全教職員から大いなる信頼を得ている。

また、附属高等学校、附属幼稚園及び附属すみれ保育園と地域社会との連携の重要性を認識し、実践に移している。

学園運営の基本となる「財政改善中期計画（学園財政中期計画）」及び予算策定にあたっては、自らの考えを堅持・明確にし、法人本部事務局が各部門から予算要求ヒアリングした結果の報告を聞いたうえで、適宜指示を出している。このように理事長は学校法人の業務を総理している。

理事長は、決算及び事業報告、理事の年間の執行業務について、監事の監査を経て、5 月に開催する理事会において議決を得た後、評議員会に報告して意見を求めている。

理事会は、学校法人の最高議決機関として位置づけ、学校法人の業務運営を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、学校法人純美禮学園寄附行為（提出・規程集1）第15条の規定に基づいて、理事会を開催している。理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。学園の重要事項については各部門の戦略会議等で検討を重ねた後、常任理事会及び理事会で審議することにより最終意思決定を行っている。

短期大学が毎年実施している自己点検・評価においては、自己点検評価部会が個別に自己点検・評価を行い、自己点検・評価委員会で検討を重ねた結果を、理事長が委員長を務める自己点検・評価統括委員会において総括している。この統括委員会は報告を統括整理し、短期大学全体の自己点検・評価報告書として取りまとめている。さらに、理事会で審議することにより最終意思決定を行っている。

理事長及び理事会は、短期大学の発展のために学園運営に必要な情報等の収集を行っている。日本私立短期大学協会の総会及び日本私立学校振興・共済事業団のリーダーズセミナーなどへ参加し、他の短期大学と交流を図るとともに情報収集を行っている。また、学園内においても短期大学から学内の状況及び周辺地域の情報等を収集し、理事会へ適宜報告するとともに、学園の意思決定に必要と思われる事項は、理事長がその旨の指示を出して情報収集に努めている。

理事長は、学生・生徒の入学定員の確保等について、短期大学全体で教職員の意識をさらに高め、教職員が一丸となって取り組む必要があると認識している。また、各学科もまとまりを重視し、学科長中心に、様々な課題の提案を期待している。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事長及び理事会は、短期大学の発展のために学園運営に必要な情報等の収集を行っている。日本私立短期大学協会の総会及び日本私立学校振興・共済事業団のリーダーズセミナーなどへ参加し、他の短期大学と交流を図るとともに情報収集を行っている。また、学園内においても短期大学から学内の状況及び周辺地域の情報等を収集し、理事会へ適宜報告するとともに、学園の意思決定に必要と思われる事項は、理事長がその旨の指示を出して情報収集に努めている。

理事会は、学校法人の最高意思決定機関であることを念頭に、短期大学の運営に関する責任主体は理事会（理事長）にあることを認識し、法人運営に携わっている。また、理事会における議論及び報告などを通じて、理事の職務執行状況を監督している。学校運営の基本となる学則の改正及び理事会の承認が必要とされている重要な規程の改正は、理事会での審議を経て整備されている。また、その他の運営に必要な規程の整備についても、教授会等で審議された事項により理事長へ適宜報告されている。

[区分 基準Ⅳ-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

理事就任者には、理事長及び法人本部事務局から短期大学案内、附属高等学校要覧、附属幼稚園要覧および附属すみれ保育園しおりなどの資料等により、建学の精神をは

はじめとして学園の経営方針及び短期大学の運営状況などを説明している。理事就任者は、これらを十分に理解した上で、自らの学識及び見識に基づいて法人運営に携わっている。理事の退任は、学校教育法第9条を寄附行為第10条で準用している。

理事選任は、学長経験者、校長経験者及び学識経験者等を中心に候補者を人選し、私立学校法第38条の規定に基づく寄附行為第6条の規定を基に適切に選任されている。

学長及び教員の欠格事由は、寄附行為に規定されていないが、就業規則に基づき学校教育法の欠格事由による解雇規定が定められている。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の課題>

各理事に事前に資料を熟読してもらうためにどうすべきか検討している。

各理事へ iPad 支給による配信システムの導入、資料の情報管理も視野に検討中。

<テーマ 基準IV-A 理事会運営の特記事項>

特になし

<テーマ 基準IV-B 教学運営>

<根拠資料>

備付資料： 19 滋賀短期大学アセスメント・ポリシー、68 FD 活動の記録、69 SD 活動の記録、94 各種委員会議事録（令和6年度）、95 自己点検・評価委員会議事録（令和6年度）、96 自己点検・評価統括委員会議事録

提出資料： 42, 43, 44 教授会議事録

提出資料-規程集： 67 滋賀短期大学委員会規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

本学では、「滋賀短期大学委員会規程」第1条に基づき、教学マネジメント委員会を設置し、学長を委員長として、副学長、学長補佐（教務）、学長補佐（学生）、学長補佐（入試）、各学科長、図書館長、ALO、事務局長、各課長を構成員とし、原則として月1回の定例会議を開催している。本委員会の企画、審議事項は、以下のとおり定めている。

- (1) 全学の教育方針の策定に関すること
- (2) 教育の質的向上に関すること
- (3) 教育の内部質保証に関すること
- (4) その他、大学の教育改革及び教員（教育環境を含む）の改善に関すること

建学の精神に基づく三つの方針については、各学科や担当委員会における確認と検

討を経て、教学マネジメント委員会で原案を策定し、教授会で定めている。また、学生が獲得した学習成果については、各学科や担当委員会又は部会が収集・分析したデータをもとに教学マネジメント委員会で達成状況と課題を確認し対策を講じた上、教授会で審議又は報告されている。このように、学習成果獲得に向けた機関レベル、教育課程レベル、授業レベルのPDCAサイクルは、学科、担当委員会、教学マネジメント委員会を経て、教授会で確認する体制が整っている。

教学マネジメント委員会の下部組織として、IR部会、FD・SD部会及びデジタル教育部会を設置し、各部会において教育の質向上のため具体的な事業計画を策定、実施している。

IR部会は、学内外の教育研究及び業務運営等に係る情報を収集し、それらを分析・評価して、カリキュラム改革や授業改善等の検討資料として教学マネジメント委員会や教授会で報告している。

FD・SD部会は、全学のFDとSDに関して、教育力向上のためのシステムや教授法の開発に関する調査研究を行い、教育活動の支援と教職員の能力開発を目的に年間複数回のFD・SD研修会を企画、開催している。

デジタル教育部会は、全学的なデジタル教育推進のため、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」の点検・評価、各学科の情報関連授業科目の点検・評価、学生が使用する情報機器の整備・更新、学内の通信環境の整備・更新、ICTを活用した授業改善等、学内のあらゆるデジタル課題に対し、専門的な見地から対策を講じ、教学マネジメント委員会や教授会で承認を得て、各学科教員、担当教職員等と連携して事業を実施している。

また、学科、担当委員会、教学マネジメント委員会及び各部会の活動を一体化し、PDCAサイクルの効果を上げるため、令和6年度にアセスメント・ポリシーを制定し、教学マネジメントの確立に努めている。アセスメント・ポリシーに基づく評価の詳細は、基準Ⅱ-B「学習成果」で述べたとおりである。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項>**

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

備付資料： 70 学報、97 監査報告書、100 ウェブサイト「令和4年度の教育情報の公開/令和4年度事業報告及び決算概要報告

<http://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/>

98 監査報告書、101 ウェブサイト「令和5年度の教育情報の公開/令和5年度事業報告及び決算概要報告」

<http://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/>

99 監査報告書、102 ウェブサイト「令和6年度の教育情報の公開/令和6年度事業報告及び決算概要報告」

<http://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/>

91 学校法人純美禮学園中長期経営計画「すみれ2030」

提出資料： 45 令和4年度評議員会議事録、46 令和5年度評議員会議事録、47 令和6年度評議員会議事録

提出資料-規程集 9 学校法人純美禮学園ガバナンス・コード

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、理事会に毎回出席して理事の職務執行状況を監督するとともに、法人本部事務局等から説明を受け、必要に応じて学校法人の業務または財産等について意見を述べるなど、業務監査を実施している。

私立学校振興助成法に基づいて会計監査を委託している公認会計士による会計監査のうち、決算監査時には、立ち合いのもと意見聴取を実施している。また、決算理事会や評議員会に出席し、監査報告等をしている。

毎会計年度の監査報告書は、会計年度終了後3か月以内の6月末までに開催される理事会及び評議員会へ提出している。また、この報告書は法人のウェブサイトにて公表している。

監事は、文部科学省が開催する監事研修会に積極的に参加し、私学行政の課題や現状について認識を深めている。

また、監事の監査項目やその役割が多岐にわたっており、短期大学を取り巻く状況等についての情報を得るため、教学面の監査を充実させている。各部門の教学担当者から現状や課題について意見交換を積極的に実施している(教学監査)。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

学園の寄附行為に基づき、評議員の現員数は令和6年4月1日現在17人(定数は17人から23人)であり、理事の現員数は令和6年4月1日現在8人(定数8人から11人)であり、理事数の2倍を超えている。

私立学校法第42条に規定されている予算、借入金及び重要な資産処分に関する事項などについては、寄附行為第20条(諮問事項)の規定に基づいて理事長があらかじめ評議員会の意見を聞き、その後理事会で議決している。また、評議員は、寄附行為第22条の規定に基づく選任区分にしたがった数により組織している。

[区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

会計監査人とは、年度初めに学園と公認会計士事務所において「監査契約書」を交わ

し、年間の監査目的及び範囲、監査時間数、報酬額、特約事項等を定め、監査約款に基づき適正な監査を実施している。

年間7～9回程度の監査を実施している。その中では、学園の内部監査室と協働で各部門の内部監査及び内部統制の助言や指摘を受けている。また、学園の監事や経営陣との交流の場を設け意見交換している。(三様監査の実施)

特に、決算監査においては、計算書類等を入念に監査し、決算の事務担当者との意見交換により決算内容の理解を深めている。最終的に、決算において「監査報告書」をもって完結している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

ガバナンス強化や財政体質の強化においては、学園の中長期経営計画「すみれ2030」(2018～2030年)に基づいた各部門の事業計画や財務計画を毎年度厳格に検証し改善していくことにある。

しかし、現状、その検証結果が次期度以降の計画や改善に十分反映することができているとは言えず、課題である。教職員全員がその計画を共有し、一丸となって各項目の目標等に対してPDCAサイクルを稼働させる必要がある。

事業計画や財務情報の公開については、学校法人会計基準の改正により、「第三者にもわかりやすく」、「学校経営の改善に役立つ」等の観点から、学校法人の経営状態や財務状況の透明性の充実が図られた。学園としては、事業計画や財務情報の公開により、さらなる事業計画や財務の健全性を追求し、学園体質の強化に努めるとともに、教職員全員が事業計画や財務内容を共有し、健全な意識改革を実行していく必要がある。

学校法人のガバナンスは、学校法人を取り巻く環境変化のスピードやその高度化に対して、学校経営者が的確・迅速に対応していく組織的仕組みづくりが重要となる。理事会・評議員会・常任理事会の機能強化。内部統制では監事、内部監査室や学園の公認会計士等による三様監査機能の強化。各部門の委員会等の役割強化など、それぞれの機能強化が求められる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

令和3年3月理事会・評議員会において、学園ガバナンス・コードの設置を承認した。学校法人純美禮学園ガバナンス・コードによる適切な学園運営を行っていく。

[テーマ 基準IV-D 情報公表]

<根拠資料>

備付資料：103 学校法人純美禮学園ガバナンス・コード、104 学校法人純美禮学園ガバナンス・コード確認表 ウェブサイト

<https://www.sumire.ac.jp/tandai/guide/release/release-2024/>

[区分 基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情

報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

平成 19 年(2007 年)に学校教育法が改正され、大学は、教育研究成果の普及や活用の促進に資するため、教育研究活動の状況を公表するものとされており、平成 22 年(2010 年)には学校教育法施行規則の改正により、教育研究活動等の状況として公表すべき事項は、ウェブサイトを通じて詳細に公表・公開を行っている。

財務情報は、①法人の概要、②法人会議及び監査の実施状況、③各部門の教育推進の概要(事業報告等)、④決算概要及び決算書類と主要な財務指標・グラフ等を公開するとともに、1. 財産目録、2. 貸借対照表、3. 収支計算書、4. 事業報告書、5. 監事による監査報告書等の閲覧にも供している。また、「大学ポートレート」(日本私立学校振興・共済事業団)にも公表している。さらに、本学の学報等を通じても公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

私学法改正に伴う学校法人会計基準変更の動向に従い、情報公開整備の準備をする。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

特になし

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

理事会機能の充実、教育の質保障・教職員の質向上に努め、理事長・学長等の強いリーダーシップを通じた学園経営力の強化、内部統制の充実に取り組むことが重要である。

現在、学長が理事長を兼務しているため、従前よりも意思決定が速くなり、各業務のスピード感が醸成され、各部門での活性化が生まれている。

平成 30(2018)年度からは、学園の中長期経営計画「すみれ 2030」が確立され、2030 年度の目標達成に向けて、学園のあるべき姿を追求し、毎年度その結果の検証を繰り返し、改善計画を立案している。

教育及び財務情報等のガバナンスは、迅速かつ適切な対応、実効性のある取り組みを実施している。

また、「一般行動計画」は、ウェブサイトへ掲載している。今後もガバナンスの強化を図るため、ウェブサイトを活用した取り組みを実施していく。

監事監査は、年間計画を作成し、監査内容の充実に取り組んでいる。特に学園の公認会計士、学園の内部監査室や経営者との連携や対話(三様監査)を強化していく。理事の職務執行への牽制、ガバナンスの強化にも努めている。

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和 4 年 9 月に受けた認証(第三者)評価において、「理事会及び評議員会において、

監事がひとりも出席せずに開催された回がある。」との重大な指摘を受けた。それ以降、理事会及び評議員会における監事の出席を義務化し、監事との連携を図り適正に対応している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

監事による学園監査の役割はますます重要となってきている。

監事は、理事会・評議員会への出席と理事の「職務執行監査」及び決算等に係る「財務監査」、学園全体の教学に関する「教学監査」を実施することで学園の課題を検証する機会を設ける。

加えて、学園の内部監査室との対話や連携を図り、適正な会計処理方法や事務の効率化等を図っていく。また、理事長等学園経営者と学園の公認会計士との三様監査を実施し、更に充実した監査内容となるよう改善を図っていく。

令和4年8月4日改正の寄附行為により、監事の評議員会出席を新たに規程上に明示した。監事の役割の明確化と学校法人のガバナンス改革の法制化に伴う共有認識を図っていききたい。